

パブリック・コメントの実施結果について

平成26年3月12日

古賀市環境課

(環境整備係)

パブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント  
手続き実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規程に基づき、次の  
とおり公表します。

(1) 政策等の題名	第2次古賀市環境基本計画(古賀市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)を含む)
(2) パブリック・コメント手続き の実施期間(政策等の案の公表日)	平成25年12月16日から 平成26年1月14日まで (平成25年12月16日)
(3) 提出意見等	別紙のとおり
(4) 政策等の案からの変更点及び 理由	別紙のとおり

本件に関するお問い合わせ先

古賀市環境課環境整備係(電話092-942-1127)

第2次古賀市環境基本計画(古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む)(案)パブリック・コメント実施結果

平成26年3月12日

第2次古賀市環境基本計画(案)に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	第2次古賀市環境基本計画(古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む)
(2) 政策等の案の公表日	平成25年12月16日(月)
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	平成25年12月16日(月)～平成26年1月14日(火) (30日間)
(4) 意見等提出者数	9名
(5) 提出意見等件数	34件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり
(7) その他の修正点	下記のとおり

■ 提出意見等を考慮した結果及びその理由

第1部 第2次古賀市環境基本計画

目次	原案	番号	パブリック・コメントの内容	反映の有無	理由等	
第2章 古賀市の現況と課題	P.12 2自然環境 (1)生物多様性	1	これは大変な問題です。それをもとに記載されている魚貝類がデータとして出されていますが、危惧を覚えます。それ以降市民団体が太根川流域で生物調査やシンポジウムなど何回か開催されています、そのデータや関係者、学識経験者の調査結果を踏まえ内容を包含した調査結果をこの計画に反映すべきと勘案します。	原案のとおり	P.49<取り組みの方向性>A 保全方針・戦略の策定に今後の方向性を示しています。	
	P.14～15 (2)人と自然とのふれあい	2	あまり開発が入っていない不入谷は生物多様性の上から重要な地点であるため、追加してはどうか。	原案のとおり	出典は平成24年度市民アンケート調査結果を引用したものです。保全対象区域等を別途検討する際には参考にさせていただきます。	
	P.16 3生活環境 (1)大気環境 (騒音・振動、悪臭)	3	「大気環境の保全」について…近隣都市(福岡市・宗像市)のデータをもって古賀市のデータを推測しており、県に働きかけて一般環境測定器の設置をして実測でのデータからその対策を立てるべきではないか。 自動車排気ガス測定も未設定、「おおむね良好」と判断しているが、この曖昧さがあっていいのだろうか。今後の交通量の増減及びハイブリットカーの普及状況などで大気環境の変化予測もないまま計画案としている。また、これをもって二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、光化学オキシダント(O <sub>3</sub> )、微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )をだしているが古賀市での実測値ではなく、あくまでも推定値。計画案のやり直しが必要ではないか。	古賀市には、県の一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに設置されていませんが、周辺の福岡市(香椎、吉塚)と宗像市の測定結果をみると、 <u>微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)を除く測定項目において、環境基準の長期的評価を満たしています。</u>	ご意見を踏まえ、左記のとおり修正しました。 測定局の設置は県の所管であり、県全域の大気環境を踏まえて配置されています。大気汚染物質は一点で留まっておらず、広範囲で測定されているため、現在の近接する測定局の結果を活用していきたいと考えています。	
	P.22 4地下水	4	古賀市薬王寺で飲み水問題ですがなぜか古賀市ホームページのパブリックコメントの部分がありません。現在飲み水についてですが、この付近では、水銀が出ますが、22ページでは(第2次古賀市基本計画)では問題が無いように書かれています、これは水銀問題が解決又は出ていない(隠ぺい)でしょうか、この辺の問題も提起したいと思います。	取扱いなし	古賀市パブリックコメント手続実施要綱第11条第3項の規程により	
	P.32 (2)第1次計画に示した取り組みの成果と課題	5	第1次計画では、10年間の計画期間において「循環」、「共生」、「調和」、「参加」の4つのキーワードを軸に、延べ173の施策に取り組んできました。さらに、検討を行ったものの、総合的判断から実施を見送った施策もあり、検討した施策は約250にのぼります。 その中で、当初想定していた施策で実施率の低い項目は、「参加」をキーワードとした施策です。環境教育・環境学習の推進、指導人材の育成・活用など、市民や事業者の意識、要望を考慮したソフト面での調整を行う必要があります。平成24年度に設立したぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)、アダプトプログラム制度の立ち上げなど、母体となる組織が誕生したことから、第2次計画では「参加」に該当する施策をさらに展開していく必要があります。	第2章8の「第1次計画の振り返り8-2(1) 施策の実施状況」は、【環境目標1～4】のすべてにおいて、実施されたとする173の施策のほとんどが第1次計画当初から「すでに実施中(継続実施)」として掲載されていた施策ではないでしょうか。計画策定時に「実施予定」「今後実施を検討する」として掲載されていた施策の内、この10年間で新たに取組まれた施策はいくつあるのかが、この振り返りの書き方では見えてきません。	その内、計画策定時「実施予定」、「今後実施を検討する」としていた149の施策の内、新規に取り組んだ施策は83におよび、さらに、検討を行ったものの、総合的判断から実施を見送った施策もあり、検討した施策は約250にのぼります。	ご意見を踏まえ、左記のとおり修正しました。
第4章 環境像を実現するための体系的な取り組み	P.46～47 第4章環境像を実現するための体系的な取り組み	6	<具体化するためのキーワード> その1 郷土愛を育んでいくまち(自然の営みの保全と活用～次世代への財産の引き継ぎ) その2 恵みに感謝し、いのちを育む持続可能なまち(未来への責任～思恵への感謝といのちの大切さ) その3 人の環が自ら広がっていくまち(身近なところで楽しみ、古賀の魅力を発見する)	P.47の体系図中、ワークショップで出されたという具体化のためのキーワード>その1～その3がありますが、これがどのように計画の中に活かされているのか全く見えない。せっかくのワークショップを活かした形になっていない。	原案のとおり	ワークショップの提言内容については、複数の環境分野を含む内容であるため、環境像を具体化するためのキーワードとして整理しています。
P.51 B-① 農地の保全と有効活用	7	水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、水路・ため池などの適切な維持管理を促し、継続的な機能維持に努めます。 生産された野菜などの一部をコスモス館の販売や学校給食に用いることで、地産地消の推進を図るとともに、市民農園の整備や市民がその大切さを実感できるようなふれあいの場の創出にも努めます。 また、古賀市に点在する耕作放棄地や遊休農地についても有効な活用の在り方について引き続き検討していきます。	耕作放棄地や遊休農地の活用が「引き続き検討する」では、全くやる気が読み取れない。(第1次計画の「農地保全のための遊休農地の解消、担い手不足の解消」は10年かけてどれだけ取り組んだのか取り組めたのか。) 例えば、学校教育と連動して子どもたちに米や農産物を育てる喜びを与えるような意義のある取り組みとか、おめて担当部署の職員がやる気を起こす前向きな施策を考えてほしい。	また、耕作放棄地対策については、 <u>国の制度である「人・農地プラン」事業を進めるとともに、農業委員会による指導強化、同時に耕作放棄地の再生事業を実施していきます。</u>	ご意見を踏まえ、左記のとおり修正しました。	

第4章 環境像を実現するための体系的な取り組み	P. 51 B-② 森林・松林の適正な管理と保全	B-②森林・松林の適正な管理と保全 人工林の計画的な間伐や「古賀市10万本ふるさとの森づくり事業」で実施したグリーンパークの木々の育林を継続して実施していくとともに、海岸に植生する松林についても、松くい虫防除のための農薬散布や松葉かきなど、ボランティア団体と連携・協力しながら適切な管理に努めていきます。 また、近年問題が顕著になってきている竹林被害の問題についても、有効な対策の検討やそれに向けた体制の整備などについて考察していきます	8	B、森林の保全、農地の保全と活用（51ページ）ここに碎石場（山が剥がれている）森林の保全との関連としてこの環境をどうするかは何もない。対策が必要です。大根川流域及び人々の生活に将来少なからず影響してくると思われる。	原案のとおり	ご意見として承ります。
			9	2. 人や環境にやさしい森と木材活用 古賀市の森(山林)は、先人が汗して育てた森であり、古賀市の環境改善や資源として、福岡や日本の環境の一部を支えている森です。しかし、当計画には具体的な施策が見えてこないのは残念です。 古賀市のふるさとの森がいかにあるべきか、環境に与える影響やその森林の多面的機能(水源涵養快適環境形成機能、土砂災害防止/土壌保全、物資生産機能、生物多様性保全、地球環境保全、保健・レクリエーション機能、文化機能)はあらゆる環境に係るものであり、同時に古賀市の森林資源として生かし、「持続可能な森林経営」へ循環する資源化を前向きに踏み出したいものです。 地球温暖化対策は急がれますが、古賀市としても木材を有効利用して、森林林業の活性化からCO2を固定化し削減実績を積み上げたいものです。 環境基本計画は、地球環境等の背景を考慮しつつ、環境にやさしい森を守り、活用する森林林業再生出発点の今後10年と思います。未来に対して森林資源の活用に取り組んで実績を示すときです。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
			10	B-②森林の保全は項目だけで具体策が全くない。 せめて学校・公共施設の建設・大規模改修時や備品購入の際にはできるだけ古賀産木材を使うとか、市内事業所にも働きかけるとかの項目を加えて、少しは林業者を後押ししてはどうか。 B-②松林の適正な管理と保全について、パラソルラインと呼ばれる福津～新宮に至る美しい古賀の海岸線の防風林のほとんどは、花見校区と北区・中川区の西校区区民の定期的な清掃活動が長年継続されていることにより保全されていることに全く無頓着な施策や取り組みの具体例となっている。	原案のとおり	ご意見として承ります。
	P. 53 C-① 薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用	C-①薬王寺水辺公園内のビオトープを、ボランティア団体などと共働して、計画的な保全に取り組みます。また、小学校（舞の里小、花見小）内にあるビオトープについても、学校やボランティア団体などと連携・協力しながら保全を図るとともに、環境学習の場としても有効に活用していきます。	11	小学校内ビオトープの計画的な保全と活用について、花見小・舞の里小のビオトープが現在どんな状態か知っているのか。作りっ放しで管理されていないので荒れ放題、ビオトープとして機能していないのが現状。 先進例としての宇美小学校の取り組みを見習った実効性の伴う計画文に書き換えてはどうか。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
			12	ビオトープの維持管理には学校と地域と環境ボランティアの連携・協力が欠かせない。特に地域の協力・参加が欠かせないため、「地域」という記載を追加してはどうか。	また、小学校（舞の里小、花見小）内にあるビオトープについても、学校やボランティア団体をはじめ、地域、PTAとも連携・協力しながら保全を図るとともに、環境学習の場としても有効に活用していきます。	ご意見を踏まえ、左記のとおり修正しました。
	P. 53 C-② 自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造	C-②環境保全型ブロックの使用など自然環境に配慮した整備を推進していきます。 また、ボランティア団体と連携した草刈りなど、景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざします。 計画改訂の際の市民アンケートで「特に残して欲しい緑・水辺」として要望の高かった千鳥ヶ池公園では、ヒシの除去を実施することで、良好な公園環境の維持に努めます。	13	自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造では、市役所裏の大根川上屋敷地区で取り組まれ完成させたワークショップこそが、今後のすべての市民共働のモデルケースになるのではないかと。九州大学・福岡県・古賀市建設課・地域住民を中心とする市民に子どもまでも巻き込んで、何度も大根川周辺を歩き、生き物調査を含む水辺環境調査もして、開かれた講演会やワークショップを繰り返した取り組みについて、建設課に聞き取りをして加筆しては如何。	C-②環境保全型ブロックの使用など自然環境に配慮した整備を推進していきます。 また、ボランティア団体と連携した草刈りなど、景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざします。	ご意見を踏まえ、左記のとおり修正しました。
			14	環境課・古賀市はたの会共催の「水辺の楽校」を実施しているため、「環境学習の場としても活用」の文章を追加してはどうか。 また、ぐりんぐりん古賀で実施したカメラ調査などで外来種(ミシシッピアカミミガメ)が確認されていることから、「外来生物の防除」についても追加してはどうか。	P. 53 C-②施策内容 また、ボランティア団体と連携した草刈りなど、景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざすと共に、環境学習の場としても活用していきます。	ご意見を踏まえ、左記のみ修正しています。本計画では施策の方針について包括的な記載とし、これまでの取組内容については、それぞれ分野別の施策項目で写真、コラム等の枠を別に設けて記載します。
	P. 57 B水環境の保全	B水環境の保全	15	B水環境の保全の「指標と数値目標」の表の中、「汚水処理人口普及率」が、現況90%→目標（平成35年度）91.6%となっている。B-2で公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進の施策の中で「水洗化の普及・促進を図る」としているのに、10年もかけてわずか1.6%のみのアップなのか。目標は100%とすべきではないか。	P. 57指標と数値目標 B水環境の保全 汚水処理人口普及率 現況：94%、目標：100% 備考(指標設定の考え方)：現況は平成24年度実績 目標は古賀市生活排水処理基本計画	ご意見を踏まえ、左記のとおり修正しました。
	P. 60 B-① 指定文化財の適切な維持管理と有効活用	B-①既に指定済の文化財についての適切な維持管理を行うとともに、その歴史的・文化的価値に関する調査研究を引き続き実施します。また、案内板の設置や、「唐津街道」、「鹿部田淵遺跡」をはじめとする古賀市の文化財めぐりなどの開催により、文化の保全と継承、市民への普及啓発を推進することで、歴史景観の保全に努めます。 また、古賀市の重要遺跡に関する調査・保存や、史跡整備、埋蔵文化財収蔵施設の整備などを推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。	16	B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用の中に、この計画案が提出されたのちに発掘された「船原古墳」は古賀市の誇りなので、ぜひ挿入すべき。	また、古賀市の「船原古墳」などの重要遺跡に関する調査・保存・整備、文化財収蔵施設の整備などを推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。	ご意見を踏まえ、左記のとおり修正しました。
			17	1. 緑・歴史・風景の調和の記述に、奈良藤ノ木古墳以上、もしくは肩を並べる 船原古墳群で重要な遺物に関して、しっかりと特別に書きこむべき。 2. 今度の10年間に環境計画の期間と、前述の国内、とりわけ朝鮮半島との結びつきを解明されるであろう歳月と重なっており、もっと情熱をこめた記述、目標設定を構築すべき。 3. 古代史を含む歴史文化空間を掘り下げる事で、自然を大切にし、快適な環境だと感じる魅力を創り出す未来があると思われる。 4. おりしも、2014年1月『広報こが』の特集の趣旨と合致すべき、歴史にみる古賀市の重要性について明るい展望を指し示すべき。 5. 前の計画書(P. 68)の市が取り組む具体化施策と比較しても、項目の数からみてもむしろ具体策が後退しているようにも見受けられる。以下のような事例を積極的に掲げられたい。 ○船原古墳出土にもなる国・県レベルの遺物展示博物館等の設置誘致、○古代史ロマン市民向け講演会の開催、○犬鳴連峰案内図(藤野清滝)の刷新、○歴史的建造物調査結果の説明会開催、○古文書デジタル化の説明会開催、○古賀市史の編さん(古賀市制施行20周年記念事業)、○藤野城歴史自然公園化への着手(市長も1月11日藤野どんと焼きで言及されている)、○地域に散在する古文書の収集、保存、○郷土史資料館の設置(福津市はある)、○地域の歴史を地域住民の手で整理していくマンパワーの支援体制、○地名の由来、名所旧跡の標識の設置の大幅な増設、○公施設建造物に対する歴史的経緯を記した記念碑の計画的設置	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。

			<p>P61都市環境B歴史・文化的景観の保全と活用ですが、昨年出土した馬具について一言もないのは不自然。国宝級の遺物であるとされていることから、今後10年の間にはそれ相当の取り組みがあつてしかるべきである。それについてきちんと明記すべき。</p> <p>また、唐津街道の保全も早急に手をつけないと失われてしまう時期に来ていることを認識し、この計画書の中に盛り込み、取り組むべきである。</p> <p>固有名詞を出して、「古賀市のここの歴史的なものを保全する」とわかりやすく記して欲しい。</p>	<p>また、古賀市の「船原古墳」などの重要遺跡に関する調査・保存や、史跡整備、埋蔵文化財収蔵施設の整備などを推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、左記のみ修正しています。</p>	
P. 64 A-① 生ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進(家庭系ごみ)		19	<p>A-①「マイバックの配布」は不要。すでにほとんどの人が持っているので、新たなごみを増やすだけになる。使う気のある人は繰り返し使っている。ほとんどの人は持っているが使わないだけなので、啓発は継続する必要あり。</p>	<p>A-①まつり古賀などのイベントで、生ごみの水分を極力減らす「最後のひとしぼり」をテーマに、水切りの効果についての啓発を行うとともに、マイバックの配布を継続します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、左記のとおり修正しました。</p>	
		20	<p>「最後のひとしぼり」はとても大切なことだと思いますが、これは可燃ごみの中の「水分」を減らすだけで、「循環型社会」・「資源循環」の施策としては弱いと感じます。また、「生ごみ処理機の補助金」についても飛躍的な減量が期待できないことは、その交付件数（H23年度25件）からみても容易に想像できます。せっかく「資源循環」を謳っているのだから、計画の中に「生ごみの回収・資源化」に向けた取り組みを入れていただきたいと思ひます。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>「生ごみの回収・資源化」につきましては、第2次古賀市ごみ処理基本計画の中のP53循環型社会形成についての調査の継続の中で、総合的な検討内容としておりますことから、ご意見として受け止めさせていただきます。</p>	
		21	<p>生ごみの減量とマイバックの啓発を一緒に表記するのはいかがかと思う。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>生ごみの減量とマイバックの配布は、3Rのうち同じ発生抑制の分類になると考えて併記しております。</p>	
P. 64 A-② 資源化率を上げるための分別品目の検討(家庭系ごみ)	<p>「リサイクルの見える化」により、資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取り組みを推進します。最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集できる品目について検討し、資源化率の向上につなげます。</p>	22	<p>A-2における資源化については、剪定枝や紙オムツについて触れられていない。きちんと盛り込み資源化を進めることが、循環型社会につながると考える。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>「剪定枝・紙おむつ」につきましては、第2次古賀市ごみ処理基本計画のP53循環型社会形成についての調査の継続の中で、総合的に検討しておりますことから、ご意見として受け止めさせていただきます。</p>	
P. 65 A-③ ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供(事業系ごみ)	<p>実態把握調査の結果を踏まえ、事業者を訪問し、製造・流通・販売などの事業活動の各段階における廃棄物について、減量と資源化を促進するための啓発、指導を行い事業者へ取り組み促します。</p> <p>事業者に対する、適正処理、減量、資源化の関心を高めるため、取り組みを促すパンフレットを作成します。また、「3Rの見える化ツール」を活用し、環境負荷削減効果が分かる事業者向けの情報を広報・HPなどに掲載し、事業者へ3Rの取り組みを促します。</p> <p>事業者が自主的・自発的に取り組むことができる他自治体の事例などを調査研究し、広報・HPなどでの啓発に反映させます。</p> <p>環境負荷の少ない事業活動への変革を求めため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく3Rの取り組みができる情報提供を行います。</p>	23	<p>P65のごみ対策は、循環型社会を形成していこうとする今、また、将来の清掃工場をどうしていくかという観点からも重要施策である。その観点からみて、あまりにもお粗末な内容ではないでしょうか。清掃工場の将来構想の中間報告では2032年までに1400トンのごみ減量が必要と出ている。計画的な減量政策を策定すべきである。</p> <p>生ごみの減量について水切りだけではないでしょう。まつり古賀での目に見える取り組みも重要で生ごみ処理機の普及活動も大事ですが、それに加え、堆肥化への啓発など第1次（P56）での取り組みを参考にして、できていないものには力を注ぐ必要があると思う。家庭から出る生ごみの堆肥化は資源化として表記することも必要ではないか。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>清掃工場の将来構想については、中間報告であり今後玄界環境組合において更に精査されるものでありますので、その内容を本計画に盛り込むことはできないと考えております。</p> <p>家庭から出る生ごみの堆肥化につきましては、第2次古賀市ごみ処理基本計画の中のP53循環型社会形成についての調査の継続の中で総合的な検討内容としておりますことから、ご意見として受け止めさせていただきます。</p>	
P. 65 A-④ 資源化率向上のための取り組み(事業系ごみ)	<p>資源化の余地が残されている食品廃棄物や古紙などは、新たな資源化ルートの構築に取り組みます。</p> <p>事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取り組みについての支援を検討します。</p>					
P. 70 C年齢層に応じた環境教育・学習の充実	<p>環境プログラム実施数 現況：0回、目標：30回/年</p>	24	<p>年齢層に応じた環境教育、学習の充実とあるが、要望に従い実施する旨改めてほしい。また具体的に環境教育プログラムの実施につき現状0回、目標平成35年/年30回とあるが、これも年度別目標値を明確にして、実施計画に織り込むことを強く要望する。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	
第5章 みんなで取り組む共働プロジェクト	P. 75～77 1大根川輝きプロジェクト	<p>・大根川の自然を守りながら、楽しめる川にします</p> <p>・水のきれいな大根川にします</p> <p>・大根川をふるさとの風景として活かします</p> <p>・みんなで大根川を愛すべき川にします</p>	25	<p>既に既存ボランティア団体が、3～4年前から大根川P J、古賀ふるさと見分けの会として活動中で、これは、古賀の空間の構造を見分ける桑子先生（東京工業大学）らのシンポジウムが古賀ふるさと見分けの会主催で、九州大学島谷先生、林先生、小野名誉教授などをパネラーに招き、多くに市民参加のもと盛大に開催された。以降年2～3回古賀市で開催されている。昨年2回、子どもたちも参加しワークショップも開催された。当然大根川流域の生物調査や、水質検査は何回も実施済である。これらの有力市民団体活動実績を反映させた今回の計画、施策、立案であったのか、なければ、これらの学識経験者の意見も参考にして対応願えないか。</p> <p>第1部第5章「みんなで取り組む共働プロジェクト」はなぜ大根川が特化されているのでしょうか。川はまちのシンボルとして多くの方の関心が高いのでとりあげることは賛成ですが共働プロジェクトが川だけというのは解せません。</p> <p>共働で行わなくてはいけないものは、松林（古賀・中川・花見）の整備、海岸清掃、まちなかの清掃、竹林などの整備など多くあると思います。</p> <p>また、古賀市を流れる川は大根川水系の中に入りますが、谷山川を出しているのであれば、その他の川も名前をだした表現にするほうがいいのではないかと。（中川・粟王寺川・米多比川・青柳川）さらに、上屋敷地区では親水性の水辺構想が動き出していることから、これについて明記されたい。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>実際に施策を進める際に、ご指摘の調査結果等も踏まえて、具体的なスケジュール、役割分担等を検討していきます。</p>
				<p>P. 75 そこで、古賀市の自然環境を構成する重要な要素の一つである大根川を、生物多様性・水質・景観などの分野を総合的に保全し、その過程を個人・団体などの多様な主体と共働して推進していくことで、大根川が将来にわたり輝き続けることを目的とします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、左記のみ修正しています。</p>	

第7章 計画の着実な推進にむけて	P.84～86	1. 計画の推進体制 2. 計画の進行管理	26	第7章の「推進体制・進行管理」は、第1次計画とほとんど同じ（「古賀市環境市民会議」が「ぐりんぐりん古賀」と名称変更したのみ）です。 その上、実施計画書の作成が、「3年を1期」から「5年を1期」と変更され、これでは第1次計画のかなりの部分がやり残し又は全く手つかずであったとの反省が読み取れず、むしろ後退ではないか、とさえ思えるのは悲しいです。 せめて、庁内の「環境政策調整委員会」は年数回定期的に開催し関係各課との連携がスムーズにいくようにすると、「環境審議会」の開催回数を増やすとか、担当課はPDCAに不断的努力ができるように組織を再編するとかして、進捗状況を把握しやすいようにする必要があります。 要するに、第1次計画の時より推進体制を強化する体制づくりをすべきではないでしょうか。	原案のとおり	「環境政策調整委員会」及び「環境審議会」は、環境政策に関わる事実、環境保全に関する諸事項について適宜開催していきます。
---------------------	---------	--------------------------	----	--	--------	---

第2部 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

目次	原案	番号	パブリック・コメントの内容	反映の有無	理由等
第3章 二酸化炭素の削減目標	<排出量削減目標> 平成35(2023)年度における二酸化炭素総排出量を基準年度(平成10(1990)年度)より5%の増加に止め、現況年度(平成21(2009)年度)より3%削減する。	27	二酸化炭素削減目標に関して、現況年度(2009年)に比べて3%削減などは中途半端で目標とするにはあまりにも常識的すぎる。せめて、京都議定書に示されている1990年に対して削減目標を設定するくらいの高い目標を掲げて欲しいと思う。	原案のとおり	ご意見として承ります。
第5章 推進体制と進行管理	P.114 図2-23計画の推進体制	28	地球温暖化防止のため、世界の人々は画期的な防止活動に取り組まなければならない。古賀市においても、市民・事業者が自分の事として本格的に取り組む必要がある。このため、ライフスタイル改善や技術革新を理解するために、いつでも誰でも具体的に体験し学習できるように「見える化の場づくり」が必要であると考えます。 温暖化防止の具体的な取り組みを、市民・事業者に情報発信及び実践促進するため、いつでも温暖化対策を見て体験できる「常設展示場」創設を提案します。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。

(計画全体・その他)

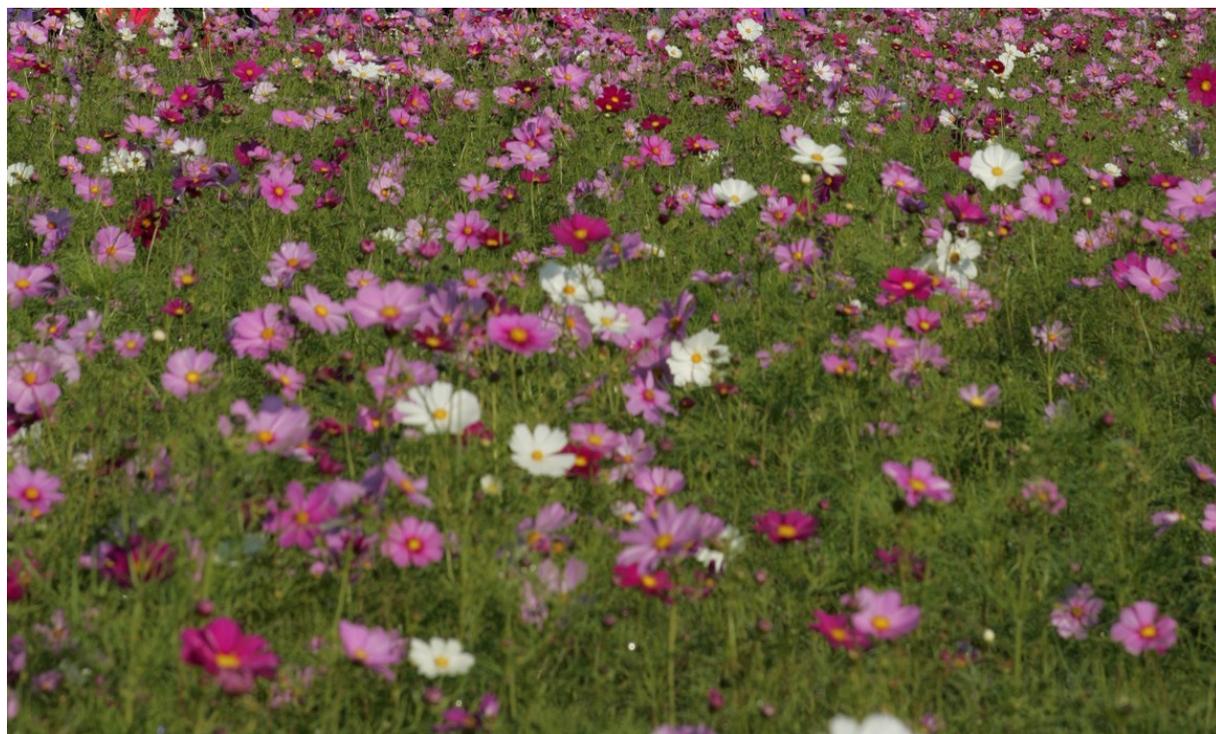
番号	パブリック・コメントの内容	反映の有無	理由等
29	これだけは必ず実行するという重点項目を設けることや、現状認識にとらわれない高い目標を掲げるなど、インパクトのある計画にすべきだと思う。 古賀市民だけでなく、市外の人も含めて古賀の環境計画が目目される存在になれば、もっと緊張感のある環境計画になるのではないのでしょうか。さらに、その緊張感が実際の行動にもつながってくるのではないかと。	原案のとおり	ご意見として承ります。
30	①古賀市の山間部では、過去20年以來シカの増加で、森林のスギ、ヒノキ雑木が鹿の角による樹脂を剥ぎ取られる被害や自然樹林の葉や樹皮の食害被害が著しく増えています。近郊の都市周辺でも森林保護にネットを張り巡らせている事例があります。イノシシにおいても人家近くを徘徊して農作物被害を出しています。シカ、イノシシによる森林や農地の被害を最小限にするために近隣市町と協力して適正頭数に抑える努力を果たし、農山村の環境を守りたいものです。 ②森と親しみ観察のすすめ 森林散策すると様々な現象に遭遇します。一つには、古賀市の森を歩きながら観察することで森の現状を理解できます。「百聞は一見に如かず」で、まず皆さんに散策をお勧めします。森林を歩くことで森の成長状況、木の大きさ、現場の斜面や林道の有無は作業の難易度の目安、問題点が見えてきます。森林散策の利点は、山頂からの展望や、城跡などの史跡、景観の再発見、過去の歴史文化を引き出すことができます。山野を歩くことで山菜採取や野生鳥獣の動向も見えてきます。森林に親しむことで、森の役割や活かし方の発想が湧くものと思います。 ③海岸侵食に注意 古賀海岸花鶴川左岸の海浜の海砂が減少して、松原の防風柵が約50mにわたり倒壊寸前になっています。海流の変化等様々な要因があるものと思われま。海浜部浸食の定期点検が必要です。 ④環境基本計画は各課協調が必要 環境問題を提議するならば、広範な問題が当然提起されます。都市計画、都市環境、ごみ対策、リサイクル、再資源化、生活環境、河川、生物多様性、森林、地球環境問題が関連します。このことを、環境基本計画で検討するためには都市計画課、農林振興課、建設課等々関係課の職員を支えたプロジェクトチームとして、幅広い意見を交換し、統一的にまとめる事実と承っています。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
31	「環境課題と取組の方向性」が第2章にあり、第4章の「体系的な取り組み」と分かれていて（しかも「取り組みの方向性」だけは第2章と第4章に2度、それも違う文章になっていて）、第4章では現状も課題もないままの施策となっています。現状→課題→方向性→目標→施策・取組み、との流れが分断され、それぞれの施策となっていた流れが分かりにくいのです。 そこで、第2章の2・3・4・5・6・7と9は、第4章の2以下と対応するように合体させれば理解しやすくなるのではないのでしょうか。	原案のとおり	ご意見として承ります。
32	第2次計画のどこにも「校区コミュニティ」との連携・活用が出てこないのは不可解です。環境課が中心になって立ち上げた「ぐりんぐりん古賀」は、あれだけあちこちにちりばめられているのに…。 「校区コミュニティ」を単に『市民』としてひとくくりにするのは、違うという気がします。「校区コミュニティ」は単なるボランティア団体ではなく、市がかなり以前から『行政と市民との共同のまちづくり』の中心的役割を担うように何年もかけて全校区に設置していった組織であり、それぞれの自治会を巻き込んで、環境を含む様々な活動を区民とともに展開している全体的な組織です。これが全く無視されているのは縦割り行政の弊害でしょうか。	原案のとおり	本計画では、各主体の役割を明確にするため、市民・事業者・行政と大きく3つの位置づけをしています。具体的な施策については、校区コミュニティやボランティア団体等の様々な主体との共働を想定しています。
33	(全体の構成、表示の仕方について) ・全体的に非常にわかりにくい書き方である。もっとシンプルにわかりやすい表記を工夫して欲しい。例えば北九州市のように現状と課題と施策がまとめてありわかりやすい。 ・書き方(表示の仕方)が非常にわかりづらい。例えば、★印、AやB、C、A—①などの使い方、●の使い方など。 ・<環境分野>の表記は矢印の形でなくともいいのでは。また、その中に<環境分野>の文言がどれにも入れてあるが必要ないのでは。簡単に下段の自然環境だけでいいと思う。 ・例:P50 A、B、Cの<取り組みの方向性>を最初のAのところを書いてしまっている。AはAの<取り組みの方向性>、BはBのところ<取り組みの方向性>を入れた方がわかりやすい。そうすれば囲み文字も少なくなる。 ・指標と数値目標の二重線の囲みも違う表現ができるのではないか。 ・基本的な取り組みのところで★の説明を毎回入れているのも煩わしい表現である。 ・P48▲の表記の意味合いがわかりづらい ・取り組みの具体的な場を明記すべき	P.55～81 ・<取り組みの方向性>を各ページごとに整理。 ・「指標と数値目標」の記載を修正。 ・「基本的な取り組み」の記載を修正。 ・P.48の構成を修正。	ご意見を踏まえ、左記のみ修正しています。
34	清掃工場将来構想の中間報告では、2032年以降は受け入れないとしている汚泥の処理について、触れられていない。	原案のとおり	清掃工場の将来構想については、中間報告であり、今後玄界環境組合において更に精査されるものでありますので、その処理の内容を本計画に盛り込むことはできないと考えております。

※なお、字句、誤記の訂正、わかりにくい表現等の適正化を適宜行いましたが、詳細については省略しています。

# 第2次古賀市環境基本計画

(古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む)

(案)



平成26年3月

古 賀 市



## はじめに

古賀市では、市民一人ひとりが積極的に環境へ働きかけることで、良好な環境を創り出すだけでなく、その過程で充実感や安らぎを実感でき、人と自然が共生し持続的に発展することができる「環のまち」をめざしています。

市内の豊かな自然環境を将来の世代へ継承し、市民・事業者・行政などの共働による持続可能なまちづくりを推進するため、第2次古賀市環境基本計画を策定しました。

今回策定した計画では、計画の実効性を高め、古賀市の環境保全に確実につなげていくことに主眼を置き、施策の体系を見直し、具体的な施策を示しました。また、実施計画書を作成し、年次報告書による計画の進行管理を行うことで、計画の着実な推進を図っていくこととします。

環境問題は、人口、産業、土地利用の変遷などの社会条件はもとより、地球温暖化や越境大気汚染など、地球規模の問題まで多岐にわたります。さらに昨今では、資源やエネルギーの確保の問題も顕著です。これらの問題を解決するためには、行政の施策はもちろん、市民や事業者、NPOなどの皆さんとの共働による取組が不可欠です。今後とも環境課題の解決に向け、環境行動の実践を共に取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な見地から熱心にご審議いただいた古賀市環境審議会委員の方々をはじめ、各種調査やワークショップで数多くの貴重なご意見をいただきました市民、事業者、市民活動団体の方々に厚く御礼申し上げます。



平成26年3月  
古賀市長 竹下 司津男



# 目次

## 第1部 第2次古賀市環境基本計画

### 第1章 第2次古賀市環境基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の役割と位置づけ	5
3 計画の対象範囲	5
4 計画の期間	6
5 各主体の役割	6
6 近年の環境をとりまく社会の動き	7
7 計画の構成	9

### 第2章 古賀市の現況と課題

1 市民の評価	12
2 自然環境	14
3 生活環境	18
4 都市環境	25
5 地球環境	26
6 資源循環	27
7 環境意識と行動	29
8 第1次計画の振り返り	33
9 環境課題と取り組みの方向性	38

### 第3章 めざすべき環境の姿

1 めざす環境像	42
2 めざす環境像具体化のためのキーワード	43
3 環境目標	45

### 第4章 環境像を実現するための体系的な取り組み

1 取り組みの体系	54
2 施策推進の考え方	56
3 施策内容	57

### 第5章 みんなで取り組む共働プロジェクト

1 大根川輝きプロジェクト	86
2 環のまちプロジェクト	88

## 第6章 開発事業における環境配慮指針

1 環境配慮の基本的考え方	90
2 環境への配慮事項（事業種別）	90
3 保全すべき対象、法条例による規制条件（地域別）	92
4 運用システム	92

## 第7章 計画の着実な推進にむけて

1 計画の推進体制	96
2 計画の進行管理	98

## 第2部 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### 第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ	100
2 計画の期間	100
3 計画の算定年度	100
4 計画の対象とする温室効果ガス	100
5 計画の対象範囲	100

### 第2章 古賀市の二酸化炭素排出量の現状と将来推計

1 現況推計の方法	102
2 現況推計結果の分析	103
3 将来推計結果	114

### 第3章 二酸化炭素の削減目標

### 第4章 目標の実現に向けた具体的な取り組み

1 施策の方針	122
2 目標の実現に向けた取り組み	122

### 第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制	128
2 進行管理	129
3 公表	129



# 第1部 第2次古賀市環境基本計画

## 第1章 第2次古賀市環境基本計画の 策定にあたって



# 第1部 第2次古賀市環境基本計画

## 第1章 第2次古賀市環境基本計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と目的

古賀市では、平成13年6月に「新・まちづくり計画（第3次古賀市総合振興計画）」を策定し、この計画を環境面から実現することを目的として、平成16年3月に「古賀市環境基本計画(以下「第1次計画」という。)」を策定しました。

第1次計画の策定当時は、ごみ問題や河川の水質汚濁、ライフスタイルの変化に伴う資源やエネルギーの大量消費に起因する地球温暖化など、折しも環境問題の多くが市民の日常生活や企業の事業活動と密接に関わっていることが指摘されるようになってきた時期です。第1次計画の策定は、まちづくりにおける環境保全・環境配慮の視点の導入や、市民、事業者、行政などが共働して環境を重視したまちづくりに取り組むための総合的な指針として、大きな意義をもたらしました。

その後、第1次計画策定から10年が経過し、古賀市の人口、産業、土地利用など、環境状況を左右する社会条件はもとより、地球温暖化や生物多様性の劣化など、地球規模での環境問題や微小粒子状物質（PM2.5）による健康被害への懸念などの問題も浮上し、いまだに多くの課題が存在しています。

また、第1次計画の評価を、施策の進捗状況、市民意識の変化など、さまざまな視点から行ったところ、「実施に至らなかった施策がある」、「策定後の状況変化に応じた適切な対応ができなかった」などの課題があります。

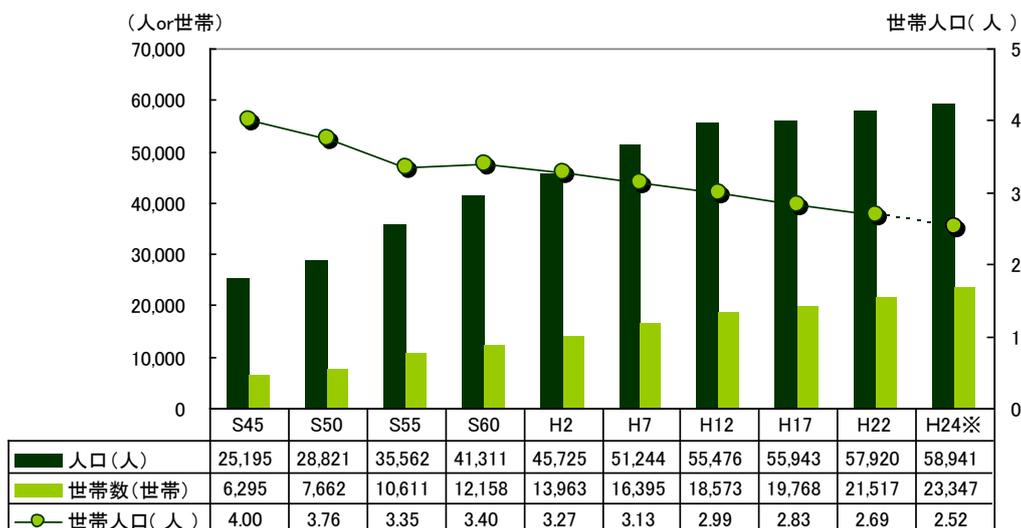
これらの状況を踏まえ、「第2次古賀市環境基本計画(以下「本計画」という。)」は、将来の環境を見据えながら、市民、事業者、行政などの共働による持続可能なまちづくりを推進するため、次の10年間(平成26(2014)年度～平成35(2023)年度)にめざすべき環境像を掲げ、その実現方針を示すことを目的とします。

<古賀市の社会条件の変化>

●人口

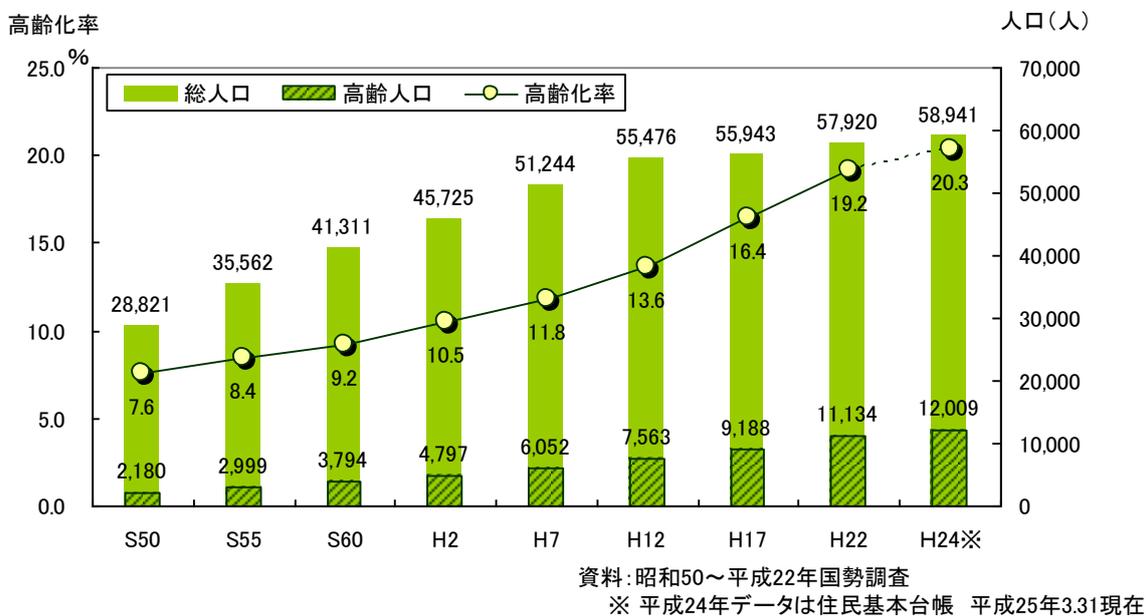
これまで古賀市の人口は増加傾向にあり、この背景には、積極的な企業誘致による工場進出や、福岡都市圏における人口増大に伴う住宅地開発の影響などが考えられます。

また、古賀市の高齢者人口は近年微増している傾向にあり、平成22年の高齢化率は19.2%となっています。



資料:昭和45～平成22年国勢調査  
 ※平成24年データは住民基本台帳 平成25年3.31現在

図 1-1 人口・世帯数・世帯人口の推移



資料:昭和50～平成22年国勢調査  
 ※平成24年データは住民基本台帳 平成25年3.31現在

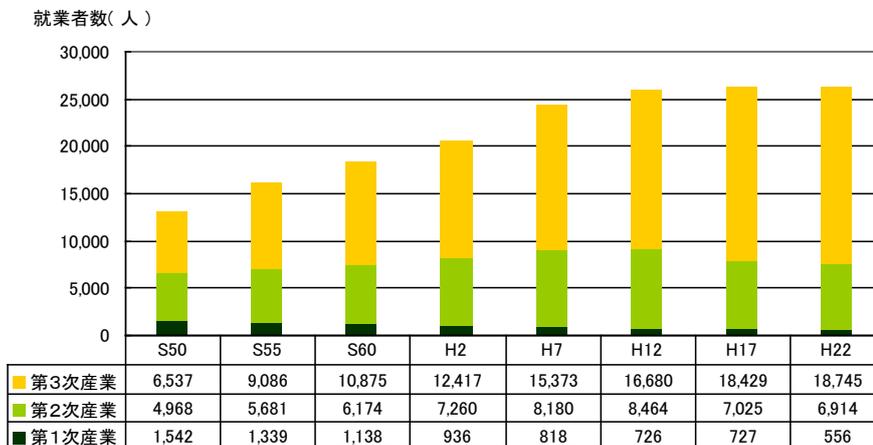
図 1-2 高齢化率の推移

## ●産業構造

就業者数全体の推移は、増加傾向にあります。

また、産業分野別就業者数では、第1次産業就業者数は減少傾向、第2次産業は平成12年をピークに以降減少傾向、第3次産業就業者数は昭和50年から平成22年で約3倍に増加しています。近年の傾向として増加率は鈍化しているものいまだ増加してい

。



資料:昭和50～平成22年国勢調査

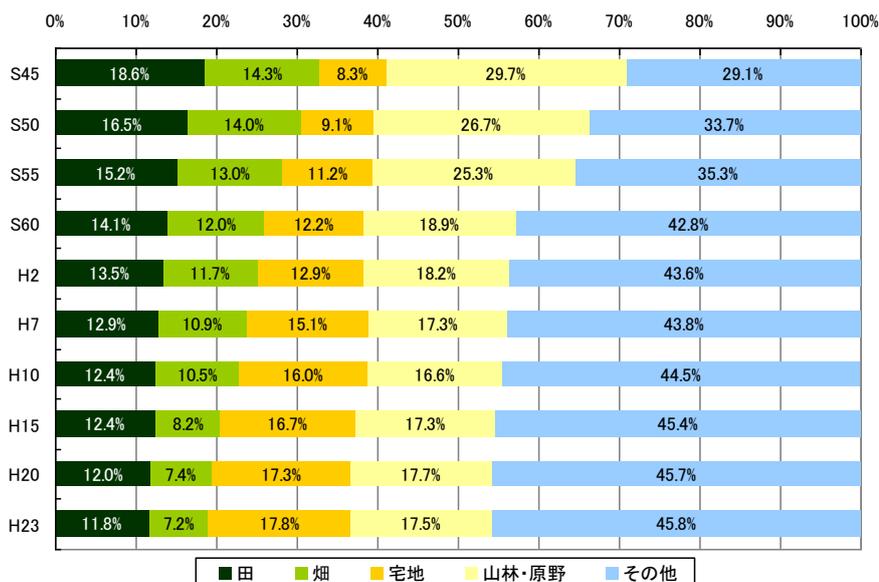
(第1次産業:農業、林業、水産業など狩猟、採集 第2次産業:製造業、建設業など、工業生産、加工業、電気・ガス水道業  
第3次産業:情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業など、非物質的な生産業、配分業)

図 1-3 産業分野別就業者数の推移

## ●土地利用

かつて農業を中心とした生活と土地利用がなされていましたが、昭和40年代以降急速に都市化が進展し、宅地が増加する一方で、田や畑、山林・原野の減少傾向がみられます。

平成23年においては田11.8%、畑7.2%、宅地17.8%、山林・原野17.5%となっています。



資料:古賀市(市税課)

図 1-4 土地利用面積の推移

## 2 計画の役割と位置づけ

本計画は、環境保全・創造に関する施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成16年10月に制定された「古賀市環境基本条例」に位置づけられるものです。

また、本計画は「第4次古賀市総合振興計画」で掲げた都市イメージ「つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」を環境面から実現するためのもので、環境行政の最上位計画に位置づけられます。

具体的には、他の行政計画を環境に配慮した方向へと整合を図るとともに、古賀市はもとより市民、事業者などの共働によって環境に配慮したまちづくりを推進していくための目標や取り組みについて示しています。なお、「古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」については、本計画に含めることにより一体的に推進するものとします。

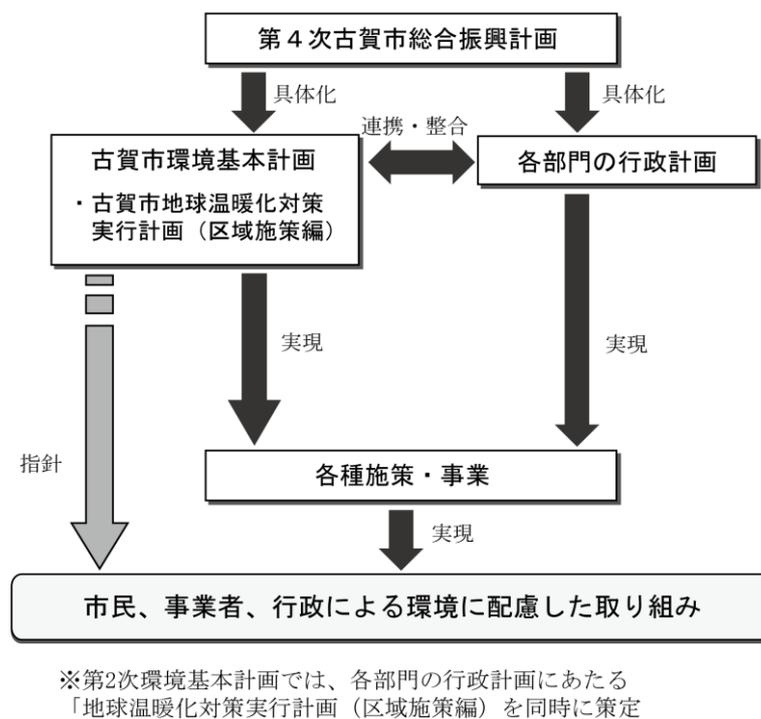


図 1-5 計画の位置づけと役割

## 3 計画の対象範囲

### (1) 対象地域

計画の対象地域は、古賀市全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物問題、大気汚染や水質汚濁など行政区域の枠を超えた広域的な対応が求められるものもあります。このような問題に対しては、古賀市の役割を明らかにし、近隣市町や県、国の関係機関とも連携を図りつつ取り組みを進めていきます。

### (2) 対象分野

環境は私たちの生活を取り巻く様々な要素から構成されています。本計画が対象とする環境の分野を、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境、資源循環、環境意識と行動とし、それぞれの環境の要素を以下のように設定します。

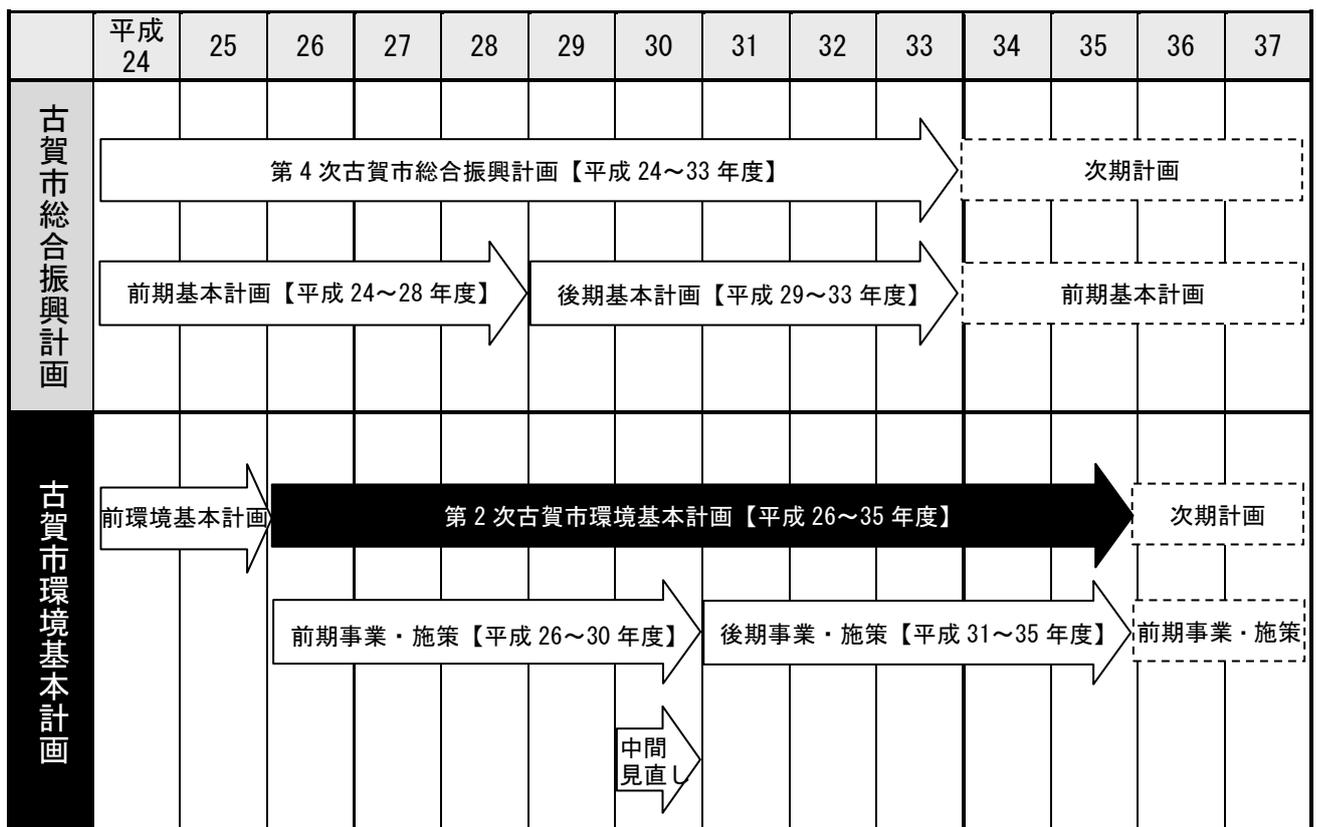
表 1-1 計画が対象とする環境の範囲

環境分野	環境の要素
自然環境	動植物、自然景観、水辺、身近なみどり など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭 など
都市環境	まちなみ景観、歴史・文化 など
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
資源循環	廃棄物、リサイクル など
環境意識と行動	環境教育・学習、ライフスタイル、環境保全活動、市民参加 など

#### 4 計画の期間

計画の期間は、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。ただし、中間年度にあたる平成 30（2018）年度には前期事業・施策の進捗確認とともに見直しを行い、後期事業・施策の決定を行うこととします。また、社会経済状況の変化や科学技術の進展、環境問題の変化など、必要に応じて見直しを行います。

表 1-2 計画の期間



#### 5 各主体の役割

本計画がめざす環境像及び基本目標を実現するためには、市民、事業者、行政(市)などがそれぞれの役割を果たし、かつ連携・協力して取り組みを進めていく必要があります。

そこで、それぞれに求められる各主体の役割を次のように定めます。

#### 6 第 1 部 第 2 次古賀市環境基本計画

### ●市民（市民、地域組織、市民活動団体）の役割

- ・環境の保全などについて関心を持ち、必要な知識を持つよう努める。
- ・環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減するよう努める。
- ・地域コミュニティ組織の活動や、市民活動団体による美化、リサイクル、環境学習などの活動に積極的に参画し、各主体との連携を図る。

### ●事業者の役割

- ・事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境の適正な保全のために必要な措置を講ずる。
- ・製品その他容器包装など、事業活動に関わるものが使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努める。
- ・事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷低減に努める。

### ●行政（市）の役割

- ・公害の防止や自然環境の保全など、その他の環境の保全に関わる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- ・市民や事業者、民間団体の環境の保全に関する自主的な取り組みを促すよう、情報提供などの必要な支援を行う。
- ・市民や事業者、民間団体、国や県、他の自治体などと連携・協力し、環境関連施策を推進する。
- ・自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより、環境負荷の低減に積極的に取り組む。

## 6 近年の環境をとりまく社会の動き

第1次計画策定以降、環境を取り巻く社会の動きは、めまぐるしく変化しています。特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全、循環型社会の推進については、国内外でさまざまな展開をみせています。

また、平成23年に発生した東日本大震災は、私たちに国内のエネルギー政策のあり方や、地域社会のあり方など、多くの課題を浮上させました。

このような中、平成24年4月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」では、めざすべき持続可能な社会として、「低炭素、循環、自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、安全がその基盤として確保される社会」を掲げています。

福岡県では、このような動きを受けて、平成25年に、「第3次福岡県環境総合基本計画」、「福岡県生物多様性戦略」を策定しています。古賀市では国・県の動向を踏まえ、再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に向けた各種補助制度の整備や、資源化の促進を図るため、平成15年度から分別収集を継続するとともに、古紙類回収倉庫を設置するなど様々な取り組みを実施してきました。

表 1-3 第 1 次計画策定以降の社会の動向

年 (平成)	国際的な動向	日本の動向	福岡県の動向	古賀市の動向
17 年	・京都議定書発効	・京都議定書日達計画閣議決定 ・環境省地方環境事務所の設置	・福岡県産業廃棄物税条例施行 ・福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定	・自然環境観察マップの作成
18 年		・第三次環境基本計画閣議決定 ・容器包装リサイクル法改正	・福岡県地球温暖化対策推進計画策定	・環境フェスタの開催 ・粗大ごみ有料回収開始
19 年	・IPCC 第四次評価報告書公表	・21 世紀環境立国戦略閣議決定 ・第三次生物多様性国家戦略閣議決定	・福岡県廃棄物処理計画改訂	・古賀市環境基本計画・古賀市ごみ処理基本計画の中間点検実施 ・古紙類回収倉庫設置(新原)
20 年	・京都議定書第一約束期間開始(～2012 年) ・G8 北海道洞爺湖サミット開催	・第 2 次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・改正京都議定書日達計画閣議決定 ・省エネ法・温対法改正 ・生物多様性基本法公布 ・低炭素社会づくり行動計画閣議決定	・森林環境税施行	
21 年	・気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)開催 ・アジア 3 R 推進フォーラム設立	・地球温暖化対策推進法律施行令の一部改正	・ふくおかエコライフ応援サイト HP 開設 ・13 保健福祉環境事務所を 6 保健福祉環境事務所に統合	・市庁舎に太陽光発電設備を設置(20kW) ・古紙類回収倉庫設置(千鳥ヶ池)
22 年	・気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)開催 ・第 18 回国連持続可能な・生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)開催	環境教育促進法公布 ・生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 ・環境経済成長ビジョン公表 ・新成長戦略閣議決定 ・エネルギー基本計画改定 ・生物多様性地域連携促進法公布	・福岡県土壌汚染対策指導要綱策定 ・福岡県省エネルギー推進会議を設立	・住宅用太陽光発電設備設置費補助制度を開始(1kW 当たり 2.5 万円) ・剪定枝回収モデル事業実施(舞の里地区) ・廃食用油回収モデル事業実施(環境課窓口)
23 年	・気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)開催 ・第 19 回国連持続可能な開発委員会合開催	★東日本大震災・福島第一原子力発電所事故 ・環境影響評価法改正 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立	・ふくおか省エネ・節電県民運動実施 ・福岡県レッドデータブック 2011 発行	・剪定枝集団回収支援事業開始 ・廃食用油回収事業開始
24 年	・生物多様性条約第 11 回締約国会議(COP11)開催 ・気候変動枠組条約第 18 回締約国会議(COP18)開催 ・京都議定書第一約束期間終了	・放射性物質汚染対処特措法施行 ・第四次環境基本計画閣議決定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・再生可能エネルギーの全量買取制度開始 ・地球温暖化対策のための税導入	・福岡県廃棄物処理計画改訂 ・ふくおかのエネルギー HP 公開	・住宅用エネファーム設置費補助制度を開始(1 律 10 万円) ・ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)の設立 ・電気自動車の導入 ・古賀市循環型社会研究会設置
25 年	・気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP19)開催 ・第 19 回国連持続可能な開発委員会合開催	・小型家電リサイクル法施行 ・第 3 次循環型社会形成推進基本計画閣議決定	・第三次福岡県環境総合基本計画策定 ・福岡県生物多様性戦略策定 ・微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起開始	・第 2 次古賀市環境基本計画・第 2 次古賀市ごみ処理基本計画の策定 ・グリーンカーテンの匠事業開始

## 7 計画の構成

本計画に示す内容と構成を図1-6に示します。古賀市の現状と課題を踏まえて今後のめざす方向を明らかにして、必要な取り組み及びその推進に向けた仕組みを定めます。

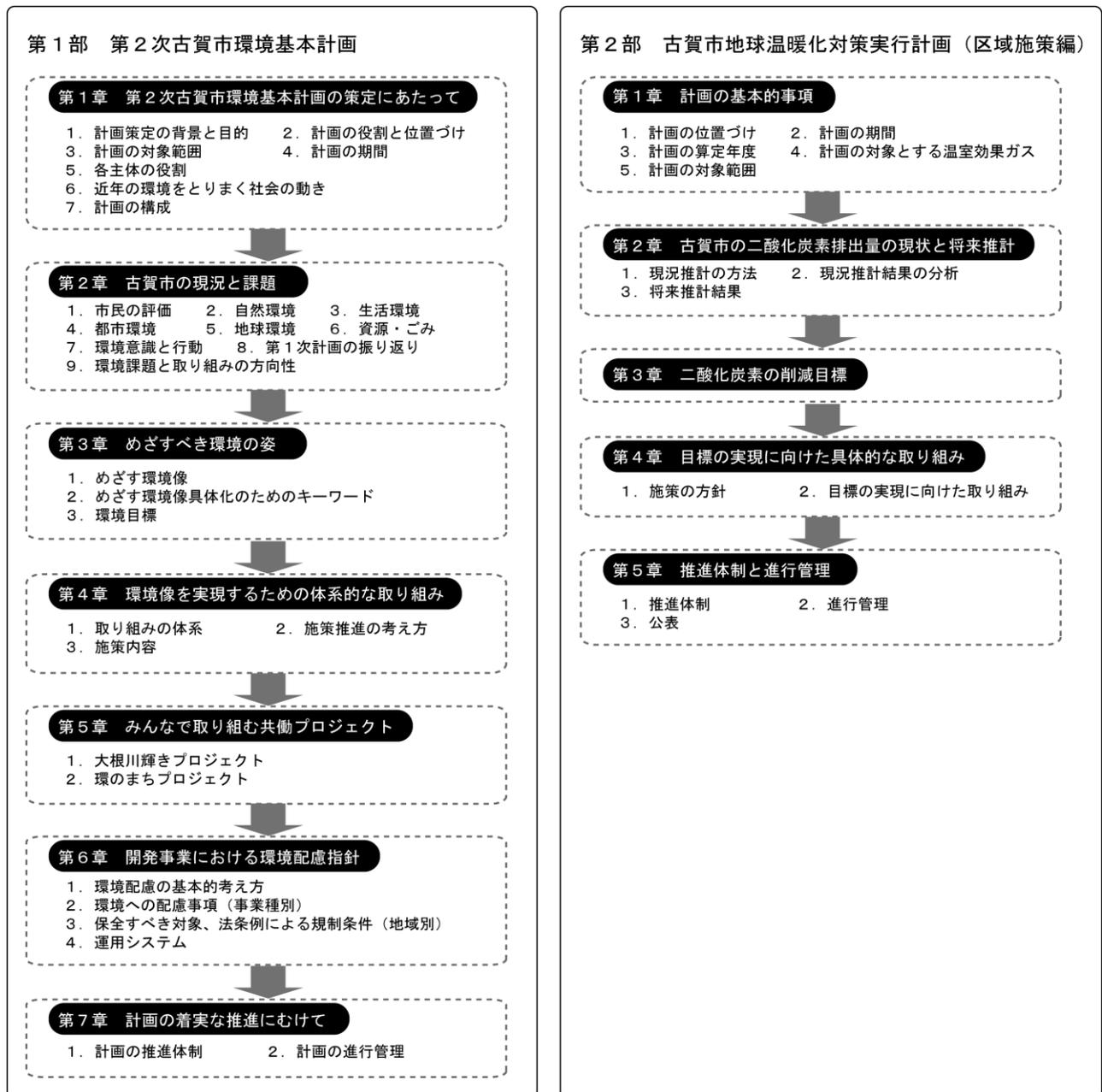


図1-6 計画の構成



## 第2章 古賀市の現況と課題



グリーンパーク

## 第2章 古賀市の現況と課題

### 1 市民の評価

市民アンケート調査結果によると、「特に優れており将来も守っていききたいもの」として、平成14年度の結果では、「清掃やごみ処理」、「空気のきれいさ」、「周辺の静けさ」などが挙げられています。また、平成24年度調査では「自然景観」、「水道水の水質」、「周辺の静けさ」などが上位に挙げられており、自然の恩恵を意識した内容のものが目立ち、自然にあこがれ、惹かれる傾向が強まっています。

また、「周辺環境を良くするために改善が必要なもの」としては、平成14年度、平成24年度の結果についてはともに、「市民の環境に関するモラル（道徳）」、「清掃やごみ処理」、「川や池の水のきれいさ」などが挙げられています。環境教育の必要性、ごみや水などの身近な環境の改善が今後一層求められます。

＜古賀市の環境で特に優れており、将来も守っていききたいもの＞

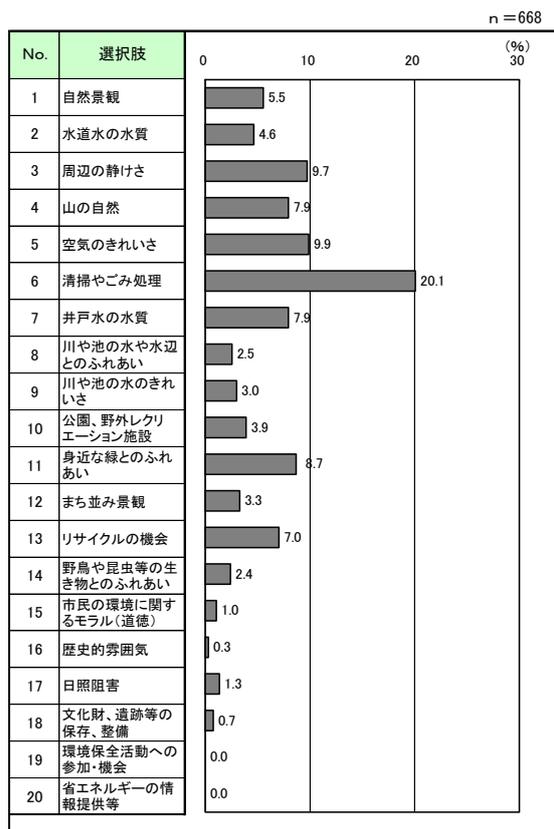


図1-7 平成14年度市民アンケート調査

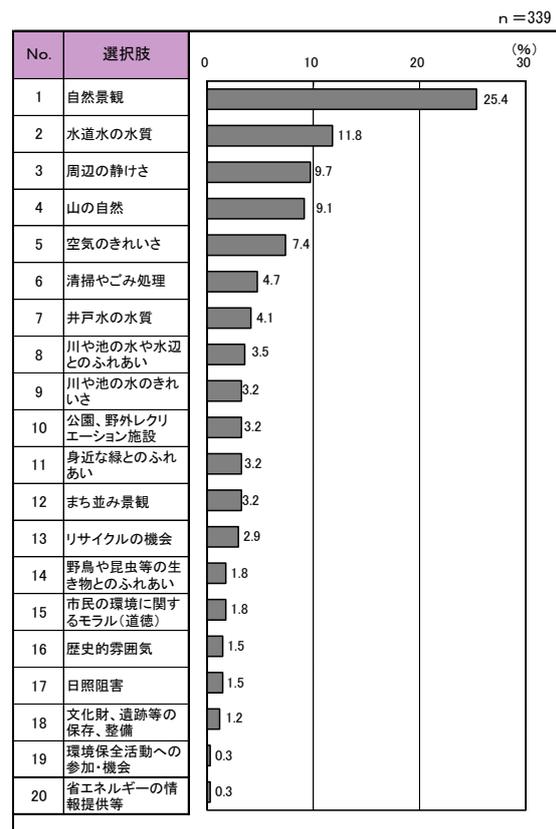


図1-8 平成24年度市民アンケート調査

<身近な周辺環境を良くするために、改善が必要なもの>

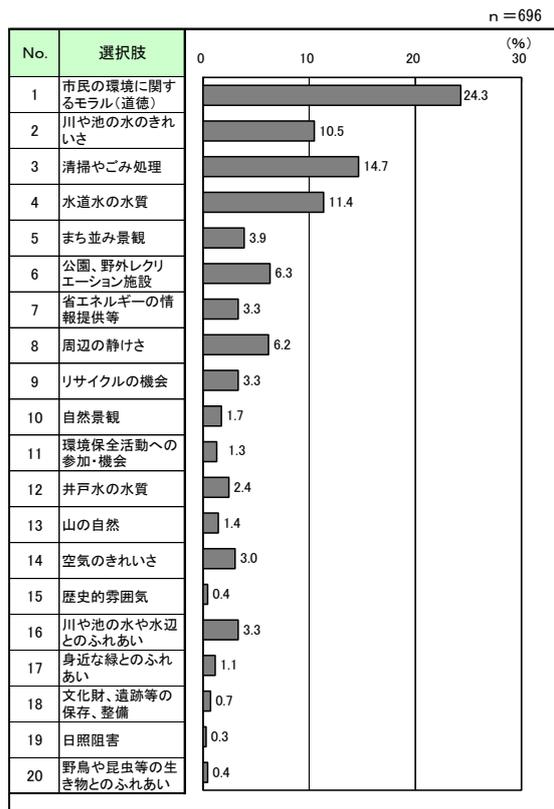


図 1-9 平成 14 年度市民アンケート調査

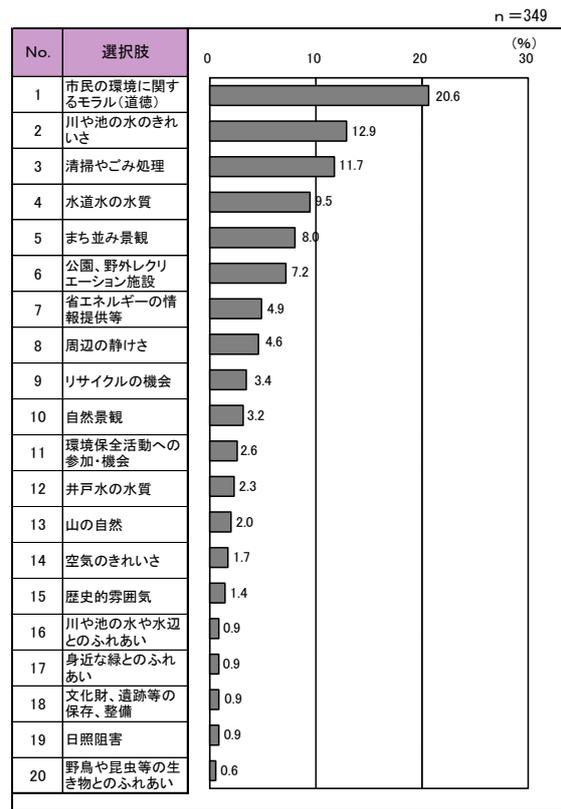


図 1-10 平成 24 年度市民アンケート調査

<問題点・課題>

- ・市民の環境に関するモラル(道徳)の向上
- ・川や池の水のきれいさの維持
- ・清掃活動の推進とごみ処理の適正化

## 2 自然環境

### (1) 生物多様性

古賀市は、西の玄界灘から中央に位置する平野、さらに犬鳴山系、立花山系など自然に恵まれた地域です。また、河川については、中川、犬鳴山系・立花山系に発する大根川が流れ、ともに玄界灘に注いでいます。

このような地理的条件を受けて成立する植生の内、自然性の高いものとして、河内池周辺の常緑広葉樹自然林、海岸部の海岸砂丘草原などが一部残されるものの、多くは人の営みとともに成立した、スギ・ヒノキ植林、果樹園などが里地里山を形成しています。その他、特筆すべき植物群落として、千鳥ヶ池が県天然記念物のツクシオオガヤツリの北限自生地となっているほか、海岸線には白砂青松が連なり、玄海国定公園に指定されています。

また、福岡県レッドデータブックに記載されている希少な植物 5 種、動物 25 種の生育、生息が確認されています。

ただし、古賀市の自然環境については総合的な調査（平成 14～15 年度）が行われてから約 10 年の時間が経過しています。その間、農林業の担い手不足による里地里山の荒廃や鳥獣害の拡大、近隣市町でも確認されているブラックバスをはじめとする外来生物の侵入など、生物多様性を脅かす要素が多く出現しています。これらのことを踏まえ、市内の自然環境の現状を把握し、総合的な保全のための仕組みづくりが必要です。

#### <問題点・課題>

- ・里地里山の荒廃（竹林の拡大など）
- ・鳥獣害の拡大
- ・外来生物の侵入による生態系の攪乱
- ・生物多様性を脅かす各要素と自然環境の現状の把握
- ・具体的な自然環境保全のための仕組みづくり

表 1-4 希少な植生・植物(古賀市)

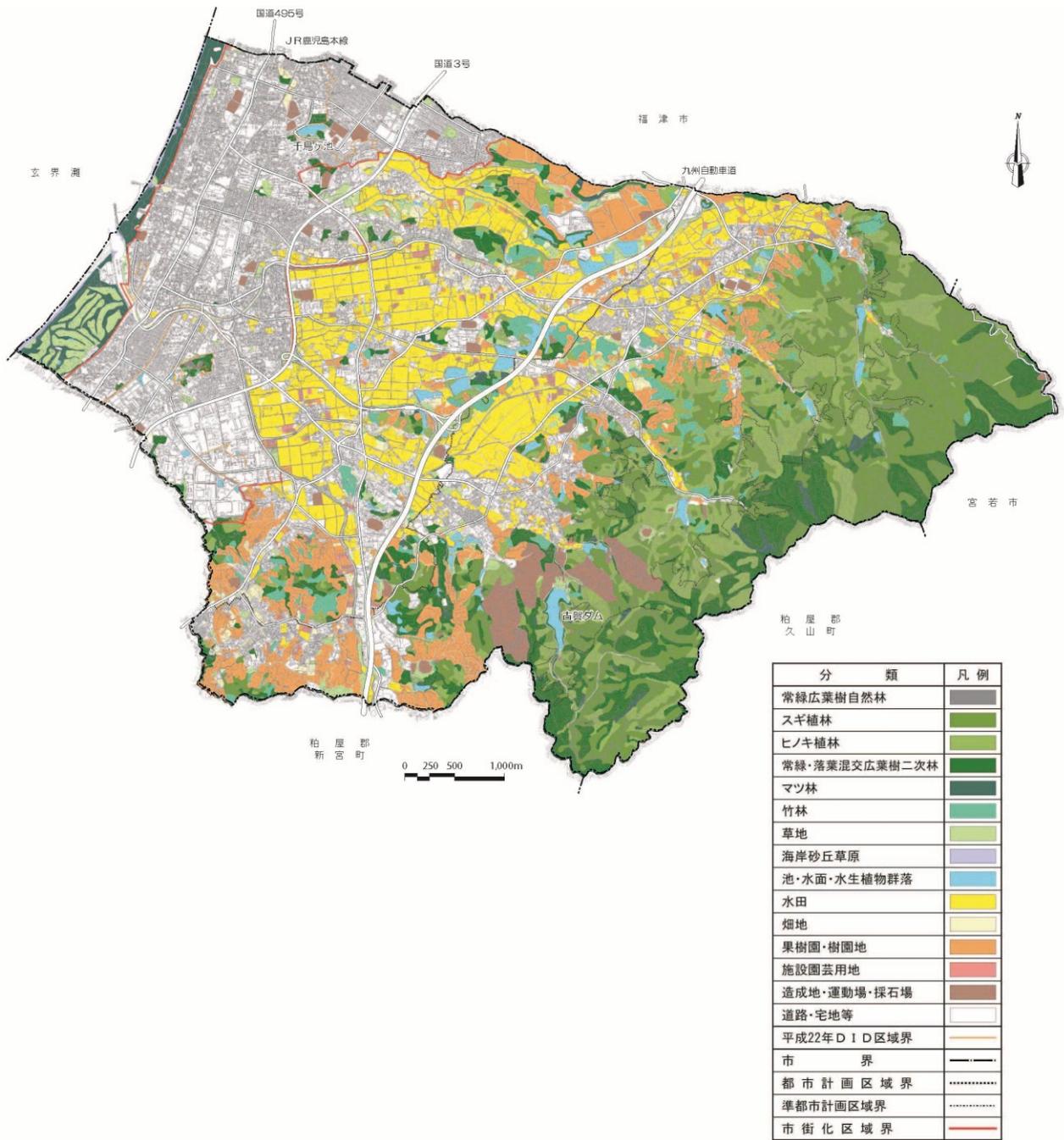
分類名	和名	カテゴリー	
		福岡県	環境省
植物群落	クロマツ群落	カテゴリーⅡ	—
	ツクシオオガヤツリ群落	カテゴリーⅡ	—
維管束植物	イソホウキギ	絶滅危惧Ⅱ類	—
	サンショウモ	絶滅危惧ⅠA類	準絶滅危惧
	シバナ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	タヌキモ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	ツクシオオガヤツリ	絶滅危惧ⅠB類	—

資料：環境省第4次レッドリスト、福岡県の希少野生生物 2011

表 1-5 希少な動物(古賀市)

分類名	和名	カテゴリー	
		福岡県	環境省
鳥類	ケリ	準絶滅危惧	—
爬虫類	アカウミガメ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
両生類	ニホンアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類	—
	ニホンヒキガエル	絶滅危惧Ⅱ類	—
昆虫類	ヒカゲチョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
	エサキアメンボ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	オオマルケンゲンゴロウ	準絶滅危惧	—
	コバンムシ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	ベッコウトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類
淡水魚類	ウナギ	準絶滅危惧	—
	シロウオ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	メダカ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
淡水産動物	シオマネキ	絶滅危惧	準絶滅危惧
	ハクセンシオマネキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ハマガニ	準絶滅危惧	—
	ヒメアシハラガニ	準絶滅危惧	—
	ベンケイガニ	絶滅危惧	—
ミナミテナガエビ	準絶滅危惧	—	
陸・淡水産貝類	アメイロギセル	絶滅危惧Ⅰ類	—
	オキギセル	準絶滅危惧	—
	キセルガイモドキ	絶滅危惧Ⅰ類	—
	フトヘナタリ	準絶滅危惧	—
	ミヤザキムシオイ	絶滅危惧Ⅰ類	—
	ヤマタニシ	準絶滅危惧	—

資料：環境省第4次レッドリスト、福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2001、哺乳類、鳥類は 2011 改定)



資料:平成 24 年度古賀市都市計画基礎調査

図 1-11 植生図

## (2) 人と自然とのふれあい

古賀市は、海、山、川、田園、丘陵と、自然の要素を豊富に備えた環境にあり、自然景観の美しさをはじめ、散策、水辺とのふれあいなど、市民の生活空間に身近にふれあえる恵まれた環境にあります。

中でも市民アンケート調査結果によると、水辺や緑についての市民の愛着は深く、特に残して欲しい自然環境として、花鶴浜、千鳥ヶ池、グリーンパーク、薬王寺周辺、清瀧など水辺を中心とする環境が多く挙げられる一方、特に改善して欲しい場所としても同様の環境が挙げられており、関心の高さがうかがわれます。

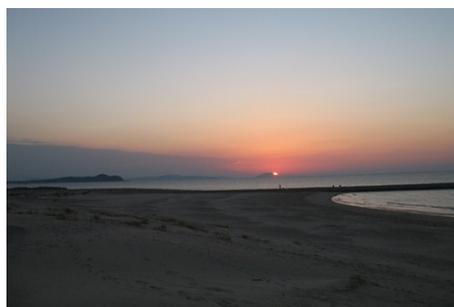
また、市民アンケート調査結果の環境の重要度・満足度を問う項目では、「水辺の保全・創出」が重点改善分野に挙げられており（P. 33 参照）、古賀市の環境資源を活かした環境づくり、活動方針の策定が求められています。

### <問題点・課題>

- ・「水辺の保全・創出」が環境分野の中で重要だが満足度が低い結果となっている
- ・古賀市の資源（海・山・川・竹林・遊歩道）を活かした環境づくり
- ・市民の手による花鶴浜（公園）、花見海岸、松林の保全のしくみづくり



■興山園の桜



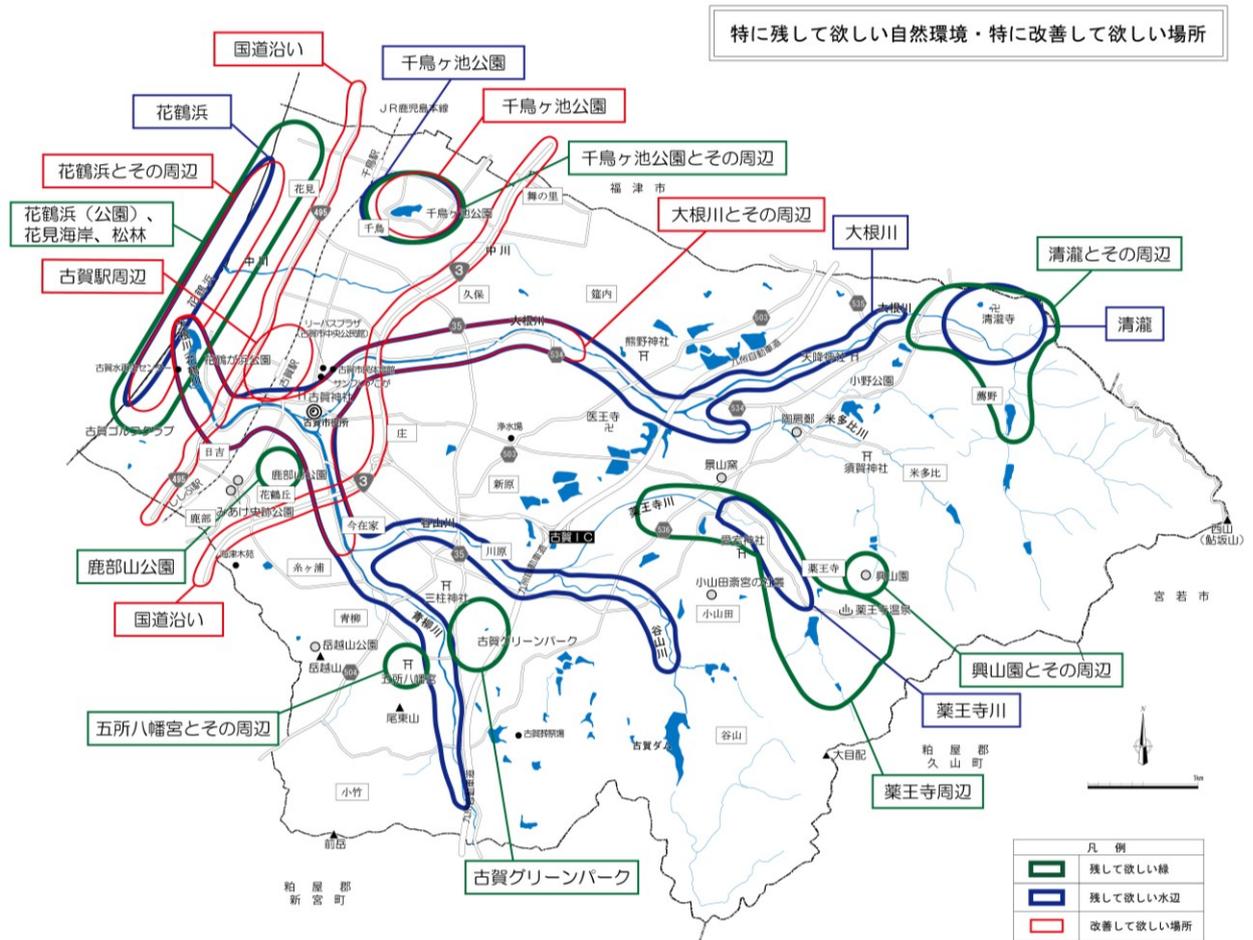
■古賀海岸



■清瀧清流と桜並木



■薬王寺水辺公園



資料:平成 24 年度市民アンケート調査結果

図 1-12 特に残して欲しい自然環境・特に改善して欲しい場所

### 3 生活環境

#### (1) 大気環境（大気質、騒音・振動、悪臭）

##### ア 大気質

古賀市には、県の一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに設置されていませんが、周辺の福岡市(香椎、吉塚)と宗像市の測定結果をみると、微小粒子状物質（PM2.5）を除く測定項目において、環境基準の長期的評価を満たしています。

ただし短期的評価では、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの両項目で経年的に環境基準の超過が確認されています。これは全国的な傾向であり、微小粒子状物質（PM2.5）の高濃度値の出現とも併せて、健康被害を伴う可能性があるため、観測データの把握、市民への注意喚起など、適切な対応を行う必要があります。

#### 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

測定局	項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準	
福岡市 (吉塚)	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	0.007 ○	0.005 ○	0.005 ○	0.005 ○	0.006 ○	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること	
	短期的評価	1日平均値 (超過日数)	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が、0.1ppm以下であること
		時間値 (超過時間数)	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	
福岡市 (香椎)	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	0.009 ○	0.008 ○	—	—	—	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること	
	短期的評価	1日平均値 (超過日数)	0 ○	0 ○	—	—	—	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が、0.1ppm以下であること
		時間値 (超過時間数)	0 ○	0 ○	—	—	—	
宗像市	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	0.009 ○	0.008 ○	0.008 ○	0.008 ○	0.007 ○	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること	
	短期的評価	1日平均値 (超過日数)	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が、0.1ppm以下であること
		時間値 (超過時間数)	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	

資料：福岡県ホームページ 大気汚染物質測定結果 平成20年度～24年度測定結果

#### 浮遊粒子状物質(SPM)

測定局	項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準	
福岡市 (吉塚)	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	0.091 ○	0.055 ○	0.066 ○	0.073 ○	0.057 ○	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
	短期的評価	1日平均値 (超過日数)	6 ×	0 ×	2 ×	3 ×	2 ×	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
		時間値 (超過時間数)	19 ×	0 ×	8 ×	17 ×	14 ×	
福岡市 (香椎)	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	0.090 ○	0.061 ○	0.067 ○	0.065 ○	0.053 ○	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
	短期的評価	1日平均値 (超過日数)	5 ×	0 ×	0 ×	3 ×	3 ×	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
		時間値 (超過時間数)	0 ×	0 ×	8 ×	14 ×	13 ×	
宗像市	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	0.090 ○	0.058 ○	0.065 ○	0.064 ○	0.056 ○	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
	短期的評価	1日平均値 (超過日数)	4 ×	0 ×	1 ×	3 ×	3 ×	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
		時間値 (超過時間数)	9 ×	0 ×	7 ×	17 ×	40 ×	

資料：福岡県ホームページ 大気汚染物質測定結果 平成20年度～24年度測定結果

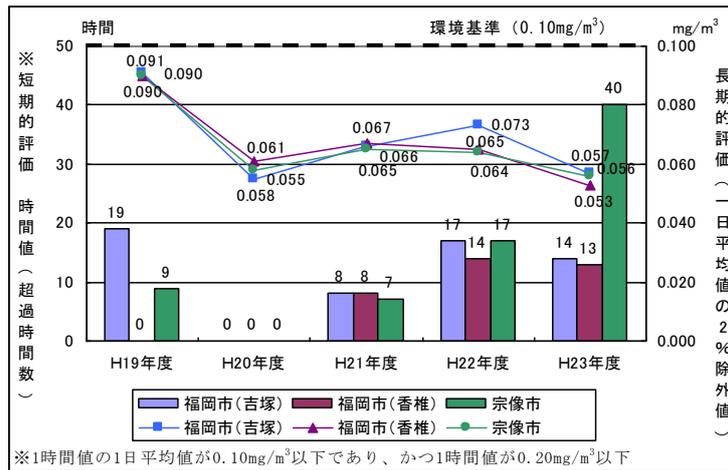


図 1-13 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果の推移

二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

測定局	項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準					
福岡市 (吉塚)	長期的評価 (1日平均値の98%値)	0.027	○	0.026	○	0.026	○	0.039	○	0.033	○	1日平均値の98%値が、0.04ppmから0.06ppmまでの範囲であるか、またはそれ以下であること
	短期的評価 (1日平均値 (超過日数))	0	○	0	○	0	○	1	×	0	○	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること
福岡市 (香椎)	長期的評価 (1日平均値の98%値)	0.024	○	0.023	○	0.022	○	0.028	○	0.025	○	1日平均値の98%値が、0.04ppmから0.06ppmまでの範囲であるか、またはそれ以下であること
	短期的評価 (1日平均値 (超過日数))	0	○	0	○	0	○	0	○	0	○	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること
宗像市	長期的評価 (1日平均値の98%値)	0.024	○	0.020	○	0.020	○	0.019	○	0.021	○	1日平均値の98%値が、0.04ppmから0.06ppmまでの範囲であるか、またはそれ以下であること
	短期的評価 (1日平均値 (超過日数))	0	○	0	○	0	○	0	○	0	○	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること

資料：福岡県ホームページ 大気汚染物質測定結果 平成20年度～24年度測定結果

光化学オキシダント(Ox)

測定局	項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準					
福岡市 (吉塚)	短期的評価 (1時間値 (超過日数))	79	×	76	×	120	×	74	×	52	×	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること
福岡市 (香椎)	短期的評価 (1時間値 (超過日数))	112	×	101	×	135	×	103	×	81	×	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること
宗像市	短期的評価 (1時間値 (超過日数))	91	×	60	×	76	×	49	×	94	×	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること

資料：福岡県ホームページ 大気汚染物質測定結果 平成20年度～24年度測定結果

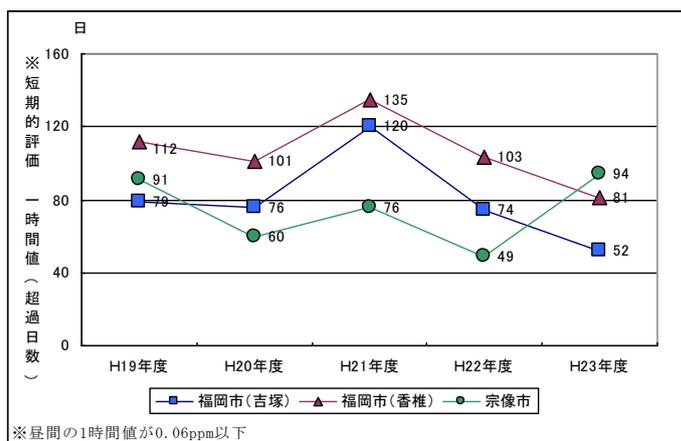


図 1-14 光化学オキシダント(Ox)の測定結果の推移

微小粒子状物質(PM2.5)

測定局	項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準	
福岡市 (香椎)	長期的評価 (1日平均値の98%値)	-	-	-	-	44.6	×	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること

資料：福岡県ホームページ 大気汚染物質測定結果 平成20年度～24年度測定結果

## イ 騒音・振動

道路交通騒音については、古賀市千鳥 1 丁目敷地内で古賀市による測定を行っており、平成 14～23 年度において、等価騒音レベルは環境基準(幹線交通を担う道路の特例値：昼間 70dB、夜間 65dB)を満足しています。

しかし、今後は近隣市町の人口増加、交通量変化などによる影響も懸念されます。

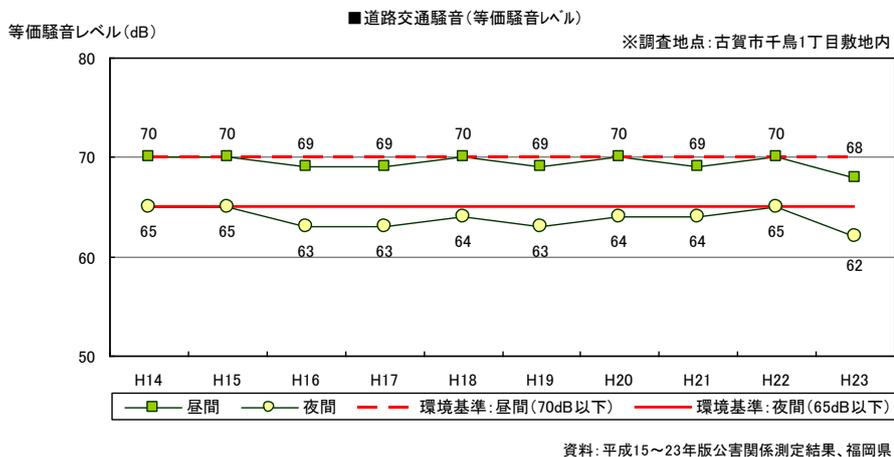


図 1-15 道路交通騒音測定結果の推移

## ウ 生活環境苦情

古賀市における生活環境苦情発生状況において、例年、最も多い苦情は悪臭（野焼き）に関するものです。市民アンケート調査の環境の重要度・満足度を問う項目でも、「大気環境の保全」が重点改善分野に挙げられており（P.33 参照）、速やかな改善が求められています。

また、騒音に関する苦情も経年的に発生しており、これらの多くは地域コミュニティ内の生活圏と農地や工場などの事業地の境界で発生しているものも多く、市民への適切な指導と同時に相互理解を促進していく必要があります。

表 1-6 生活環境苦情件数

年度	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	うち野焼き	その他
平成19年度	75	0	5	0	5	0	0	51	45	14
平成20年度	45	2	3	0	2	0	0	28	28	10
平成21年度	78	0	3	0	4	0	0	48	42	23
平成22年度	122	3	8	1	10	0	0	61	51	39
平成23年度	85	1	12	0	12	0	1	27	21	32
平成24年度	73	0	14	0	15	0	0	40	35	4

資料：古賀市資料

### <問題点・課題>

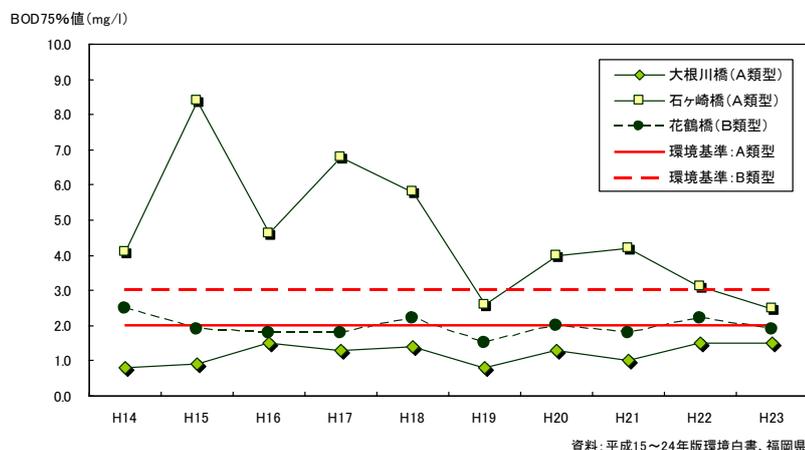
- ・大気汚染物質で問題となる状況はないが、全国的に問題となっている光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)への対応を行う必要がある
- ・「大気環境の保全」が環境分野の中で重要だが満足度が低い結果となっている。また、公害苦情の中では野焼きが多く挙げられている。
- ・道路交通騒音で問題となる状況はないが、近隣市町の人口増加、交通量変化による影響が懸念される
- ・騒音、悪臭苦情は経年的に発生しており、その多くが生活圏と事業地の境界で発生している

## (2) 水質

### ア 河川

近年の水質調査結果によると、大根川ではすべての調査地点で経年的に BOD の環境基準 (A 類型 : 2mg/l 以下、B 類型 : 3mg/l 以下) を満たしていますが、谷山川などの調査地点においては、環境基準超過が見受けられるものの徐々に改善されてきています。また、古賀市の汚水処理人口普及率は、平成 24 年現在、約 9 割に達しています。今後さらなる水質の浄化を進めていくためには、河川の汚濁機構の解析を進めるとともに、適切な対策を行っていくことが必要です。

また、市民アンケート調査結果の「身近な周辺環境を良くするために改善が必要なもの」を問う項目では、「川や池の水のきれいさ」が上位に挙げられています (P.13 参照)。これには水質の清浄さのみではなく、ごみの投棄状況や草の繁茂状況など、水辺環境としての美しさも求められています。



(各河川の水質調査結果の環境基準の類型は、中川では指定されておらず、大根川の花鶴橋で B 類型、大根川のその他の調査地点及び谷山川のすべての調査地点で A 類型に指定されています。)

図 1-16 環境基準点における水質調査結果(BOD75%値)

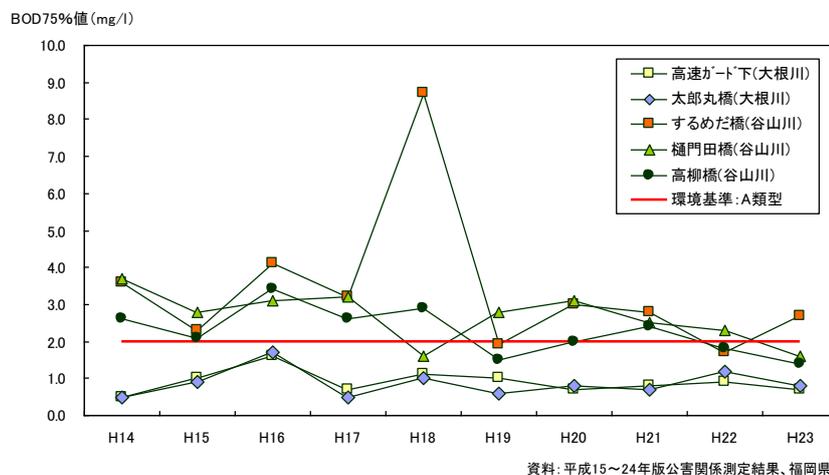


図 1-17 古賀市河川水質調査結果(BOD75%値) —大根川、谷山川(A 類型)—

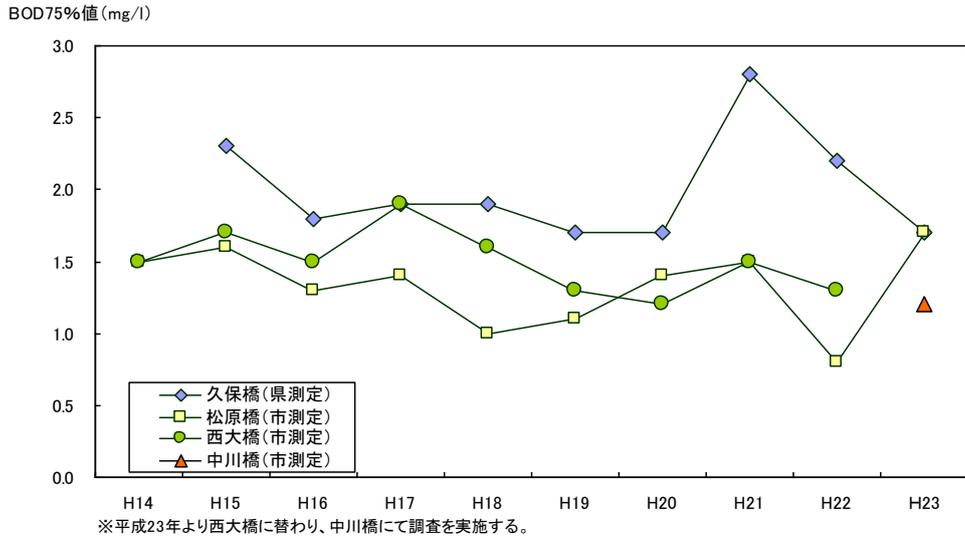


図 1-18 古賀市河川水質調査結果(BOD75%値) -中川(類型指定無し)-

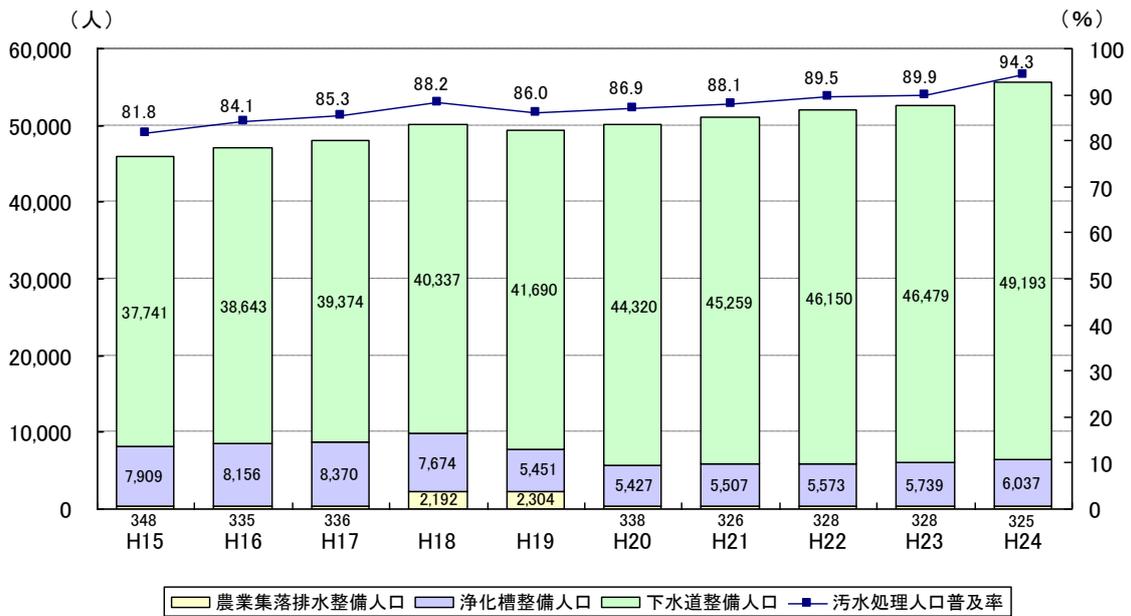


図 1-19 污水处理人口普及率の推移

## イ 地下水

地下水の水質は、平成 17・23 年度に福岡県が実施した概況調査では、測定されたすべての項目について環境基準を満たしています。今後、県の概況調査により水質の汚濁が判明した場合には、適切な管理や措置を講ずることが求められることから、県との情報の共有と連携が必要となります。

### <問題点・課題>

- ・谷山川では、環境基準を達成していない地点がある
- ・多くの市民が、環境を良くするために「川や池の水のきれいさ」を改善する必要があると感じている

### (3) 土壌汚染、有害化学物質（ダイオキシン類）

古賀市には土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。また、県による調査が平成 17 年に行われており、いずれの地点も環境基準を満たしています。

また、県によるダイオキシン類調査が、河川、地下水、土壌、大気について行われていますが、古賀市における調査地点についてはいずれも環境基準を達成しています。

今後、県の調査により土壌汚染などが判明した場合には、適切な管理や措置を講ずることが求められることから、県や関係部署と連携した拡大防止、原因の究明が必要となります。

### <問題点・課題>

- ・土壌汚染、ダイオキシン類に関する情報の共有

## 4 都市環境

### (1) まちなみ景観

市民アンケート調査結果によると、特に残して欲しい景観などとして、唐津街道・青柳宿をはじめ、多くの歴史性、自然性を重視した場所が挙げられています。また、回答された場所が多岐にわたっており、景観に対する認知度の低下が推測されます。その一方で、「環境問題への関心について」の市民アンケート調査結果では、大いに関心がある市民は4割程度のため、今後さらなる啓発の取り組みが必要です。

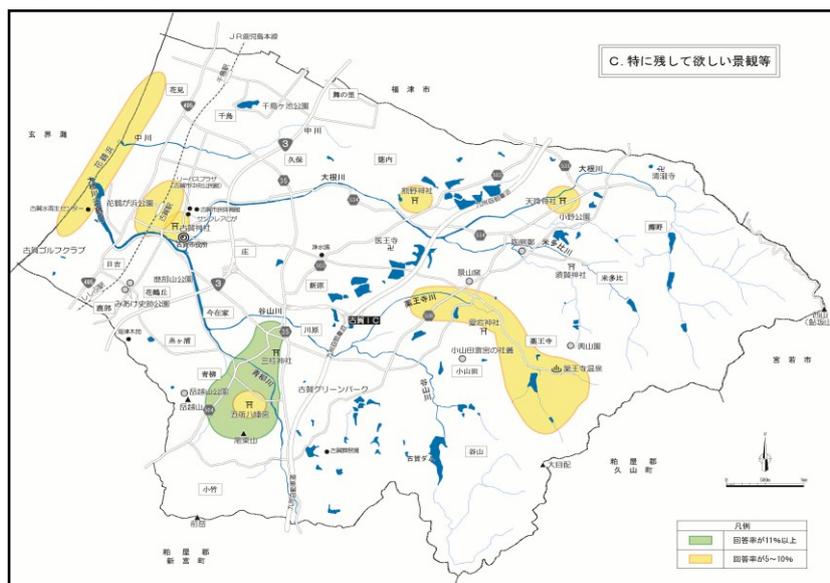
#### <問題点・課題>

- ・残して欲しい景観に、自然性や歴史性を重視した場所が挙げられている
- ・数多くの遺跡や古墳などが存在しているが、「まちなみの美しさ、歴史・文化の保全」については、大いに関心のある市民は4割程度である。

表 1-7 特に残して欲しい景観など

該当する場所	選んだ理由	回答率* (%)
唐津街道・青柳宿	古い街並みが好き。歴史的にも大切にしたい。宿場町。歴史上重要。 など	20
五所八幡宮とその周辺	樹齢何百年の大木など。江戸時代の街道の賑やかさに思いを馳せる。 など	8
天降神社	歴史的建造物。歴史を感じる。古い鳥居。立派な大木。 など	8
古賀駅周辺	古賀神社までの古い街並み。桜並木の美しさ。風情がある。 など	7
熊野神社	歴史的な雰囲気を感じる。石段や絵馬。山の高い所に位置しており、見晴らしがよい。 など	7
薬王寺	歴史的に守られている。懐かしいのどかな環境。自然と歴史との調和。 など	7
花鶴浜と海岸線	自然景観がよい。	7
その他 医王寺、千鳥ヶ池公園、鹿部山公園、清瀧寺、三柱神社、小山田斎宮の社叢、小野公園、薦野、大根川、米多比の田んぼ、本庄・新原地区の古い街並み など		36

※記入頂いた意見総数に対する割合



資料:平成 24 年度市民アンケート調査

図 1-20 特に残して欲しい景観など

## 5 地球環境

### (1) 地球温暖化

地球温暖化対策は、私たちが取り組むべき喫緊の課題であり、地球温暖化の主な要因は二酸化炭素の排出量の増加が原因の一つとされています。また、二酸化炭素は私たちの暮らしに必要な電気や輸送のためのエネルギーを得るための化石燃料の燃焼によって大気中に放出されます。

そのため、省エネルギー・省資源、また、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの利用を促進していくことが必要です。

#### ア 二酸化炭素排出量

古賀市における平成 21（2009）年度現在の二酸化炭素の排出量は、基準年である平成 2（1990）年度比で約 8%の増加がみられます。これは業務部門、家庭部門、運輸部門（自動車）からの排出量が増加しているためで、産業部門は逆に年々減少する傾向にあります。

産業部門では、農林水産業・製造業（第 1 次、第 2 次産業）から第 3 次産業への転換が見込まれ、産業構造の変化に伴う二酸化炭素排出量の増加が見込まれます。また、古賀市の人口は増加傾向にあるため（図 1 - 1）、業務部門、家庭部門、運輸部門（自動車）は漸増していくものと考えられます。排出量の削減はこれら 3 部門を重点的に検討する必要があります。

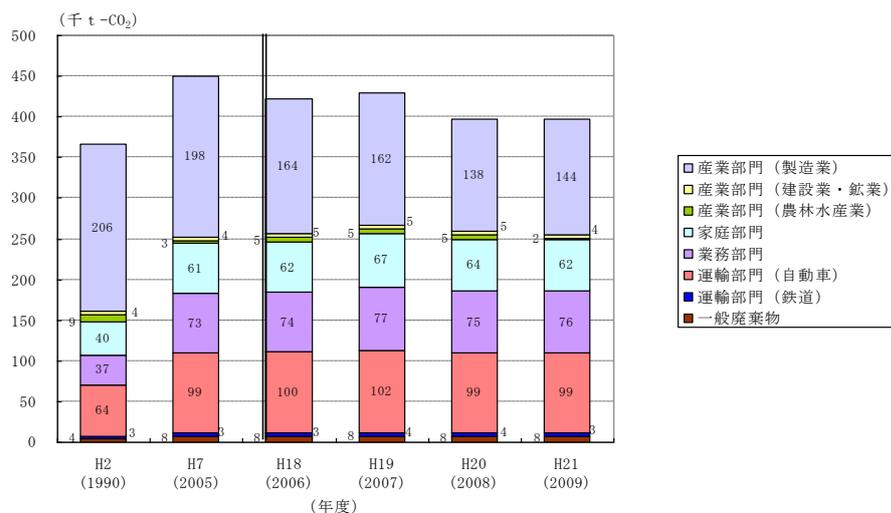


図 1-21 二酸化炭素排出量の現況推計

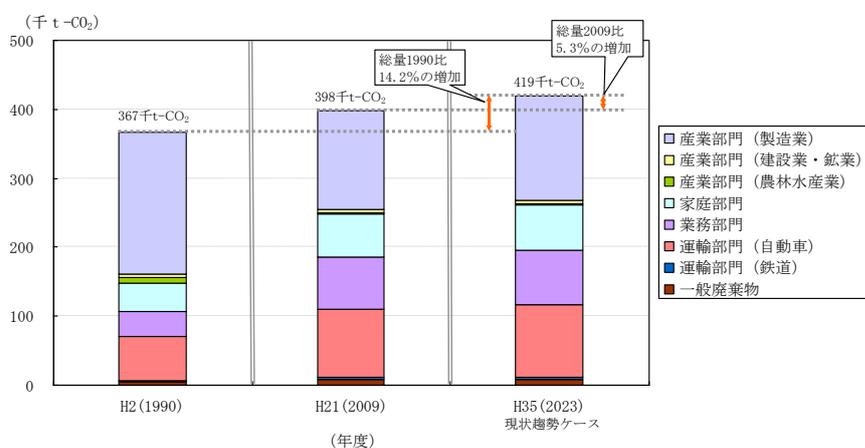


図 1-22 二酸化炭素排出量の将来推計

## イ 省エネルギー、再生可能エネルギーの利用

環境施策の重要度・満足度を問う市民アンケート調査結果では、「省エネルギー対策」が重点改善分野に挙げられており（P. 33 参照）、具体的活動に関する情報の提供や、環境へ配慮した取り組みを推進することが求められています。

また、家庭での節電などによる省エネルギーの取り組みや、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを利用した設備の導入についても、周知・啓発や補助金の導入などの検討が必要です。

### <問題点・課題>

- ・今後二酸化炭素排出量の漸増が見込まれる業務部門、家庭部門、運輸部門（自動車）からの排出量の削減
- ・「省エネルギー対策」が環境分野の中で重要だが満足度が低い結果となっている
- ・省エネルギーの取り組み、設備の導入など、現在行っていないが、周知・啓発や補助金導入により今後の実施の見込める項目が存在する
- ・公共交通網など自家用車の使用を自粛するための条件がそろっていないと感じている市民が多い

## 6 資源循環

国は平成 13 年に「循環型社会形成推進基本法」を施行し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わる「循環型社会」を掲げ、その実現に向けて各種リサイクル法を整備するとともに施策を推進してきました。

このような背景のもと、古賀市では関係法令及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、1 人 1 日あたりのごみ処理量を平成 13 年度比で 20%削減する目標を掲げ、ごみ減量と資源化の推進を目的とした環境に関する普及啓発活動など様々な施策を展開してきましたが、目標値は達成できていないため、目標値及び施策の検証とともに今後も引き続きごみの減量と資源化の推進に努めていく必要があります。

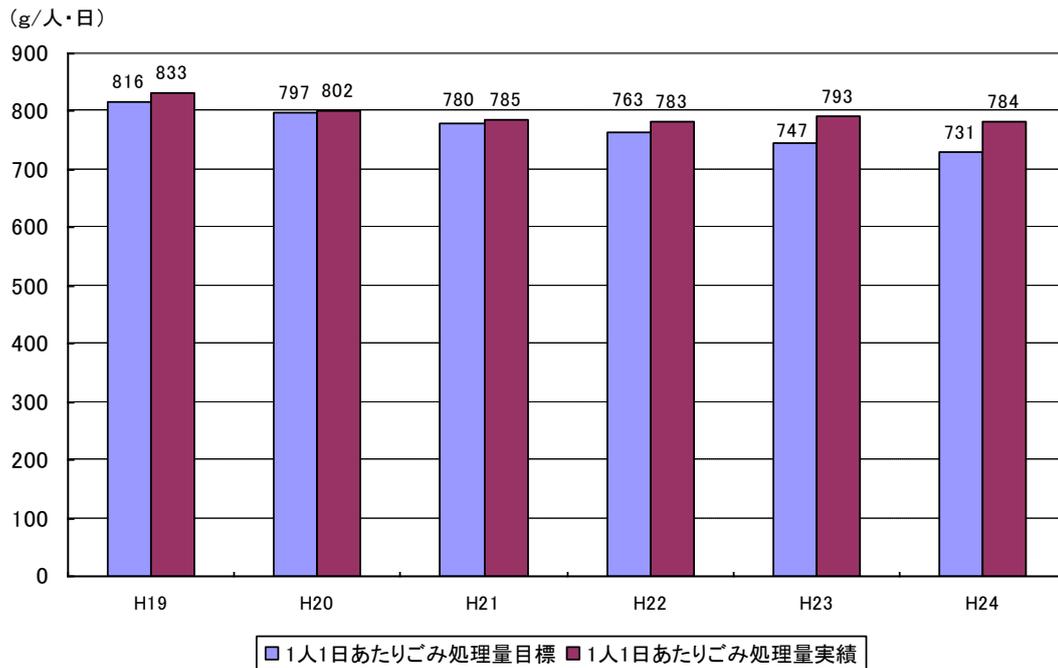


図 1-23 1人1日あたりごみ処理量の目標値と実績値（家庭系ごみと事業系ごみの合計）

<問題点・課題>

- ・ 1人1日あたりのごみ処理量の削減と資源化率の向上
- ・ 家庭系ごみは、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進し1人1日あたりの排出量の削減が必要
- ・ 事業系ごみは、事業者との連携を図り、排出量の削減を推進することが必要

## 7 環境意識と行動

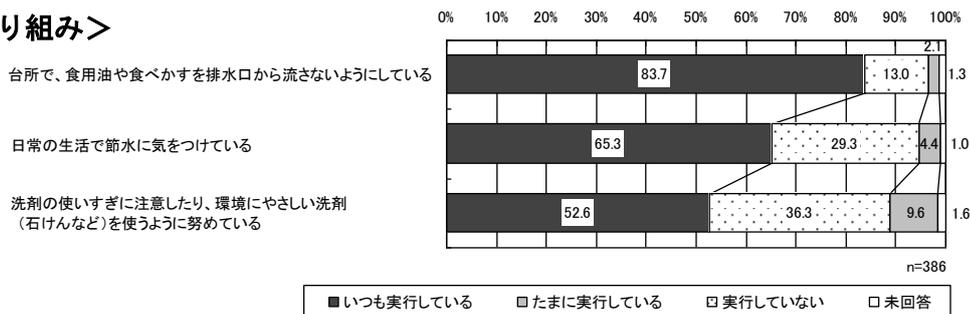
### (1) ライフスタイル、ビジネススタイル

市民アンケート調査結果では、水を汚さないための取り組みや省エネルギーに関する取り組みが日常的によく実施されていることがうかがわれます。

一方、行動を行っていない理由には、「手間がかかり、面倒である」との回答が最も多く、今後は環境に関する情報提供の方法を検討すると同時に、環境意識の向上に向けた取り組みを行う必要があります。

### ■ 水を汚さないための取り組み

#### <現在の取り組み>



資料：平成 24 年度市民アンケート調査

#### <実行していない理由>

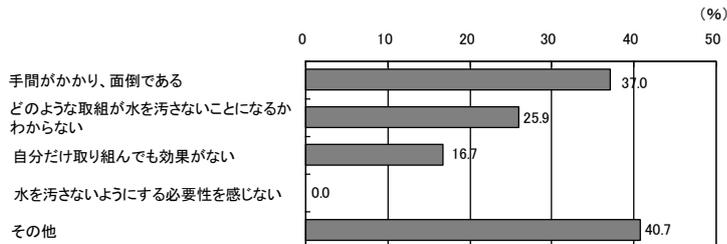
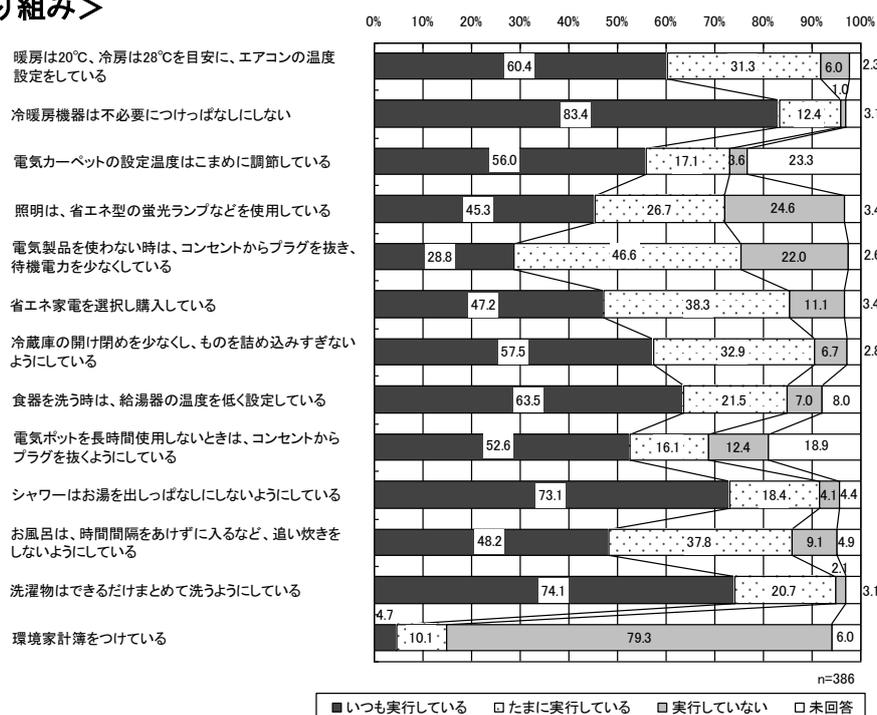


図 1-24 資料：平成 24 年度市民アンケート調査

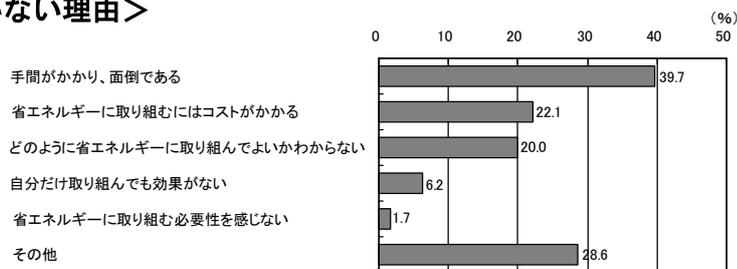
### ■ 省エネルギーに関する取り組み

#### <現在の取り組み>



資料：平成 24 年度市民アンケート調査

## <実行していない理由>

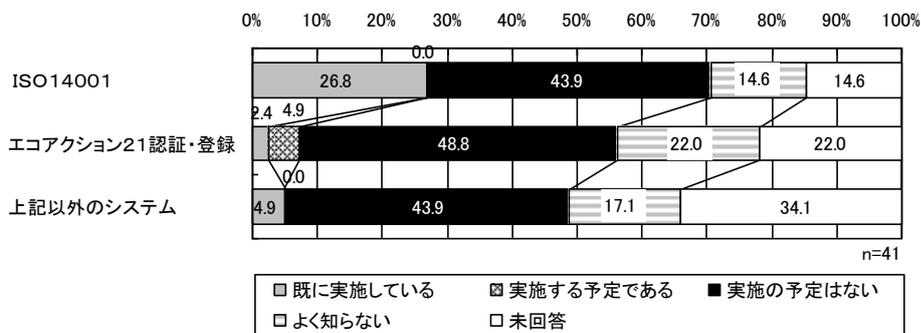


資料：平成 24 年度市民アンケート調査

図 1-25 環境保全行動の実行状況など

また、事業者が自主的に環境保全への取り組みを継続的に進めていくための仕組みとして、「環境マネジメントシステム」があります。事業者アンケートの調査結果によると、古賀市内で取り組んでいる事業者は少なく、実施する予定のない事業者が多くなっています。これに対し、行政からの支援があれば「興味があるので、内容を検討したい」と回答している事業者も多く、導入促進のための方法を検討する必要があります。

## ■環境マネジメントシステムの取り組み実績と予定



資料：平成 24 年度事業者アンケート調査

## ■行政支援がある場合の環境マネジメントシステムの取り組み意向

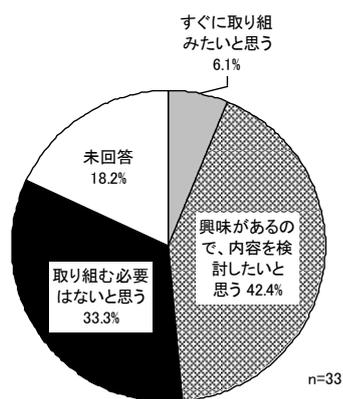


図 1-26 環境マネジメントシステムに関する意向

資料：平成 24 年度事業者アンケート調査

### <問題点・課題>

- ・環境保全行動を行っていない理由として、取り組み方法などの知識がないことを挙げている市民もみられる
- ・事業所の環境マネジメントシステムの導入促進

## (2) 環境保全活動

古賀市では、道路環境美化、古賀市環境美化行動の日やラブアース・クリーンアップなどの市民参加による一斉清掃活動が行われているほか、河川清掃、松原の保全など、環境に関する活動を行っている多くの市民団体が存在します。

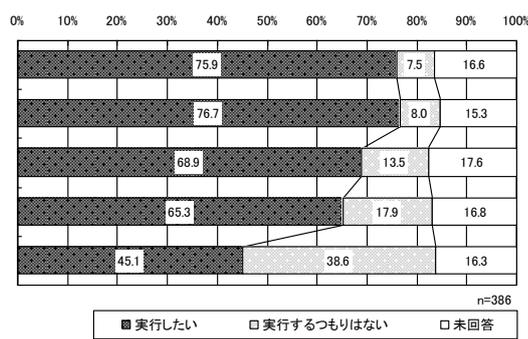
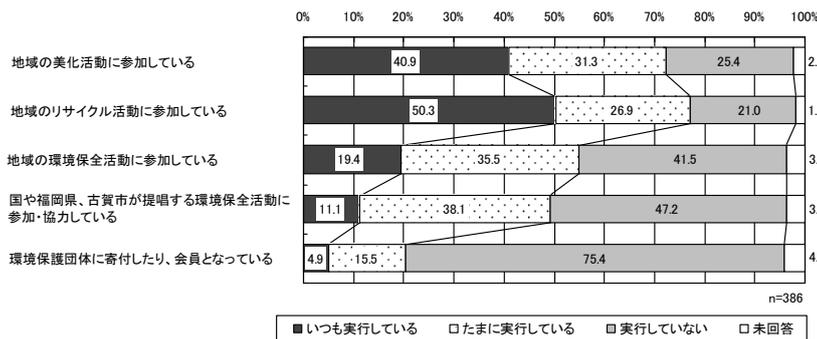
また、「地域貢献をしたい」という意志を持つ企業や事業所がきめ細かな美化活動を行う「アダプトプログラム」制度を平成21年1月から進めており、平成24年4月時点で34の団体が登録しています。

さらには平成24年3月に、個人・ボランティア団体・事業者・行政などの多様な主体が横のつながりを意識しながら市内の環境保全を推進する、開かれた共働ネットワーク組織、ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）が設立されました。ぐりんぐりん古賀は、団体会員21団体、個人会員36名（平成25年3月末日現在）で構成しており、自然環境部会と生活環境部会の2つの部会に分かれて活動しています。

一方、市民による地域の美化活動や、市民アンケート調査におけるリサイクル活動などの環境保全活動への参加状況を問う項目では、参加の意向は高いものの、「どのような活動が行われているかよく知らない」などの理由が挙げられており、有効な周知・啓発の方法を検討していく必要があります。

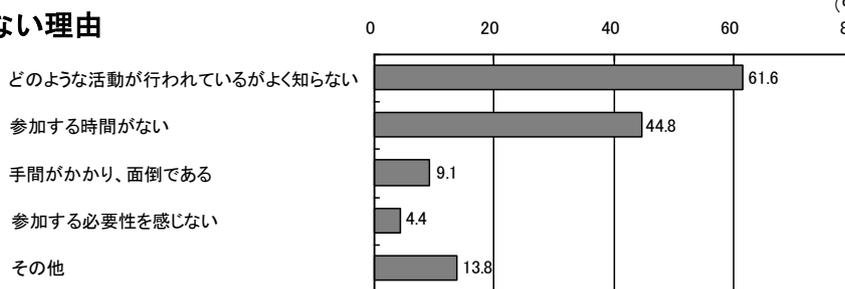
### ■現在の取り組み

### ■今後の取り組み



資料: 平成24年度市民アンケート調査

### ■参加していない理由



資料: 平成24年度市民アンケート調査

図 1-27 環境保全活動への参加実績など

#### <問題点・課題>

- ・ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）の活動促進
- ・地域の美化活動やリサイクル活動への市民参加の実行率は増加している一方で、どのような活動が行われているかよく知らないため活動に参加しない市民も多い
- ・企業、事業者を対象としたアダプトプログラムの活動促進など地域に根付く環境への取り組みが求められている

### (3) 環境教育、環境学習

環境教育・環境学習には、持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が「環境問題に関心を持ち」、「環境に対する人間の責任と役割を理解し」、「環境保全に資する態度と環境問題解決のための能力を育成すること」が求められています。そのためには、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して働きかけ、学校、地域、家庭、職場など多様な場において、互いに連携を図りながら総合的に施策を推進することが必要です。

古賀市においては、推進主体の一つとして、平成 24 年度に多様な主体の共働による「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」が、自然・生活環境保全活動はもとより参加体験型の企画・講座並びに広報活動などを開始しました。今後これらをはじめとする推進主体による活動が、地域に根ざし、地域から広がるためには、年代を問わず、誰もが自分のペースで取り組み、楽しみながら参加できるような取り組みや仕組みの検討が必要です。

また、平成 24 年度実施の「古賀市省エネルギービジョン目標点検」により、省エネルギー教育推進モデル校において、環境用語の認知度に高い効果があったものの、同モデル校終了後はその低下が認められたことが明らかになりました。学校における環境教育は、生涯学習の一環であり、その基礎的部分として継続的实施が望まれるところです。加えて、特に次世代を担う子どもに対しては、知識の伝達だけでなく、自然体験や生活体験の積み重ねが重要であることから、今後は学校との連携を視野に環境教育・環境学習の具体的方法を検討していく必要があります。

#### <問題点・課題>

- ・推進の原動力としての多彩な人材が育つ仕組みづくり
- ・人材の活動機会の創出と支援
- ・教材、手法などの情報交換及び提供

## 8 第1次計画の振り返り

### (1) 取り組みに対する市民の満足度と重要度

第1次計画では、行政が行う施策・事業として、「循環」、「共生」、「調和」、「参加」をキーワードとする14の取り組みを推進してきました。これらの取り組みに関する市民評価において、今後優先的に取り組むべき項目に「大気環境の保全」、「省エネルギー対策」、「水辺の保全・創出」が挙げられています。

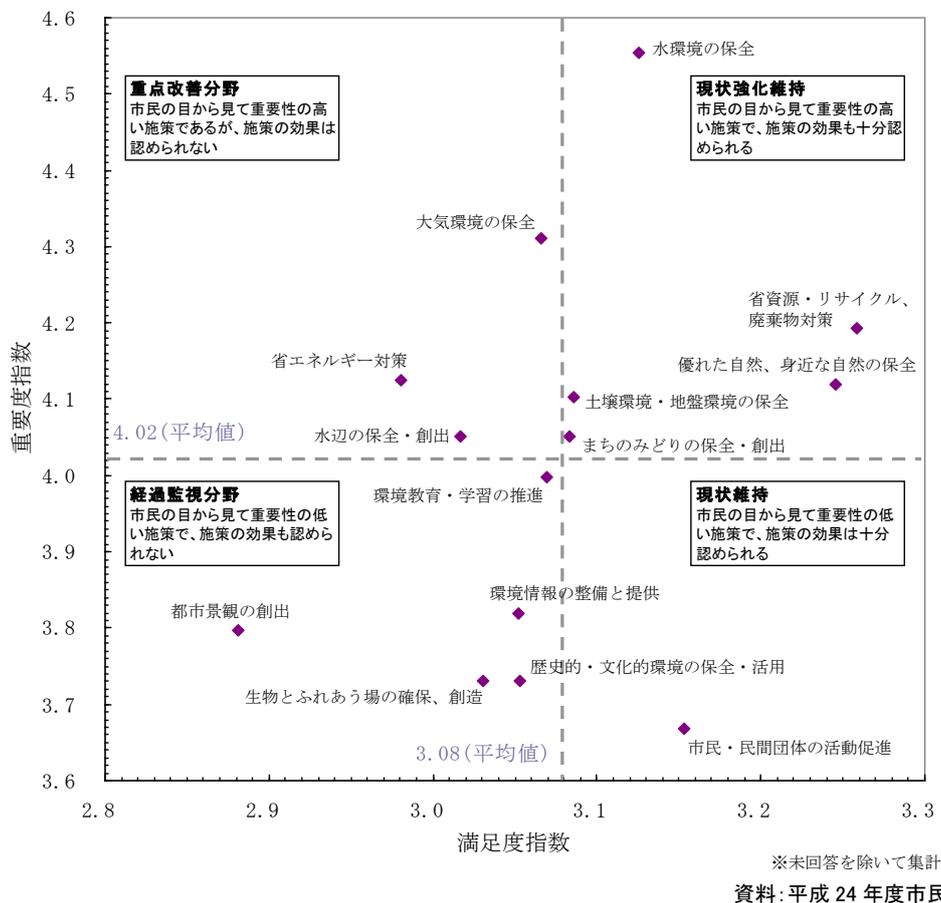


図 1-28 環境施策に関する満足度と重要度

#### <指数算出方法>

「満足度」と「重要度」を以下の表に基づいて点数化し、相対的に各取り組みの重要度、満足度を比較している。

満足度	かなり満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	かなり不満
重要度	かなり重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない
点数	5点	4点	3点	2点	1点

## (2) 第1次計画に示した取り組みの成果と課題

### ア 施策の実施状況

第1次計画では、10年間の計画期間において「循環」、「共生」、「調和」、「参加」の4つのキーワードを軸に、延べ173の施策に取り組んできました。その内、計画策定時「実施予定」、「今後実施を検討する」としていた149の施策の内、新規に取り組んだ施策は83におよび、さらに、検討を行ったものの、総合的判断から実施を見送った施策もあり、検討した施策は約250にのぼります。

その中で、当初想定していた施策で実施率の低い項目は、「参加」をキーワードとした施策です。環境教育・環境学習の推進、指導人材の育成・活用など、市民や事業者の意識、要望を考慮したソフト面での調整を行う必要があります。平成24年度に設立したぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）、アダプトプログラム制度の立ち上げなど、母体となる組織が誕生したことから、第2次計画では「参加」に該当する施策をさらに展開していく必要があります。

【環境目標1】《循環》環境への負荷を可能な限り減らして、循環型のまちをめざします

区分	主な施策の実施状況
大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内主要幹線道路の大気汚染、騒音・振動、自動車交通量などの実態調査</li> <li>●工場・事業場への大気汚染防止の指導</li> <li>●生活騒音、道路騒音・振動などの調査の定期的な実施</li> </ul> 計 14 施策
水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合併処理浄化槽設置・維持管理に対する補助</li> <li>●工場排水の監視・指導</li> <li>●廃棄物などの堆積で流水に支障をきたしている水路を浚渫し、流水の円滑化と環境の改善、河川浄化対策</li> </ul> 計 13 施策
土壌環境・地盤環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川水質、地下水汚染などの実態調査</li> </ul> 計 1 施策
省資源・リサイクル、廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭ごみの処理手数料の有料化</li> <li>●資源ごみの回収拠点の整備</li> <li>●資源回収団体に対する奨励金、補助</li> <li>●野焼きに対する指導の実施</li> </ul> 計 37 施策
省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古賀市環境保全実行計画に基づく古賀市職員への省エネルギー意識の啓発、配慮行動の実践</li> <li>●市民などへの太陽光発電システム導入への助成の検討や自発的活動の促進</li> <li>●市内循環バスの活性化など公共交通機関の利用促進対策</li> </ul> 計 20 施策

【環境目標2】《共生》健全な生態系を維持・回復し、人と自然が共生するまちをめざします

区 分	主な施策の実施状況
優れた自然、身近な自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者による企業の森づくりを支援</li> <li>●農地保全のための遊休農地の解消、担い手不足の解消</li> <li>●直売所など地元の作物を市民が購入できるような場の提供</li> </ul> 計 16 施策
生物とふれあう場の確保、創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物生息・生活空間（ビオトープ）づくりのパイロット的事業</li> <li>●水辺の生物を観察、調査する水辺教室の開催</li> </ul> 計 6 施策
水辺の保全、創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活排水対策による水に親しめる河川、多くの水生生物が生息できる河川環境の創出</li> <li>●多自然型の河川整備による水辺環境の保全・改善</li> <li>●市民参加による河川や海岸清掃の実施</li> </ul> 計 10 施策

【環境目標3】《調和》緑や歴史、風景が調和したまちをめざします

区 分	主な施策の実施状況
まちのみどりの保全、創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●松くい虫による被害の防除</li> <li>●森林公園の建設、整備</li> <li>●花の種の配布、市民参加の花の育成、花の名所づくり</li> </ul> 計 15 施策
都市景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き地の雑草繁茂状況調査の実施、それに基づく所有者への除草指導、関係機関への協力要請</li> <li>●不法看板や張り紙の撤去及び指導の徹底</li> </ul> 計 6 施策
歴史・文化的環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●魅力あるまちづくりのための都市景観アドバイザーの設置や市民の自主的な景観育成活動への支援</li> <li>●埋蔵文化財包蔵地における開発時の国への届出、教育委員会による遺跡に関する情報提供、保護措置、発掘調査など事前相談の実施</li> <li>●案内板の設置、鑑賞の場の機会を設けることによる市民と文化財のふれあいの増進</li> </ul> 計 6 施策

【環境目標4】

《参加》みんなで協力して環境を守り、よりよい環境づくりを進めるまちをめざします

区 分	主な施策の実施状況
環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境教育・学習マスタープランの策定と総合的・計画的推進</li> <li>●環境教育に関する人材の登録制度確立</li> <li>●ごみ処理施設の見学会、研修会、体験学習などの開催</li> </ul> 計 13 施策
市民・民間団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境情報拠点施設の設置</li> <li>●古賀市環境市民会議の設立</li> </ul> 計 7 施策
環境情報の整備と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エコ商品など環境にやさしい商品に関する情報提供、普及</li> <li>●環境白書（年次報告書）の発行</li> </ul> 計 9 施策

## イ 目標の達成状況

第1次計画では、指標となる項目（計画指標）と目標を設定し、環境目標の達成状況の把握を行ってきました。環境目標ごとの達成状況は、“循環”に関する計画指標の達成率が約4割、“共生”に関するものが約8割、“調和”に関するものが約3割、“参加”に関するものが5割でした。

達成できていない項目は「水環境の保全」、「水辺の保全・創出」、「省資源・リサイクル・廃棄物対策」、「都市景観の創出」、といった項目であり、引き続き達成できなかった項目については取り組みを進めていく必要があります。

### 【環境目標1】

《循環》環境への負荷を可能な限り減らして、循環型のまちをめざします

環境要素	計画指標	目標	達成状況
大気環境の保全	大気汚染、騒音に関する環境基準	達成・維持	○
水環境の保全	水質汚濁に関する環境基準	環境基準点の全地点での達成・維持	×
	下水道普及率 (平成13年度：61.8%)	90%以上	×
土壌環境・地盤環境の保全	土壌汚染に関する環境基準	達成・維持	○
省資源・リサイクル、 廃棄物対策	1人1日当たりのごみ処理量 (平成13年度：895g/人日)	20%削減 (平成13年度比)	×
省エネルギー対策	民生家庭部門における 1世帯当たりのエネルギー消費量	24.5%削減 (平成12年度比)	×
	民生業務部門における 1事業所当たりのエネルギー消費量	6.8%削減 (平成12年度比)	×
	産業部門における製造品出荷額など 1億円当たりのエネルギー消費量	4.4%削減 (平成12年度比)	○
	運輸部門における自動車 1台当たりのエネルギー消費量	5.4%削減 (平成12年度比)	○

### 【環境目標2】

《共生》健全な生態系を維持・回復し、人と自然が共生するまちをめざします

環境要素	計画指標	目標	達成状況
優れた自然、 身近な自然の保全	樹林地面積（平成13年度：681ha）	現状維持	○
生物とふれあう場の 確保、創造	自然とふれあえる施設数	増加	○
	自然とふれあうイベントの開催回数	増加	○
	市民農園区画数	増加	○
水辺の保全・創出	多自然型河川護岸整備延長	増加	×
	親水施設の整備箇所数	増加	○

### 【環境目標 3】

《調和》緑や歴史、風景が調和したまちをめざします

環境要素	計画指標	目標	達成状況
まちのみどりの保全・創出	都市公園面積（平成13年度：29ha）	増加	○
都市景観の創出	空き地の適正管理や不法看板などに関する苦情件数	減少	×
歴史的・文化的環境の保全・活用	文化財の保護・理解に関する講座の年間開催数	10回以上	×

### 【環境目標 4】

《参加》みんなで協力して環境を守り、よりよい環境づくりを進めるまちをめざします

環境要素	計画指標	目標	達成状況
環境教育・学習の推進	環境に関する講習会などの年間開催数	2回以上	○
	こどもエコクラブの登録団体	増加	×
民間団体の活動促進	古賀市環境市民会議の会員数	100人	×
環境情報の整備と提供	年次報告書の発行数	増加	○

### ウ 施策・目標に関する課題

第1次計画の施策の推進にあたっては、毎年、「古賀市環境報告書」を作成し、古賀市環境審議会で報告・審議を行い、環境に関する施策を着実に進めてきました。

また、計画の推進や目標の達成に不可欠なボランティア団体などの自主的な取り組みや、市や事業者などとの共働の場づくりとして、平成24年3月に「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」が設立され、今後ますますの取り組みの発展が期待されます。

一方で、第1次計画の施策に位置づけていながら、実現に至らないものもありました。その要因として、以下のことが問題点として挙げられます。

#### <施策の推進に関する問題点>

- ・環境分野全般において、様々な施策を配置したが優先度の検討が不十分であったため、実施に至らない施策があった。
- ・計画期間中の施策に対して、十分なPDCAサイクルが機能していなかったため、計画策定後の状況変化に応じた適切な対応ができなかった。

本計画においては、第1次計画での課題・問題点を受け、実行性の高い計画となるよう、庁内の横断的な連携を高めるとともに、市民・事業者などとの共働体制を今後一層進めていく必要があります。また、本計画においては、施策の優先性の確認を行うとともに、計画期間中に施策の見直しを適宜図っていきます。

## 9 環境課題と取り組みの方向性

環境の項目別にみた問題点・課題と取り組みの方向性をまとめると、次のとおりです。

表 1-8 総括(問題点・課題、取り組みの方向性、その1)

項目・環境分野	問題点・課題	取り組みの方向性
自然環境	<p>&lt;生物多様性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■里地里山の荒廃（竹林の拡大など）</li> <li>■鳥獣害の拡大</li> <li>■外来生物の侵入による生態系の攪乱</li> <li>◆生物多様性を脅かす各要素と自然環境の現状の把握</li> <li>■具体的な自然環境保全のための仕組みづくり</li> </ul> <p>&lt;人と自然とのふれあい&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「水辺の保全・創出」が環境分野の中で重要だが満足度が低い結果となっている</li> <li>■古賀市の資源（海・山・川・竹林・遊歩道）を活かした環境づくり</li> <li>■市民の手による花鶴浜（公園）、花見海岸、松林の保全の仕組みづくり</li> </ul>	<p><b>保全方針・戦略の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－継続的な環境監視と保全活動を組み合わせた総合的な自然環境保全方法の検討</li> </ul> <p><b>森林の保全・農地の保全（里地里山の保全）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－農林業従事者の確保と里地里山の新たな活用方法の検討</li> </ul> <p><b>人と自然とふれあう場の確保・創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－水辺の保全・創出</li> <li>－郷土愛を育むための自然を活かした公園、松林、遊歩道などの施設の整備と市民自ら行う維持・管理体制の検討、ふれあう機会の創出</li> </ul>
生活環境	<p>&lt;大気環境(大気質、騒音・振動、悪臭)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大気汚染物質で問題となる状況はないが、全国的に問題となっている光化学オキシダント、PM2.5への対応を行う必要がある</li> <li>◇「大気環境の保全」が環境分野の中で重要だが満足度が低い結果となっている。また、公害苦情の中では野焼きが多く挙げられている。</li> <li>◆道路交通騒音で問題となる状況はないが、近隣市町の人口増加、交通量の変化などによる影響が懸念される</li> <li>◆騒音、悪臭苦情は経年的に発生しており、その多くが生活圏と事業地の境界で発生している</li> </ul> <p>&lt;水質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆改善傾向にあるものの、谷山川では、環境基準を満足していない地点がある</li> <li>◇多くの市民が、環境を良くするために「川や池の水のきれいさ」を改善する必要があると感じている</li> </ul> <p>&lt;土壌汚染有害化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆土壌汚染、ダイオキシン類に関する情報の共有</li> </ul>	<p><b>大気環境その他の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－工場、事業所への調査・指導のほか、地域性を考慮した野焼きに関する指導の徹底、近隣騒音、悪臭に対する市民・事業者のモラル向上、沿道緑化などの検討（公害の未然防止）</li> <li>－大気汚染物質の注意報など発令時の対応確認など（公害の発生対策）</li> </ul> <p><b>水質の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－水質の現状や汚濁機構を解析し、効果的な水質改善対策の検討を行う（総合的な水質汚濁状況の把握）</li> <li>－行政、家庭、工場・事業者における発生源対策の推進（発生源対策の強化）</li> <li>－市民共働による河川環境の美化活動などを行う（活動の普及・啓発及び促進）</li> <li>－土壌汚染の実態の把握と情報共有の方法検討（土壌汚染状況の把握）</li> </ul>
都市環境	<p>&lt;まちなみ景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇残して欲しい景観に、自然性や歴史性を重視した場所が挙げられている</li> <li>◇数多くの遺跡や古墳などが存在しているが、「まちなみの美しさ、歴史・文化の保全」については、大いに関心のある市民が4割弱にとどまる。</li> </ul>	<p><b>都市景観の維持・形成</b></p> <p><b>歴史・文化的景観の保全と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－郷土愛を育むための環境資源の一つとして、自然環境と同様に、優れた自然景観や良好なまちなみ景観を保全するとともに、親しめる仕組みづくりを検討する。</li> </ul>

\*問題点・課題の主な抽出根拠となる調査、機関

◆：既存資料など調査、◇：市民・事業者アンケート調査、■：市民ワークショップ

表 1-9 総括(問題点・課題、取り組みの方向性、その2)

項目・環境分野	問題点・課題	取り組みの方向性
地球環境	<p>&lt;地球温暖化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆今後二酸化炭素排出量の漸増が見込まれる業務部門、家庭部門、運輸部門(自動車)からの排出量の削減</li> <li>◇「省エネルギー対策」が環境分野の中で重要だが満足度が低い結果となっている</li> <li>◇省エネルギーの取り組み、設備の導入など、現在行っていないが周知・啓発や補助金導入により今後の実施の見込める項目が存在する</li> <li>◇公共交通網など自家用車の使用を自粛するための条件がそろっていないと感じている市民が多い</li> </ul>	<p><b>古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進(古賀市全体での総合的な取り組みの推進)</li> <li>ー再生可能エネルギーや省エネルギーに関する行動の推進支援、補助制度などの情報提供(エネルギー削減対策の推進)</li> <li>ー周辺市町と連携した自動車利用削減対策の検討(公共交通機関の利用促進)</li> </ul> <p><b>古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー事業者として取り組むべき活動の率先垂範</li> </ul>
資源循環	<p>&lt;ごみ問題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆1人1日当たりのごみ処理量の削減と資源化率の向上</li> <li>◇家庭系ごみは、3R(発生抑制、再利用、再生利用)を推進し、一人一日当たりの排出量の削減が必要</li> <li>◇事業系ごみは、事業者との連携を図り、排出量の削減を推進することが必要</li> </ul>	<p><b>ごみの減量と資源化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー3Rの推進など</li> <li>ーごみに関する環境教育の在り方の再検討(環境教育・普及啓発の充実)</li> <li>ー事業者との連携によるごみの減量と資源化の推進など</li> <li>ー市民・事業者・行政などの連携推進(市民・事業者・行政のパートナーシップづくり)</li> <li>ーごみ処理に関する体制整備の推進(実態把握など)</li> <li>ー循環型社会形成における調査の継続</li> </ul>
環境意識と行動	<p>&lt;ライフスタイル・ビジネススタイル&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇環境保全行動を行っていない理由として、取り組み方法などの知識がないことを挙げている市民もみられる</li> <li>◇事業所の環境マネジメントシステムの導入促進</li> </ul> <p>&lt;環境保全活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)の活動促進</li> <li>◇地域の美化活動やリサイクル活動への市民参加の実行率は増加している一方で、どのような活動が行われているかよく知らないため活動に参加しない市民も多い</li> <li>◆企業、事業者を対象としたアダプトプログラムの活動促進など地域に根づく環境への取り組みが求められている</li> </ul> <p>&lt;環境教育・環境学習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小学生の環境関連用語の認知度は、省エネルギー教育推進モデル校の指定があった時期と比べ、低下している</li> <li>◇市民の環境に関するモラルを改善すべきとの意見が多い</li> <li>◆環境教育の担い手の不足</li> </ul>	<p><b>環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー既設の共働ネットワーク組織の活動分野、裾野の拡大、継続のしくみの強化</li> <li>ー市民、事業者の参加を促す仕組みづくりの検討</li> <li>ー市民・地域・企業・行政が連携した取り組みの検討</li> </ul> <p><b>環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー環境に配慮した行動や企業活動に関する情報の提供、事業者の環境マネジメントシステム導入に関する支援の検討</li> </ul> <p><b>年齢層に応じた環境教育・学習の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー小学生から大人までの幅広い年齢層に応じた環境教育プログラムの充実</li> </ul> <p><b>環境教育の担い手の育成、活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー学校や企業などに対して環境教育を実践するための人材育成とその制度設計</li> </ul>

\*問題点・課題の主な抽出根拠となる調査、機関

◆：既存資料など調査、◇：市民・事業者アンケート調査、■：市民ワークショップ

表 1-10 総括(問題点・課題、取り組みの方向性、その 3)

項目・ 環境分野	問題点・課題	取り組みの方向性
計画の推進に関するもの	<p>◆環境分野全般において、様々な施策を配置したが優先性の検討が不十分であったため、実施に至らない施策があった。</p> <p>◆計画期間中の施策に対して、十分な PDCA サイクルが機能していなかったため、策定後の状況変化に応じた適切な対応ができなかった。</p>	<p><b>施策の優先性の確認</b>                      ー関係部署と連携を図りながら、確実に施策を実施していく</p> <p><b>施策の実効性の強化</b>                      ー施策を実行性のあるものとするため、毎年の進捗確認のほか、5年目の中間年度には、施策全体の見直しを行う</p> <p><b>計画の実行性の強化</b>                      ー庁内の横断的な連携や、市民・事業者などと共働体制の強化を図る</p>

\*問題点・課題の主な抽出根拠となる調査、機関

◆：既存資料など調査、◇：市民・事業者アンケート調査、■：市民ワークショップ

### 第3章 めざすべき環境の姿



「古里」(古賀の魅力再発見コンテスト)

### 第3章 めざすべき環境の姿

#### 1 めざす環境像

第4次古賀市総合振興計画では、10年後の古賀市がめざす都市イメージとして「つながりにぎわう 快適安心都市 こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」を掲げ、それを補足するものとして「人やモノが集い、活気にあふれ、にぎわうまち」、「自然と歴史・文化の魅力を未来へつなぎ、こころやすらぐまち」、「こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち」、「快適で住みやすく、安心して元気に暮らせるまち」を定めています。

第4次古賀市総合振興計画がめざす都市イメージを環境面から実現していくために、本計画の環境像を

「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環<sup>たの</sup>のまち<sup>わ</sup> こが」

と定めます。



これは第1次計画で掲げためざすべき環境像である「未来へつながる 人と自然が織りなす環のまち」の考え方を引き継ぎつつ、私たち自らの積極的な環境への働きかけで良好な環境を創り出し、充実感やゆしみを<sup>わ</sup>得る課程を強調し、発展させたものです。

古賀市には、海、山、川、歴史遺産など貴重な財産が多数存在しています。しかし、近年では地球温暖化など地球規模での環境問題だけでなく、不法投棄や水質汚濁など私たちの身近な生活に起因する環境問題も多く発生しています。このような問題を抱える中、古賀市の豊かな環境を将来の世代へ継承していくためには、環境への負荷低減を意識したライフスタイルへの転換など、循環の環を<sup>わ</sup>意識した市民一人ひとりが活動の主体となることが大きな第1歩に繋がるものと考えます。

また人口減少や少子高齢化の進行など時代の変化に伴い、森林の荒廃や生物多様性の低下など環境保全に関する課題も多く存在しています。このような中、人が自然との良好な関係を維持し共生の環を<sup>わ</sup>確立していくためには、地域特性に応じた計画的な自然保護のための仕組みづくりや、土地開発などの際、将来の生物多様性にも配慮した持続可能な環境整備が重要となります。

本計画に掲げた環境像を表現する言葉として、あえて「楽しい」ではなく、「嬉しい」という表記を使っています。これは「楽しい」が刺激などの外部からもたらされる要因による衝動的な感情を含むのに対して、「嬉しい」が自己の中から湧き上がる安らぎや充実といった主体的な感覚を表現するのにふさわしいと考えるからです。

以上の考え方を、市民・事業者・行政など多様な主体が理解・共有し、横断的な観点を持って、市民一人ひとりが、お互いの役割や責任を自覚しながら、それぞれの特性を生かし、共働の環を<sup>わ</sup>広げることで環境と共生する望ましい社会が実現する古賀市をめざします。

## 2 めざす環境像具体化のためのキーワード

環境基本計画改定のために開催した市民ワークショップでは、古賀市の環境をより良いものにしていくための原動力にあたるものとして、「郷土愛を育む」、「持続可能な社会を形成する」、「ゆしみを<sup>わ</sup>見出せる」の3項目が提言されました。そこで古賀市のめざす環境像である「未来へ引き継ごう 人と自然が愉しく共生する環のまち こが」を具体化するためのキーワードを、以下の3つとします。

### キーワード1：郷土愛を育んでいくまち

#### （自然の営みの保全と活用～次世代への財産の引き継ぎ～）

古賀市の自然や景観、きれいな空気や水、自然と調和した緑豊かな公園など、私たちの何気ない日常に豊かな環境が存在しています。その豊かな環境は、そこで生活する地域の人々が気づき、古賀市に“あるもの”として認識し、また、積極的に関わり活かすことで愛着が生まれ、郷土愛が育まれます。そこで得た郷土愛は身の回りの環境を慈しみ、古賀市の環境を貴重な財産として未来に引き継ぐための行動を促す要因となります。

そこで、「郷土愛を育んでいくまち（自然の営みの保全と活用～次世代への財産の引継ぎ～）」を環境像具体化のためのキーワードの1つとして設定し、次世代へ貴重な地域資源を引き継いでいきます。

## キーワード2：恵みに感謝し、いのちを育む持続可能なまち

(未来への責任～恩恵への感謝といのちの大切さ～)

環境問題について考えるとき、その影響の大きさから地球規模で取り組むべき問題も多く存在しています。例えば、近年、特に深刻度を増している地球温暖化やエネルギー資源の枯渇対策などは、地球規模で考える必要があり、未来の世代が安全で快適な暮らしをおくるためにも、喫緊に取り組む必要があります。私たちに出来ることは、限りある資源やエネルギーを無駄使いせず、有効利用を心がけ、環境への負荷低減を意識した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践することが重要です。

そこで、「恵みに感謝し、いのちを育む持続可能なまち（未来への責任～恩恵への感謝といのちの大切さ～）」を環境像具体化のためのキーワードの1つとして設定し、持続可能なまちづくりを推進していきます。

## キーワード3：人の環が自ら広がっていくまち

(身近なところで楽しみ、古賀の魅力を発見する)

キーワード3については、「キーワード1：郷土愛を育てていくまち（自然の営みの保全と活用～次世代への財産の引継ぎ～）」と相互に関係しながら、発展、展開させていくものです。市民活動団体などとの連携や、生物調査や様々な体験講座などにより、大人から子どもまでの幅広い世代が地域の環境に関心を持ち、その上で、地球規模の環境問題にまで意識を広げ、郷土愛を軸に楽しみながら人の環が広がっていけるような仕組みづくりを推進します。そのため、市としては環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」と共働で取り組み、多様な主体間の連携・協力を図ることで、広域的な活動を実践します。

そこで、「人の環が自ら広がっていくまち（身近なところで楽しみ、古賀の魅力を発見する）」を環境像具体化のためのキーワードの1つとして設定し、一人ひとりが次世代を見据え、他の異なる主体との連携した取り組みを推進していきます。

### 3 環境目標

古賀市のめざす環境像を実現するため、6つの環境分野ごとに環境目標を設定し、取り組みます。

表 1-11 6つの環境分野と環境目標

環境分野	環境目標
自然環境	●人と自然との「共生」 人と自然が共生するまちをめざします。
生活環境	●「快適」で「安全」な住環境の確保 環境への負荷を減らし、快適で安全安心なまちをめざします。
都市環境	●緑・歴史・風景の「調和」 緑や歴史、風景が調和したまちをめざします。
地球環境	●「低炭素」社会の構築 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします。
資源循環	●「循環」型社会の構築 ごみの減量、資源の循環を進め、循環型のまちをめざします。
環境意識と行動	●「共働」の環の拡大 自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします。

## (1) 環境目標 “人と自然との「共生」”

—人と自然が共生するまちをめざします—

環境分野“自然環境”に関する環境目標とします。

古賀市には白砂青松の花見海岸、ホテルの舞う薬王寺周辺など、人と自然との営みの中で育まれたすばらしい自然が存在します。また私たちが自然環境を守り関わることで、自然環境からもさまざまな恩恵がもたらされます。私たちと自然環境との双方向での恩恵の相乗効果をねらい、人と自然が共生するまちをめざします。

この目標達成のための取り組みの方向性を以下のように設定します。

- A. 保全方針・戦略の策定
- B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
- C. 人と自然とふれあう場の保全・創出



## (2) 環境目標 “「快適」で「安全」な住環境の確保”

—環境への負荷を減らし、快適で安全・安心なまちをめざします—

環境分野 “生活環境” に関する環境目標とします。

大気環境や水環境などの生活環境を良好な状態に保つことは、私たちや次世代の子どもたちが日々の生活を健康で安全に暮らしていくために大切なことです。ところが大気や水を汚す原因の多くは自動車からの排出ガスや生活排水など、私たちの生活によるものがほとんどです。環境への負荷を減らし、快適で安全・安心なまちをめざします。

この目標達成のための取り組みの方向性を以下のように設定します。

- A. 大気環境その他の保全
- B. 水環境の保全



### (3) 環境目標 “緑・歴史・風景の「調和」”

—緑や歴史、風景が調和したまちをめざします—

環境分野“都市環境”に関する環境目標とします。

古賀市には古賀グリーンパークや千鳥ヶ池公園など緑の多い公園や施設が点在し、憩いの空間を形成しています。また、唐津街道・青柳宿や古賀市に点在する社寺など古い街並みや歴史を感じさせる場所も多数存在します。これらの地域資源を活かし、緑や歴史、景観が調和したまちをめざします。

この目標達成のための取り組みの方向性を以下のように設定します。

- A. 都市景観の維持・形成
- B. 歴史・文化的景観の保全と活用



#### (4) 環境目標 “「循環」型社会の構築”

—ごみの減量、資源化対策を進め、循環型のまちをめざします—

環境分野“資源循環”に関する環境目標とします。

地球上の資源には限りがあります。限りある資源を有効に活用するため、ごみの減量、資源循環を進め、循環型のまちをめざします。

この目標達成のための取り組みの方向性を以下のように設定します。

##### A. ごみの減量と資源化対策



## (5) 環境目標 “「低炭素」社会の構築”

—省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします—

環境分野“地球環境”に関する環境目標とします。

地球温暖化問題は、私たち地球に住むものにとって避けて通ることのできない最重要課題の一つです。地球温暖化の要因となる二酸化炭素は、私たちの生活を支えるエネルギー源である化石燃料の燃焼によって発生します。省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします。

この目標達成のための取り組みの方向性を以下のように設定します。

- A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
- B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進



## (6) 環境目標 “「共働」の環の拡大”

—自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします—

環境分野“環境意識と行動”に関する環境目標とします。

環境保全活動を進めるためには、環境に関わる全ての人々が自主的に活動に参加し、共働の環を広げる必要があります。自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします。

この目標達成のための取り組みの方向性を以下のように設定します。

- A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化
- B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進
- C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実
- D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進





## 第4章 環境像を実現するための体系的な取り組み



「秋の訪れ」（古賀の魅力再発見コンテスト）

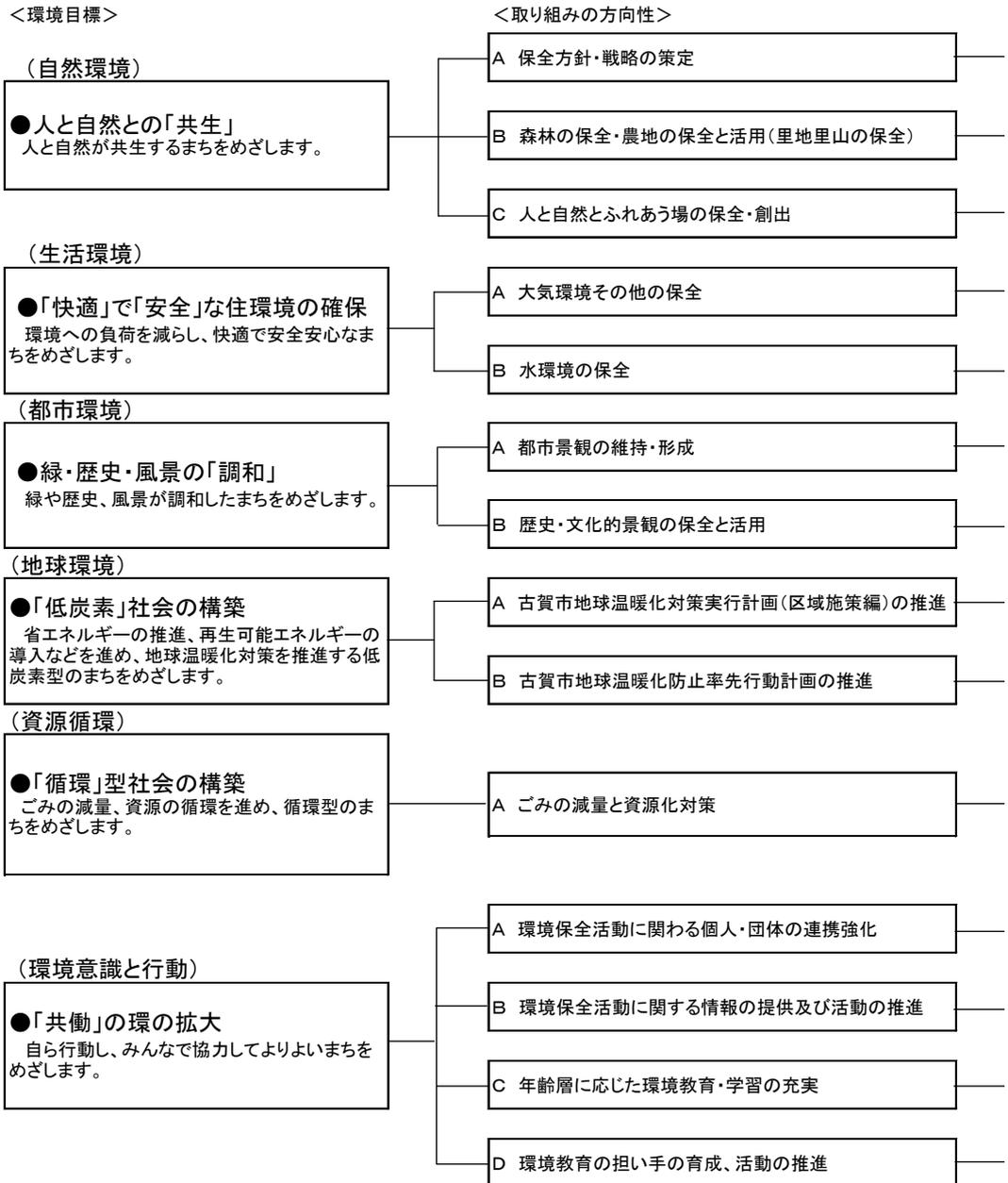
## 第4章 環境像を実現するための体系的な取り組み

### 1 取り組みの体系

<環境像>

「未来に引き継ごう 人が自

<具体化のためのキーワード>  
 その1 郷土愛を育んでいくまち(自然の営みの保全と活用～次世代への財産の引き継ぎ)      その2 恵みに感謝  
 その3 人の環が自ら広がっていくまち(身近なところで楽しみ、古賀の魅力を発見する)



\* :「基本的な取り組み」で示す★は、優先的に取り組む必要のあるものを示す。

<共働プロジェクト>

## ①大根川輝きプロジェクト

# 然と愉しく共生する環のまち こが」

し、いのちを育む持続可能なまち(未来への責任～恩恵への感謝といのちの大切さ)

## <基本的な取り組み>

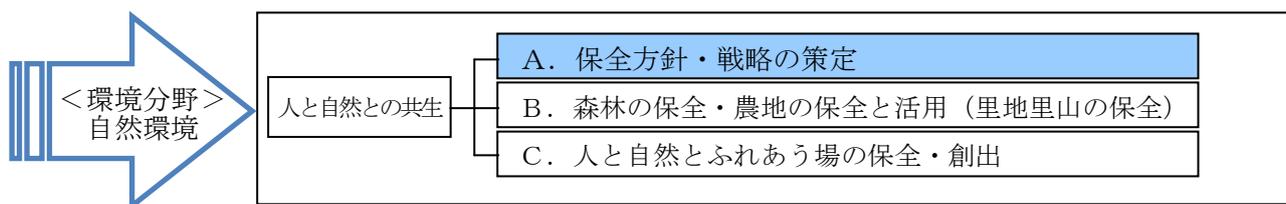
- ★A-① 生物多様性の保全に向けた体制の構築、 A-② 自然環境調査の実施と「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定、 A-③ 生物多様性の保全に向けたガイドラインの作成
- ★B-① 農地の保全と有効活用、 B-② 森林・松林の適正な管理と保全、 B-③ 農業者・団体の人材育成
- C-① 薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用、 C-② 自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造
- A-① 生活環境苦情などに対する適切な対応、 A-② 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の基準超過時における適切な対応、 A-③ 自動車騒音の計画的な測定・監視
- B-① 定期的な水質調査の実施、 B-② 公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進
- A-① 景観まちづくりセミナーの実施、 A-② 景観まちづくり教育プログラムの実施、 A-③ 屋外広告物の管理、 A-④ 公共空間景観形成ガイドラインの推進
- B-① 指定文化財の適切な維持管理と有効活用
- ★A-① 再生可能エネルギー導入の推進、 A-② 家庭でできる省エネルギー行動の効果検証、 A-③ 事業者への環境マネジメントシステム導入の促進
- ★B-① 公共施設における再生可能エネルギー導入の推進、 B-② グリーン購入及び庁舎の省エネルギーの推進
- ★A-① 生ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進(家庭系ごみ)、 A-② 資源化率を上げるための分別品目の検討(家庭系ごみ)、 A-③ ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供(事業系ごみ)、 A-④ 資源化率向上のための取り組み(事業系ごみ)
- ★A-① 市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進、 A-② 市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環  
づくり
- B-① 環境保全活動に関する情報発信の強化、 B-② 市内の美化活動の推進
- ★C-① 環境教育プログラムの作成と活用、 C-② 事業者向け環境教育の充実
- ★D-① 古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成、 D-② 環境保全に関する交流の場づくり

## ②環のまちプロジェクト



### 3 施策内容

(1) 環境目標 “人と自然との「共生」” —人と自然が共生するまちをめざします—



#### A. 保全方針・戦略の策定

<取り組みの方向性>

「A. 保全方針・戦略の策定」として、「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」を策定し、保全・活用に向けた仕組みづくりを行います。特に地域戦略の策定では、これまで古賀市で行ってきた自然環境の保全・活用に関する取り組みへの評価を行うとともに、今後のモニタリング・評価（調査を含む）を継続的に行うための体制づくりも検討します。また、これらの情報をもとに環境配慮指針の更新を行います。（第1部 第6章参照）

<基本的な取り組み>

#### ★A-①生物多様性の保全に向けた体制の構築

施策番号：A-①	担当：環境課	実施時期：前期
<p>施策内容</p> <p>過去実施した自然環境調査(平成14～15年度)における研究会のメンバーを中心に、生物多様性の保全に向けた検討委員会を立ち上げます。既存の植生図などのデータを最大限活用しながら、古賀市の特性にあった調査方法を検討し、自然環境に関する不足データの収集やモニタリング・評価システムの構築など、市民をはじめ地域を巻き込んだ保全のための体制づくりの検討も併せて取り組みます。</p>		

#### A-②自然環境調査の実施と「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定

施策番号：A-②	担当：環境課	実施時期：前期
<p>施策内容</p> <p>「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」策定に当たり、各分野毎にグループを形成し、データが不足している地域の自然環境調査を学識者をはじめボランティア団体など多様な主体による共働で実施します。</p> <p>生物調査や植生調査においては、小学生など若年層と取り組むことで、環境教育・環境学習の場としての活用を図ります。</p> <p>また、古賀市に存在する重要な生物や植生の確認のため、分かりやすい指標を用いた調査を定期的実施します。</p>		

## A-③生物多様性の保全に向けたガイドラインの作成

施策番号：A-③	担当課：環境課、 都市計画課	実施時期：後期
<p>施策内容</p> <p>宅地開発など古賀市の開発事業の際に、生物多様性に配慮した環境整備を促すため、現行の環境配慮指針を見直し、土地対策指導要綱での協議内容や、「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を考慮した環境整備を図るためのガイドラインを作成します。</p> <p>ガイドラインには、植生や生物の生息環境など、その地域の生物多様性の視点から、重要度に応じて求められる保全施策の方法とともに外来生物への対応なども考慮します。</p> <p>また、古賀市の環境の状況は変化していくため、A-②の推進にあわせ定期的なモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図り、環境配慮指針として整備します。（第1部 第6章参照）</p>		

### <古賀市の自然環境観察マップ ー動物編ー>

環境基本計画策定時の自然環境調査の結果を用いて平成17年度に作成した自然環境観察マップです。学校などの教育現場で幅広く活用されています。

■裏面（一部抜粋）



### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
生物多様性の保全に向けた体制づくり	—	平成29年度	—
古賀市生物多様性地域戦略の策定	—	平成29年度	—
生物多様性の保全に向けたガイドラインの策定	—	平成30年度	—

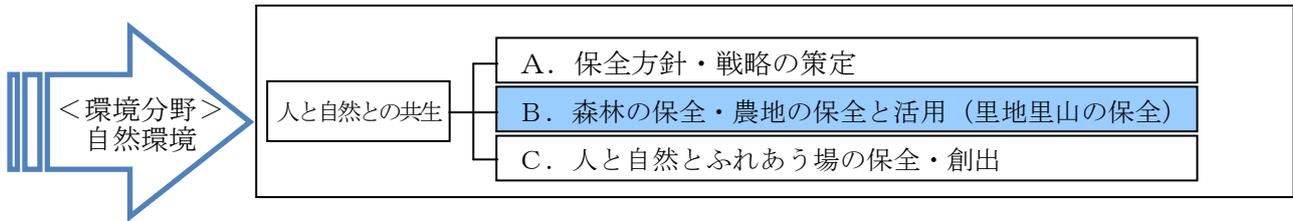
### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・生物多様性の意義を理解し、市や民間団体の主催する自然観察会や生物調査に、子どもとともに進んで参加します。
- ・自然環境に関する活動を行っている団体は、専門的知識を活かし、自然環境調査や自然観察会を企画するとともに、参加者への指導を行います。

#### 事業者

- ・生物多様性の意義を理解し、市や民間団体の主催する自然観察会や生物調査への支援、協力を行います。
- ・事業活動においては、「生物多様性の保全に向けたガイドライン」を遵守します。



## B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）

### <取り組みの方向性>

「B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）」として、松くい虫被害などで緊急の対応の必要な海岸の松林の保全、遊休農用地の活用と農業の担い手の確保につながる施策を展開します。

### <基本的な取り組み>

#### ★B-①農地の保全と有効活用

施策番号：B-①	担当課：農林振興課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、水路・ため池などの適切な維持管理を促し、継続的な機能維持に努めます。</p> <p>生産された野菜などの一部をコスモス館の販売や学校給食に用いることで、地産地消の推進を図るとともに、市民農園の整備や市民がその大切さを実感できるようなふれあいの場の創出にも努めます。</p> <p>また、耕作放棄地対策については、国の制度である「人・農地プラン」事業を進めるとともに、農業委員会による指導強化、同時に耕作放棄地の再生事業を実施していきます。</p>		

#### B-②森林・松林の適正な管理と保全

施策番号：B-②	担当課：農林振興課、都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>人工林の計画的な間伐や「古賀市10万本ふるさとの森づくり事業」で実施したグリーンパークの木々の育林を継続して実施していくとともに、海岸に植生する松林についても、松くい虫防除のための農薬散布や松葉かきなど、ボランティア団体と連携・協力しながら適切な管理に努めていきます。</p> <p>また、近年問題が顕著になってきている竹林被害の問題についても、有効な対策の検討やそれに向けた体制の整備などについて考察していきます。</p>		

#### B-③農業者・団体の人材育成

施策番号：B-③	担当課：農林振興課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>農業従事者の減少に歯止めをかけるため、各種補助金などの制度をはじめ、福岡県北筑前普及指導センターや粕屋農業協同組合と情報共有しながら、それぞれが保有する有効な支援策を提案し、育成していくことで、将来的には認定農業者としての農業経営が図れるよう支援を行っていきます。</p>		



■人でにぎわう農産物等の直売所(コスモス広場)



■グリーンパーク内の育林行動

### <農家直売！軽トラ市>

平成24年度から始めた「農家直売！軽トラ市」は、農業者の思いが伝わる野菜を農業者自身が軽トラックを用いて販売し、さらに、販売時に調理方法や保存方法を消費者に提案することにより、古賀産農産物の販路拡大、地産地消の推進、女性農業者・認定農業者・若手農業者の生きがいづくり、また、農業者と消費者との交流を図ることを目的とし、年2回（7月・12月）開催しています。

平成25年7月は、トマト、きゅうり、ピーマン等の夏野菜や花、たまご、ブルーベリー、しいたけ、12月には、新米、みかん、イチゴ、大根、ニンジン、白菜、ブロッコリー、花など新鮮で美味しい古賀の自慢の農産物が集結しました。また、それらを加工した農産加工品やカレー、やきそば、おでん等の販売も行い、古賀市内外から来場された方々へ最高のおもてなしができました。

### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
森林面積	1,120ha	現状維持(平成35年度)	現況は平成24年度実績。目標は第4次マスタープランの値を採用。
コスモス広場の組合員数	200人	増加(平成35年度)	
市民農園数	3箇所	5箇所(平成35年度)	
認定農業者数	53人	66人(平成35年度)	

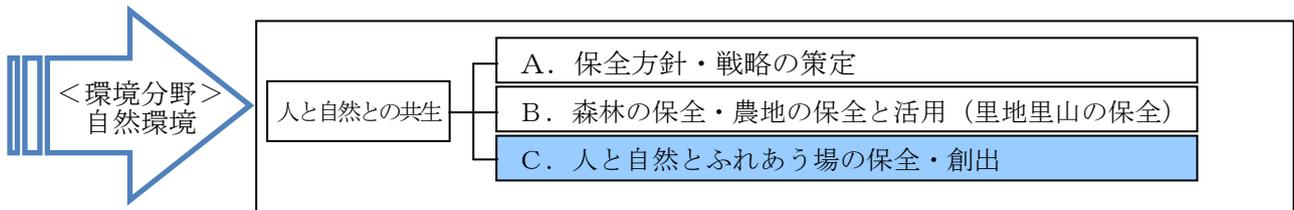
### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・植樹や草刈りなどを行うボランティア活動に参加・協力します。
- ・古賀市で生産された農作物の積極的な購入に努めます。
- ・市民農園の活用や、自然観察、自然体験イベントなどを通して、農業に関する理解と関心を深めます。

#### 事業者

- ・間伐や下草刈りなど、森林の適正な維持管理を行います。
- ・体験型の講座などに積極的に協力します。



C. 人と自然とふれあう場の保全・創出

<取り組みの方向性>

「C. 人と自然とふれあう場の保全・創出」では、既存のビオトープを活かした環境学習への展開や、河川整備や親水公園の整備における自然環境に配慮した施設整備をめざします。

<基本的な取り組み>

C-①薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用

施策番号：C-①	担当課：環境課、都市計画課、 学校教育課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>薬王寺水辺公園内のビオトープを、ボランティア団体などと共働して、計画的な保全に取り組みます。また、小学校（舞の里小、花見小）内にあるビオトープについても、学校やボランティア団体をはじめ、地域、PTAとも連携・協力しながら保全を図るとともに、環境学習の場としても有効に活用していきます。</p>		

C-②自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造

施策番号：C-②	担当課：環境課、建設課、 都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>環境保全型ブロックの使用など自然環境に配慮した整備を推進していきます。また、ボランティア団体と連携した草刈りや、市民とのワークショップによる景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざすとともに、環境学習の場としても活用していきます。</p>		



■ビオトープの整備

## <大根川川づくりワークショップ>

### ■経緯

環境及び親水性の向上に配慮した水辺の保全、創出を進めるにあたり、市役所そばの大根川において、親水空間を整備することとなりました。

これを期に、今まで市民をはじめ、市民団体、行政（古賀市・福岡県）、九州大学等がそれぞれ別々に行っていた環境保全の取り組みを、共働で行っていただけるように、ワークショップを開催することとしました。

### ■これまでの取組

大根川の視察に始まり、大根川の災害・整備の歴史的背景の整理、検討箇所における諸条件の確認(河川の構造、都市計画上の位置づけなど)、生物調査や水質調査、模型を用いた整備イメージの検討、また、子どもたちと行う環境学習など多種多様な取組を実施してきました。



■パース図



■グループに分かれて検討中



■子ども版ワークショップ



■模型を囲んでの議論

## <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考(指標設定の考え方)
ビオトープを活かした取り組み数	2回	増加(平成35年度)	現況は平成24年度実績
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6%	47.8%(平成35年度)	市民アンケート調査の回答率を採用

## <目標達成に向けた取り組みの具体例>

### 市民(市民、地域組織、市民活動団体)

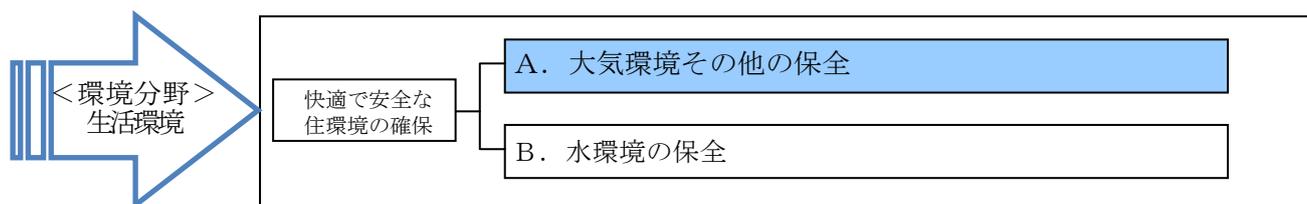
- ・ビオトープや公園など、市やボランティア団体などと協力して保全に努めます。
- ・自然環境に関する活動を行っている団体は、専門的知識を活かし、自然環境調査や自然観察会を企画するとともに、参加者への指導を行います。

### 事業者

- ・生物多様性の意義を理解し、市や民間団体の主催する自然観察会や生物調査への支援、協力を行います。
- ・事業活動においては、生物多様性の保全に向けたガイドラインを遵守します。

## (2) 環境目標 “「健全」な生活基盤の確保”

－環境への負荷を減らし、健全で安全安心なまちをめざします－



### A. 大気環境その他の保全

#### ＜取り組みの方向性＞

「A. 大気環境その他の保全」では、騒音・振動・悪臭だけでなく、不法投棄や野焼き、近隣騒音などの生活環境苦情も経年的に発生しているため、迅速な現場対応と未然防止のための啓発に取り組みます。また、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)などについても、観測データの把握や市民への注意喚起など、適切な対応に努めます。

#### ＜基本的な取り組み＞

##### A-①生活環境苦情などに対する適切な対応

施策番号：A-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 生活環境苦情に対しては現場確認など迅速な対応を行うとともに、必要に応じ立入検査を実施します。また、近年では、特に不法投棄や野焼き、近隣騒音など、一般家庭が当事者となる苦情が多くを占めているため、広報やホームページによる市民・事業者へのマナーの啓発に努めます。 また、有害物質の流失による土壌汚染や水質事故などの対応は、県や関係部署と連携して拡大防止、原因の究明を図ります。		

##### A-②光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の基準超過時における適切な対応

施策番号：A-②	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 古賀市近隣の、一般大気・自動車排出ガスの測定局では、近年、いずれの地点、測定項目においても、概ね環境基準を満たしておりますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)の短期的評価においては基準超過が確認されており、全国的な傾向ではあるものの、健康被害が伴う可能性があるため、観測データの把握、庁内の体制の構築、市民への注意喚起など、適切な対応を行っていきます。		

##### A-③自動車騒音の計画的な測定・監視

施策番号：A-③	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視を計画的に実施します。対象路線は2車線以上の道路（市町村道については4車線以上）であり、古賀市では9路線が対象となっています。平成24年度から福岡県から権限委譲されており、5年間のローテーションで計画的な測定を実施します。		



■不法投棄



■野焼き

<指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
生活環境苦情件数	73件	20%減少（平成35年度）	現況は平成24年度実績 目標は対平成24年度比
道路交通騒音の環境基準達成率	96%	100%（平成35年度）	現況は平成24年度実績
大気環境の保全に関する満足度	21%	50%（平成35年度）	市民アンケート調査の回答率を採用

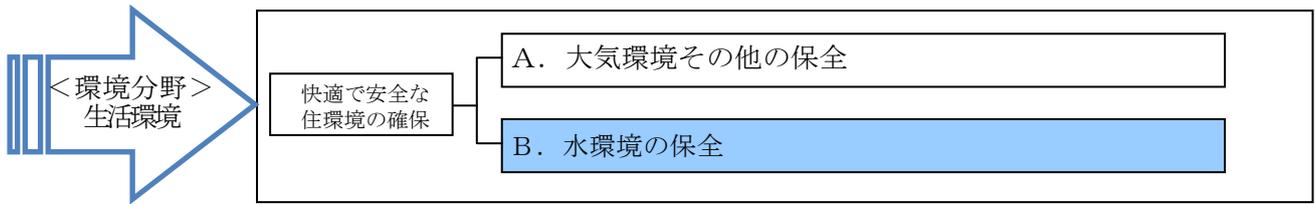
<目標達成に向けた取り組みの具体例>

**市民（市民、地域組織、市民活動団体）**

- ・音響機器の使用やペットの泣き声など、近隣に迷惑をかけないように努めます。
- ・光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報に意識を向け、注意報発令時など状況に応じた行動に努めます。
- ・法律の基準に適合しない屋外焼却を行わないだけでなく、例外規定に該当する事案であっても周辺に迷惑がかからないよう努めます。

**事業者**

- ・施設や建設工事などで発生する騒音や振動が関係法令の規制値以下の場合であっても、周辺に迷惑がかからないよう努めます。
- ・公害防止機器の活用や施設の維持管理に努めます。
- ・法律の基準に適合しない屋外焼却を廃止するとともに、例外規定に該当する事案であっても周辺に迷惑がかからないよう努めます。



## B. 水環境の保全

### <取り組みの方向性>

「B. 水環境の保全」については、継続的な河川・海水域の水質調査を行い、水質の把握に努めます。排出源対策としては、古賀市全域の公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の整備を軸に、事業場排水の監視にも取り組みます。

### <基本的な取り組み>

#### B-①定期的な水質調査の実施

施策番号：B-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 古賀市の河川水質検査では、近年、いずれの観測点でも概ね環境基準を満たしておりますが、今後も引き続き、水質の把握に努めるため、水質調査を実施していきます。また、海水域についても、毎年定点監視を行うことで水質状況の経年的な把握に努めます。 地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を行っており、経年的に環境基準を満たしていますが、有事の際には、県と情報の共有を図り、適切に対応していく必要があります。		

#### B-②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進

施策番号：B-②	担当課：下水道課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 古賀市全域において、公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業により水洗化の普及・促進を図ります。 薦野・米多比地区への継続した整備を実施しており、整備済区域における水洗化を促すため、奨励金制度の活用や説明会の実施など水洗化率の向上を図ります。未整備区域については、合併処理浄化槽設置に伴う補助金を交付し、水洗化を促します。 また、古賀水再生センター流入水の汚濁負荷を軽減するため、事業場における水質の把握、定期的な水質検査を実施します。		



■河川の水質測定



■水再生センター

### <古賀市の下水道計画>

水環境を保全するには、水質汚濁の原因となる物質を公共用水域に出さないことが大切です。古賀市では生活排水処理のための施設として、公共下水道、農業集落排水の整備、浄化槽設置の推進を行ってきました。その結果、平成24年度現在で計画の94%の施設整備が完了しています。今後も汚水処理人口普及率の増加と施設の維持に努めていきます。



■古賀市公共下水道業認可計画図

### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
河川・海域における水質の環境基準達成度状況	100%	100%(平成 35 年度)	現況は平成 24 年度実績。目標は古賀市生活排水処理基本計画。
汚水処理人口普及率	94%	100%(平成 37 年度)	

### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

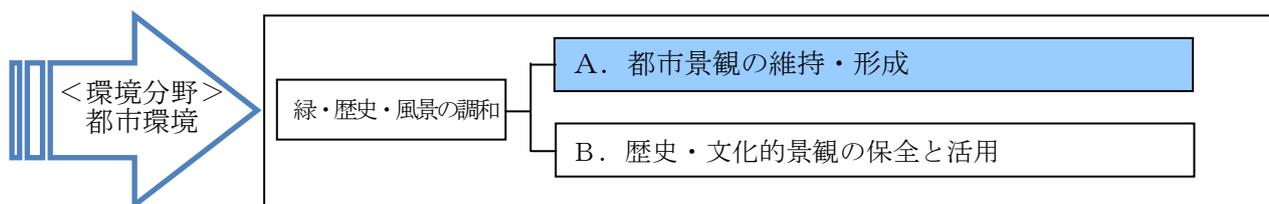
- ・ 日常生活に伴い、有害化学物質が発生しないよう適性に管理・処理します。
- ・ 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により水洗化に努めます。

#### 事業者

- ・ 事業活動に伴う排水を適正に処理します。
- ・ 下水道や合併処理浄化槽などに係る設備を適正に維持管理し、油・異物などの流出を防止します。

(3) 環境目標 “緑・歴史・風景の「調和」”

ー緑や歴史、風景が調和したまちをめざしますー



A. 都市景観の維持・形成

<取り組みの方向性>

「A. 都市景観の維持・形成」では、「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」に基づき、各種セミナーの開催や景観写真コンテスト、景観絵画コンテストを実施することで、市民の都市景観に対する意識高揚を図ります。また、まちなみ景観を損ねる違法広告物に対して、県条例に基づく適正な維持管理に努めるとともに、市民が簡易除去できるための体制づくりを行います。

<基本的な取り組み>

★A-①景観まちづくりセミナーの実施

施策番号：A-①	担当課：都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>景観まちづくりに関する市民意識を高めるため、「環境」「色彩」「植栽」「生態系」など、景観まちづくりにかかわりの深いセミナーを定期的で開催します。長期的には、景観まちづくりに積極的に参画する人材の育成をめざします。</p>		

A-②景観まちづくり教育プログラムの実施

施策番号：A-②	担当課：都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>まちなみや自然の美しさなど、普段見落としている古賀市の魅力を再発見することをめざし、景観写真コンテストや景観絵画コンテストなどを開催することで、市民の都市景観に対する意識の高揚を図ります。</p>		

A-③屋外広告物の管理

施策番号：A-③	担当課：都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>まちなみ景観を損ねる無秩序な屋外広告物を、福岡県屋外広告物条例に基づいて適正に管理します。また、路上などの違反広告物を市民ボランティアで簡易除却できる「古賀市路上など違反広告物追放推進団体」を増やす啓発活動を行い、都市景観の維持管理に努めます。</p>		

## A-④公共空間景観形成ガイドラインの推進

施策番号：A-④	担当課：都市計画課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 「道路」「公園・緑地」「水辺・河川」「公共建築物」などの公共空間において、古賀市の風土を踏まえた景観デザインとなるよう定めた「公共空間形成ガイドライン」の理解と協力を促します。		



■景観セミナー



■不法看板撤去

### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
セミナー参加延べ人数	440人	1,300人(平成30年度)	現況は平成25年度までの延べ人数を採用
コンテスト応募点数	100点	300点(平成27年度)	現況は平成25年度実績
古賀市路上など違反広告物追放推進団体登録数	4団体	8団体(平成28年度)	現況は平成24年度実績
公共空間景観形成ガイドライン準拠物件	0件	5件(平成30年度)	現況は平成24年度実績

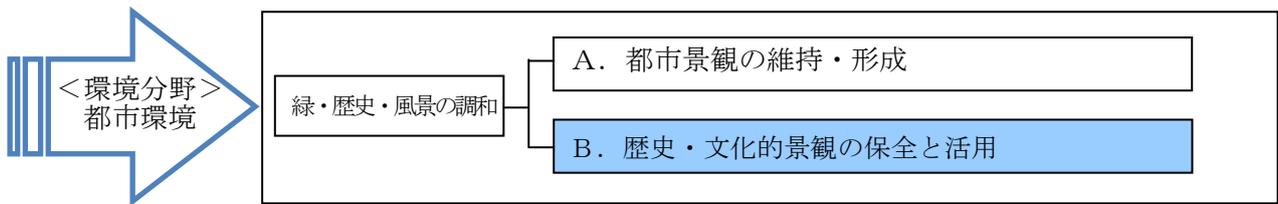
### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・家庭における緑化活動や、清掃活動などの美化活動に参加します。
- ・景観まちづくりに関する活動やイベントへの積極的な参加に努めます。

#### 事業者

- ・施設周辺の緑化など景観に配慮した維持管理を行います。
- ・景観まちづくりに関する活動やイベントへの積極的な参加に努めます。



## B. 歴史・文化的景観の保全と活用

### <取り組みの方向性>

「B. 歴史・文化的景観の保全と活用」においては、古賀市の自然環境と密接に結び付き、重要な構成要素の一部になっている、遺跡・史跡や地域の文化財などの文化的遺産について、周辺の自然環境との一体的な保全・活用を図るため、継続した調査研究を行うとともに、市民が身近に親しめるための文化財めぐりの実施など、歴史的景観の保全と活用に努めます。

### <基本的な取り組み>

#### B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用

施策番号：B-①	担当課：サンフレアこが	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 既に指定済の文化財についての適切な維持管理を推進するとともに、その歴史的・文化的価値に関する調査研究を引き続き実施します。また、案内板の設置や、「唐津街道」、「鹿部田淵遺跡」をはじめとする古賀市の文化財めぐりなどの開催により、文化の保全と継承、市民への普及啓発を推進し、歴史的景観の保全に努めます。 また、古賀市の「船原古墳」などの重要遺跡に関する調査・保存・整備、文化財収蔵施設の整備などを推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。		



■みあけ史跡公園



■船原古墳群

### < 馬具 >

平成25年3月、谷山のほ場整備に伴う谷山北地区遺跡群の発掘調査（平成24年10月15日～）で古墳時代後期の馬具一式が埋蔵された土坑が発見され、4月21日には、発掘現場の一般公開を行いました。その後も続々と貴重な遺物が出土し、11月24日に九州考古学会総会内にて、これまでにない特徴を持った金銅製歩揺付飾金具（こんどうせいほうようつきかざりかなぐ）などのCTスキャナ画像が公開されました。取り上げ作業はほぼ終了し、遺物の解析作業が進められています



■金銅装心葉形杏葉馬具 CT 画像  
「提供 九州歴史資料館」



■歩揺付飾金具復元  
「提供 九州国立博物館」

### < 指標と数値目標 >

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
自然史・歴史講座の開催数	4回	増加(平成35年度)	—

### < 目標達成に向けた取り組みの具体例 >

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

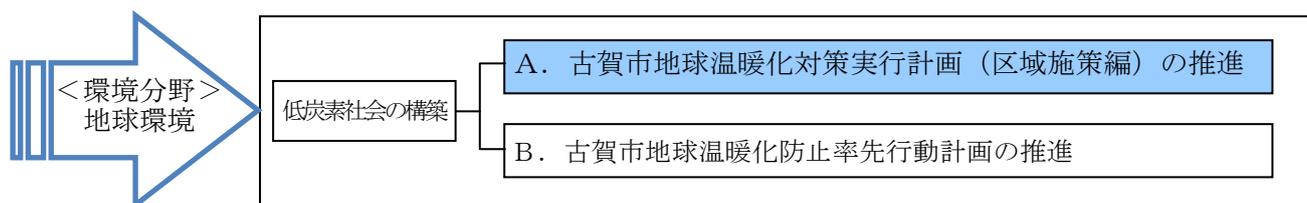
- ・地域にある歴史的・文化的財産に対するの価値を認識し、保全についての意識の高揚を図ります。
- ・古賀市の歴史的・文化的財産に関する講習会やイベントなどに積極的に参加します。

#### 事業者

- ・開発を行う際、歴史的・文化的財産について配慮して実施します。

(4) 環境目標 “「低炭素」社会の構築”

ー省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、  
地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざしますー



A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

<取り組みの方向性>

「A. 古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進」として、古賀市全体で地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。また、再生可能エネルギーの導入や、市民・事業者の温室効果ガス削減の取り組みに対する奨励を実施していきます。

<基本的な取り組み>

★A-①再生可能エネルギー導入の推進

施策番号：A-①	担当課：環境課	実施時期：前期
<p>施策内容</p> <p>再生可能エネルギーの導入については、「古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、市の特性にあった設備やシステムを検討し、推進していきます。</p> <p>家庭への太陽光発電システム導入に係る設置費の助成など、再生可能エネルギーに対する補助については、国・県の動向を注視し、費用対効果などを考慮しながら実施していきます。</p>		

A-②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証

施策番号：A-②	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>A-①の施策に伴い、太陽光発電システムの設置世帯を中心に「環境家計簿」や「うちエコ診断」による啓発を行うとともに、集計結果の公表や表彰など、今後の再生可能エネルギーの普及への啓発に活用します。また、「エコファミリー」への登録を促すことで電気やガス、水道使用量の節減など省エネルギー・省資源の取り組みを県と連携して推進していきます。</p>		

A-③事業者への環境マネジメントシステム導入の促進

施策番号：A-③	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>事業者が自主的に環境保全への取り組みを継続して進めていくための仕組みとして、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。導入支援の内容として、手続きに関する情報の提供、人材育成のための研修会などの開催をはじめ、規格取得などに必要な費用の補助についても検討していきます。また、「うちエコ診断」の実施を促し、企業のエネルギー使用の現状把握を行うことで、効果的な施策の検討も併せて行います。</p>		

<指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千 t-CO <sub>2</sub> 100% （平成 21 年度） （2009 年）	386 千 t-CO <sub>2</sub> -3% （平成 35 年度） （2023 年）	区域施策編における目標値 （平成 21 年度比での削減率 で示す）
太陽光発電設備設置件数	1,055 件	増加（平成 35 年度）	現況は平成 24 年度実績
うちエコ診断受診世帯	0 世帯	500 世帯（平成 35 年度）	—
事業者のマネジメントシステム導入数	12 事業所	増加（平成 35 年度）	ISO14001・エコアクション 21 の導入数を採用（平成 24 年度実績）

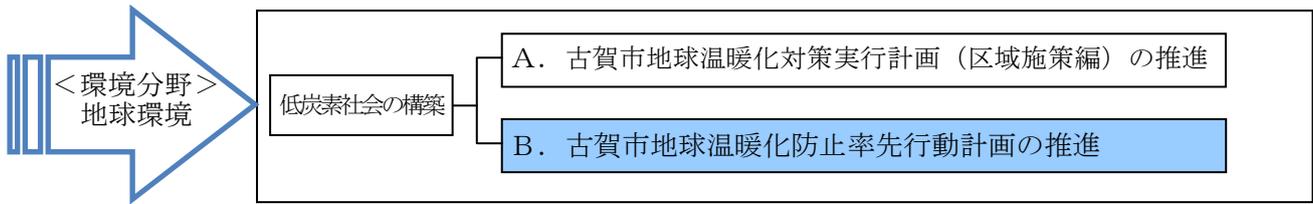
<目標達成に向けた取り組みの具体例>

市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・日常生活における省エネルギー行動の実践を行います。
- ・高効率なエネルギー機器の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用施設の導入を検討します。
- ・近場への移動は徒歩や自転車を利用し、公共交通機関を積極的に活用します。
- ・加減速の少ない運転、早めのアクセルオフなど、エコドライブを行います。
- ・乗用車のエコカーへの買い換えを検討します。

事業者

- ・日常業務における省エネルギー行動の実践を行います。
- ・高効率なエネルギー機器の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用施設の導入を検討します。
- ・パソコンや複写機などの OA 機器をエネルギー効率の高いトップランナー適合機種に変更します。
- ・ノーマイカーデーを設定して近場への移動は徒歩や自転車を利用します。また、公共交通機関を利用します。
- ・加減速の少ない運転、早めのアクセルオフなど、エコドライブを行います。
- ・乗用車のエコカーへの買い換えを検討します。
- ・物を運ぶときには、自家用トラックではなく、積載効率の高い営業用トラックを利用します。
- ・業務用の車両のエコカーへの買い換えを検討します。
- ・環境マネジメントシステムの導入を検討します。



B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進

<取り組みの方向性>

「B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進」では、古賀市が行う具体的な施策として、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」に基づく、グリーン購入の推進や庁舎の省エネなど、様々な施策を推進していきます。

<基本的な取り組み>

★B-①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進

施策番号：B-①	担当課：環境課、 財政課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>公共施設へ再生可能エネルギー導入を推進していきます。また、設備導入に当っては国や県などの各種補助制度を活用し、経費・社会性の面を考慮しながら適宜実施していきます。</p>		

B-②グリーン購入及び庁舎の省エネルギーの推進

施策番号：B-②	担当課：環境課、 財政課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>グリーン購入調達方針に基づく、製造過程・廃棄段階で環境への負荷が少ない物品の購入・使用に努めます。</p> <p>また、LEDなどの高効率照明への切り替え、照明の間引き、消灯の励行によって庁舎の節電に努めるとともに、車両のエコドライブを推奨することでエネルギーの節減にも取り組みます。</p> <p>特に、電力使用が多い夏季・冬季については、冷暖房の温度設定の徹底（夏季28℃、冬季20℃）、クールビズ・ウォームビズの取り組みや、給湯器の停止（夏季）、緑のカーテンの設置など積極的な節電対策に取り組みます。</p>		



■市役所に設置した太陽光パネル

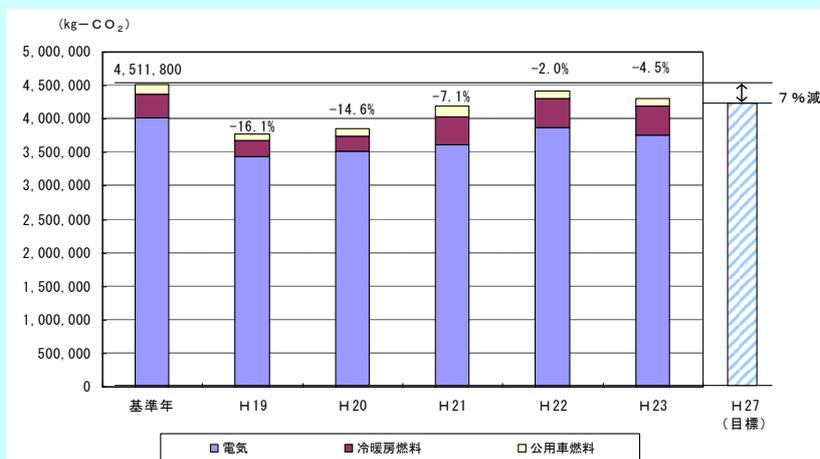


■福岡県環境家計簿

### <古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進>

古賀市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」を策定しており、平成27年度末までに温室効果ガスの総排出量を対平成11年度比で7%削減することを目標に市役所庁舎や出先機関において地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

平成23年度末時点では温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量は、対平成11年度比（基準年比）で-4.5%に留まりましたが、空調機等の省エネの徹底などを行い、削減目標の達成に向けて今後も取り組みを推進していきます。



■古賀市公共施設における二酸化炭素排出量の推移

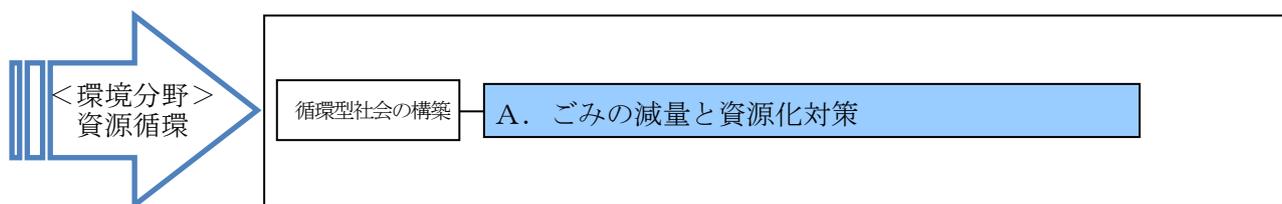
### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考 (指標設定の考え方)
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	4施設	増加(平成35年度)	現況は平成24年度実績
グリーン購入の調達率	88%	100%(平成35年度)	現況は平成24年度各項目の平均値を採用
古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量の削減割合	4,511(t-CO <sub>2</sub> ) 100%(平成11年度)	4,195(t-CO <sub>2</sub> ) -7%(平成35年度)	古賀市地球温暖化防止率先行動計画より

※「B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進」は市の取り組みに限定されるため、他の主体の役割は省略する。

(5) 環境目標 “「循環」型社会の構築”

ーごみの減量、資源の循環を進め、循環型のまちをめざしますー



A. ごみ対策

<取り組みの方向性>

「A. ごみの減量と資源化対策」では、循環型社会形成推進基本法に示された3Rの優先順位を基に、関連する施策を計画的に推進し持続可能な「循環型社会の形成」をめざします。

「家庭系ごみ」の分野では、循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用、再利用に至るまでの総合的な施策を展開します。

「事業系ごみ」の分野では、実態を把握し、事業者との連携を図りながら、ごみ減量・再資源化を推進します。

<基本的な取り組み>

★A-①生ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進（家庭系ごみ）

施策番号：A-①	担当課：環境課 (ごみ対策係)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>まつり古賀などのイベントで、生ごみの水分を極力減らす「最後のひとしぼり」をテーマに、水切りの効果についての啓発を行うとともに、マイバックの配布を継続しながら、その使用を促す啓発を行います。</p> <p>生ごみ処理機器の補助金の活用について、現在の使用状況などの実態調査を実施し、調査の結果を基に、生ごみ処理機器を活用した取り組みの課題を整理し、今後の啓発などに反映させます。</p>		

A-②資源化率を上げるための分別品目の検討（家庭系ごみ）

施策番号：A-②	担当課：環境課 (ごみ対策係)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>「リサイクルの見える化」により、資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取り組みを推進します。</p> <p>最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集ができる品目について検討し、資源化率の向上につなげます。</p>		

A-③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）

施策番号：A-③	担当課：環境課 (ごみ対策係)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>実態把握調査の結果を踏まえ、事業者を訪問し、製造・流通・販売などの事業活動の各段階における廃棄物について、減量と資源化を促進するための啓発、指導を行い、事業者への取り組みを促します。</p> <p>事業者の適正処理・減量・資源化の関心を高めるため、取り組みを促すパンフレットを作成します。</p> <p>「3Rの見える化ツール」を活用し、環境負荷削減効果が分かる事業者向けの情報を広報・HPなどに掲載し、事業者へ3Rの取り組みを促します。</p> <p>事業者が自主的・自発的に取り組むことができる他自治体の事例などを調査研究し、広報・HPなどにより啓発に反映させます。</p> <p>環境負荷の少ない事業活動への変革を求めるため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく3Rの取り組みができる情報提供を行います。</p>		

A-④資源化率向上のための取り組み（事業系ごみ）

施策番号：A-④	担当課：環境課 (ごみ対策係)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>資源化の余地が残されている食品廃棄物や古紙などは、新たな資源化ルートの構築に取り組みます。</p> <p>事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取り組みについての支援を検討します。</p>		

<指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
1人1日あたりのごみ排出量（g）	784 g	665 g（平成35年度）	現況は平成24年度実績
資源化率（%）	17.4%	26.0%（平成35年度）	現況は平成24年度実績

<目標達成に向けた取り組みの具体例>

**市民（市民、地域組織、市民活動団体）**

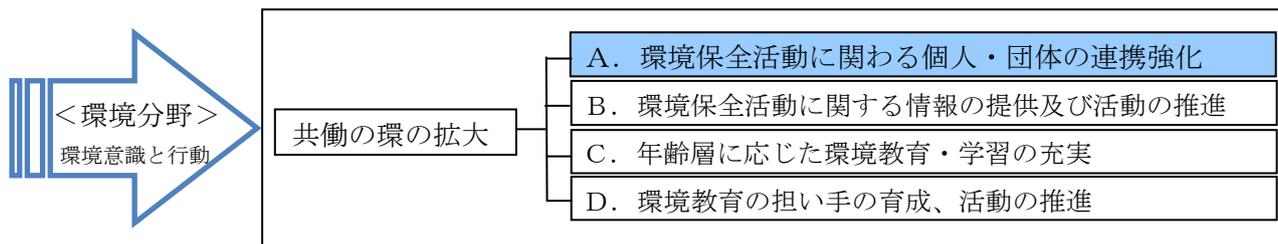
- ・市が情報発信する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の理解に努めます。
- ・「家庭系ごみ」に関し、リデュース（発生するごみをできるだけ減らす）、リユース（できるだけ繰り返し使う）、リサイクル（資源としてリサイクルする）を意識し、ごみの減量と資源化に協力します。

**事業者**

- ・市が情報発信する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の理解に努めます。
- ・事業系ごみに関し、リデュース（発生するごみをできるだけ減らす）、リユース（できるだけ繰り返し使う）、リサイクル（資源としてリサイクルする）の優先順位を意識し、ごみの減量と資源化に協力します。

(6) 環境目標 “「参加」の輪の拡大”

—自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします—



A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化

<取り組みの方向性>

「A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化」では、市・ぐりんぐりん古賀をはじめ様々な個人・団体の共働で環境教育・生物多様性などの環境保全活動の推進を図ります。また、ぐりんぐりん古賀を中心に、事業者や教育機関などとネットワークの強化に取り組み、各種イベントや広報やホームページにより会員数の増加をめざします。

<基本的な取り組み>

★A-①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進

施策番号：A-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
施策内容 環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」を中心に会員独自の事業をはじめ、学校などと連携することで、環境教育を推進し、生物多様性の保全や3Rの推進など、活動分野の拡大、継続性のある活動の展開を図ります。		

A-②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり

施策番号：A-②	担当課：環境課、生涯学習推進課 (つながりひろば)	実施時期：前期～後期
施策内容 「ぐりんぐりん古賀」を中心として、A-①の活動に伴い、個人・団体の集いの場である「つながりひろば」などを活用し、環境と密接に関わり合う主体とのネットワークの強化を図ります。また、まつり古賀など各種行事やホームページなどで積極的に広報活動を行い、参加の輪を広げることで、会員数の増加を目指します。		



■まつり古賀での啓発活動



■毎月開催の例会



■環境体験講座



■視察研修会

<指標と数値目標>

指 標	現 況	目 標	備考（指標設定の考え方）
ぐりんぐりん古賀 （古賀市環境市民会議） 個人会員・団体会員数	個人会員：36名	100名（平成35年度）	現況は平成24年度実績。目標は第4次マスタープランの値を採用。
	団体会員：21団体	50団体（平成35年度）	

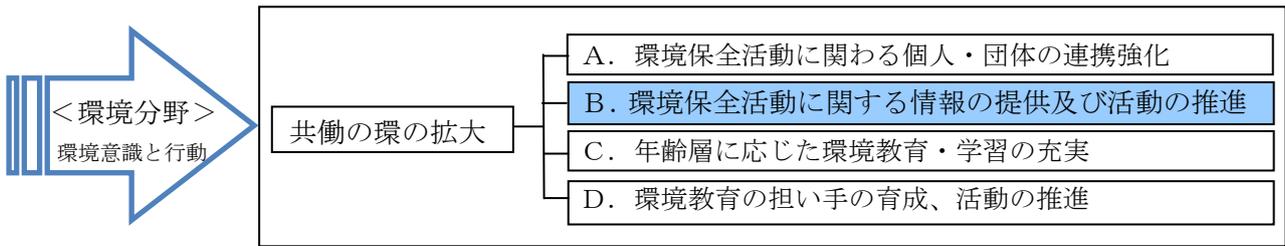
<目標達成に向けた取り組みの具体例>

**市民（市民、地域組織、市民活動団体）**

- ・各種ボランティア活動へ参加するとともに、共働きのネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」と協力して、環境保全活動を推進していきます。
- ・「ぐりんぐりん古賀」をはじめとする環境分野の団体だけでなく、学校など異なる主体にも積極的に働きかけていきます。

**事業者**

- ・古賀市で環境保全に取り組む団体などに対して支援を行います。
- ・「ぐりんぐりん古賀」などの団体と連携・協力して環境保全活動を推進していきます。



## B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進

### <取り組みの方向性>

「B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進」では、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば」を活用して、情報発信の強化に取り組みます。また、道路環境美化などの市民参加による市内一斉清掃や、アダプトプログラムでは事業者を中心に様々な団体が積極的に美化活動に参加しており、団体独自の事業だけでなく、今後は地域に根付く美化活動を、多様な主体の共働で推進していきます。

### <基本的な取り組み>

#### B-①環境保全活動に関する情報発信の強化

施策番号：B-①	担当課：環境課、生涯学習推進課(つながりひろば)	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 市ホームページや広報こがなどの広報手段だけでなく、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば」の広報手段を活用し、更なる情報発信の強化を図ります。また、交流活動などへの積極的な参加を促すことで、他分野の団体との情報共有を図ります。		

#### B-②市内の美化活動の推進

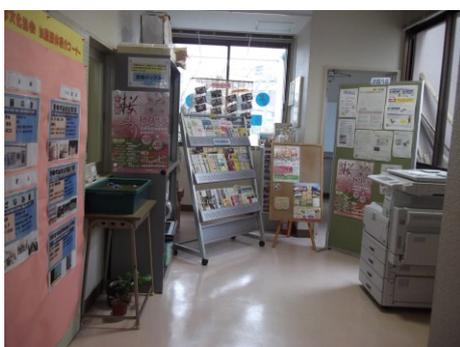
施策番号：B-②	担当課：環境課、生涯学習推進課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 道路環境美化、古賀市環境美化行動の日の活動では市民参加による一斉清掃活動が行われているほか、アダプトプログラムでは、古賀市の事業者を中心に様々な団体が積極的に美化活動に参加しています。また、「ラブアース・クリーンアップ」では、ボランティア団体・企業・行政などが実行委員会を形成して、海岸の一斉清掃に取り組むことで、美観の形成を図っています。 一方、地域コミュニティやボランティア団体も河川や松原など、独自で清掃活動に取り組んでいることから、今後は地域に根付く美化活動を、多様な主体の共働で推進していきます。		



■企業などが取り組む「アダプトプログラム」



■古賀海岸周辺の一斉清掃  
「ラブアース・クリーンアップ」



■市民活動支援センター「つながりひろば」



■情報交換・交流の場づくり「つながりカフェ」

< 指標と数値目標 >

成果指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
環境保全活動に関する実行度	55%(平成 24 年度)	70%(平成 35 年度)	市民アンケート調査の回答率を採用
古賀市の美化活動へ対する参加の意向	40%(平成 24 年度)	76%(平成 35 年度)	
アダプトプログラム登録数	34 団体	50 団体(平成 35 年度)	現況は平成 24 年度実績。目標は第 4 次マスタープランの値を採用

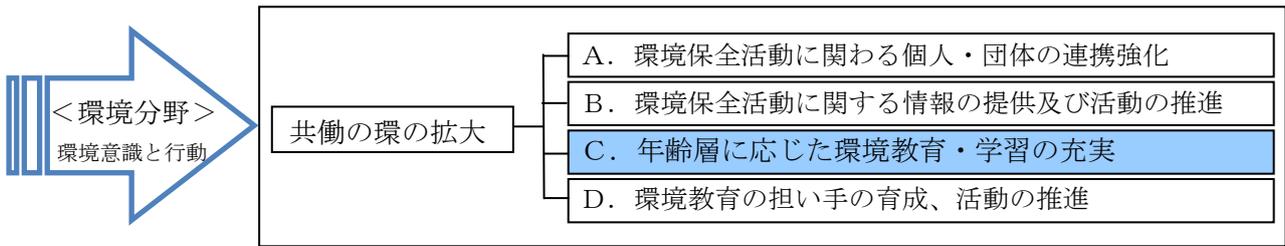
< 目標達成に向けた取り組みの具体例 >

**市民（市民、地域組織、市民活動団体）**

- ・河川清掃や美化活動に参加・協力します。
- ・SNS などを活用した情報の積極的な発信や収集に努めます。

**事業者**

- ・ホームページや広報紙などで提供される環境情報を有効に活用します。
- ・アダプトプログラムなど従業員の様々な環境保全活動への参加・協力を奨励します。
- ・環境関連イベントへの参加・協力や、CSR活動を拡大していきます。



C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

<取り組みの方向性>  
 「C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実」として、小学生から大人までの幅広い年齢層に応じたプログラムを作成し、環境教育・環境学習の推進を図ります。

<基本的な取り組み>

★C-①環境教育プログラムの作成と活用

施策番号：C-①	担当課：環境課、学校教育課、各教育機関	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>市・ぐりんぐりん古賀・学校の連携で、小学生を対象とした「環境教育プログラム」の作成に取り組みます。プログラムの内容は小学生の低学年から高学年までを対象とした授業に対応するため、自然環境・生活環境における様々な分野のプログラム整備を図ります。</p> <p>一方、中学校では独自で環境保全に係る清掃活動やボランティア活動を展開していることから、古賀市版「環境カウンセラー」による支援や、ボランティア団体などと連携しながら環境教育の推進を図ります。</p>		

C-②事業者向け環境教育の充実

施策番号：C-②	担当課：環境課	実施時期：後期
<p>施策内容</p> <p>C-①の環境教育プログラムの内容を発展させて、事業者が行う社員教育やISO14001、エコアクション21などの各種認証制度に基づく環境学習の場において、環境教育の充実を図る。</p> <p>また、環境教育などの取り組みを率先して行っている事業者の事例発表や研修会など、事業者相互の情報交換が行える場づくりを行います。</p>		



■千鳥ヶ池での環境教育



■事業者向け省エネセミナー

### <ESDの視点を取り入れた環境教育プログラムの推進>

ESDとは、「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）」の略称で、一人ひとりが自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、さまざまな分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育のことです。地球環境問題などさまざまな世界的課題の解決のためには人づくりが重要です。国では、6つの社会づくりの構成概念と学習指導で重視すべき7つの能力・態度をESDで必要とされる視点として示しています。

<ESDで大切な視点>

●6つの持続可能な社会づくりの構成概念

：多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任性

●7つの能力・態度

：批判的に考える力、未来像を予測して計画を立てる力、多面的・総合的に考える力、コミュニケーションを行う力、他者と協力する態度、つながりを尊重する態度、進んで参加する態度

本市においてもこれらの視点を踏まえた環境教育プログラムの推進に努めます。

### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
環境教育プログラム実施数	0回	30回/年 (平成35年度)	
環境教育を実施する事業者数の割合	53%(平成24年度)	66% (平成35年度)	事業者アンケートの数値を採用

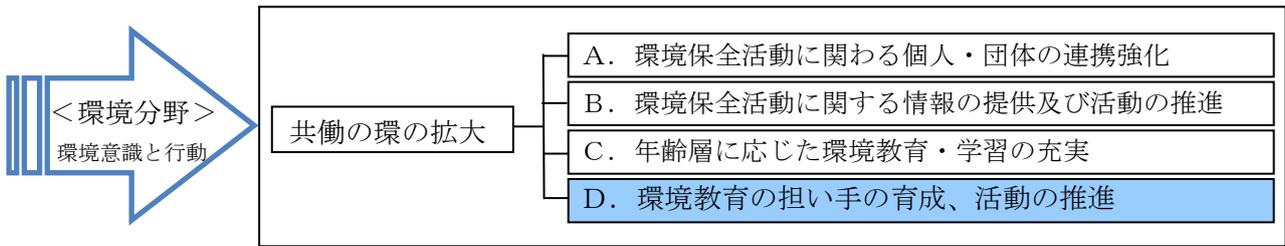
### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・家族で「環境」について話し合い、環境に配慮したライフスタイルへの改善に努めます。
- ・学習会や講習会などに参加することで、環境に対する意識を高めます。

#### 事業者

- ・従業員に対する社員教育、研修などを実施し、環境意識の向上を図ります。
- ・講習会やセミナーなどの催しへ参加・協力します。



D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進

<取り組みの方向性>

「D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進」として、環境教育を実践するための人材育成や、自然環境や生活環境などの様々な分野における、環境教育に関する活動を推進します。

特に環境教育の実施に当たっては、市とぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）及び教育機関が相互に連携・協力を図りながら推進していくものとします。

<基本的な取り組み>

★D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

施策番号：D-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>学校や企業などに対して環境教育を実践する人材として、古賀市版「環境カウンセラー」登録制度を創設します。また、環境カウンセラーは「人材バンク」との連携を図りながらC-①の施策にある環境教育プログラムの推進を中心となって担い、様々な環境分野に関する知識や経験が豊富な人材が担います。人材の育成については、環境分野における資格や各種研修などの情報提供や、環境教育プログラム作成に向けた講習会の開催などの補助をぐりんぐりん古賀と共働で取り組みます。</p>		

D-②環境保全に関する交流の場づくり

施策番号：D-②	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>市・環境保全活動団体を中心に、中・高生をはじめ一般市民を含む多様な主体で、環境保全活動や環境教育に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。交流会では、様々な立場の主体が対等な関係のもと意見を出し合うことで、地域特性にあった古賀市独自の環境施策への展開を検討していきます。</p>		



■ 2次計画策定の市民ワークショップ



■ 環境市民講座「水辺の楽校」

### ＜ワークショップの活用・支援＞

“ワークショップ”とは学びや創造、問題解決やトレーニングの手法の一つです。住民が中心となって地域の課題を解決しようとする場合にワークショップの手法がよく用いられます。地域のさまざまな立場の人が自ら参加して地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたりする場合に用いられ、参加者が自発的に作業や発言が行える環境が整った場でファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に作業を行うのが一般的です。

環境基本計画の改訂作業においても市民のニーズを踏まえた分かりやすく身近な計画づくりのため、公募市民22名によるワークショップを5回にわたって開催しました。環境課題、めざすべき環境像など、計画のさまざまな部分にワークショップの成果が活かされています。

今後もワークショップによる市民参加の機会を施策として検討していきます。

### ＜指標と数値目標＞

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
環境カウンセラーの登録数	0人	30人(平成35年度)	—
環境保全に関する交流の回数	0回/年	4回/年(平成35年度)	—

### ＜目標達成に向けた取り組みの具体例＞

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・環境に関する出前講座や古賀市版「環境カウンセラー」による人材派遣を積極的に活用します。
- ・ワークショップに参加し、市やボランティア団体などと共働で環境施策について検討していきます。

#### 事業者

- ・従業員に対して「環境カウンセラー」への登録を奨励するとともに、学校の環境教育や環境学習の場に講師を派遣します。
- ・工場見学など既存施設を活かした環境教育・環境学習を推進するだけでなく、ワークショップを通して企業目線の意見を提言していきます。

## 第5章 みんなで取り組む共働プロジェクト



「蛍夜」(古賀の魅力再発見コンテスト)

## 第5章 みんなで取り組む共働プロジェクト

環境保全に関わる活動は、市民、事業者、行政など、多様な主体が共働で取り組むことで大きな効果が生まれます。また、同じ目的を共有し、一丸となって取り組む機運が高まることで、地域とつながる喜びや、郷土愛の醸成、個人・団体間のネットワークの強化といった効果も期待されます。取り組みの機運を高めるには、より多くの人が認知していて、かつ、重要視している分野について目標を掲げることが大切です。

人が環境を認識する場合、空気や水といった環境を形づくる要素を挙げるよりもむしろ、大根川や松原などの様々な環境の要素を環境のイメージとして挙げる人が多いのではないのでしょうか。

「みんなで取り組む共働プロジェクト」は、私たちの取り組みが古賀市の環境改善にどのように貢献していくのか実感するためのプロジェクトです。プロジェクトを構成する施策は環境目標を達成するための基本的な取り組みですが、環境分野を横断して取り組むことで共働の環がさらに広がることを期待しています。

ここでは共働プロジェクトとして、次の2点を掲げます。

<みんなで取り組む共働プロジェクト>

- ① 大根川輝きプロジェクト
- ② 環のまちプロジェクト

### 1 大根川輝きプロジェクト

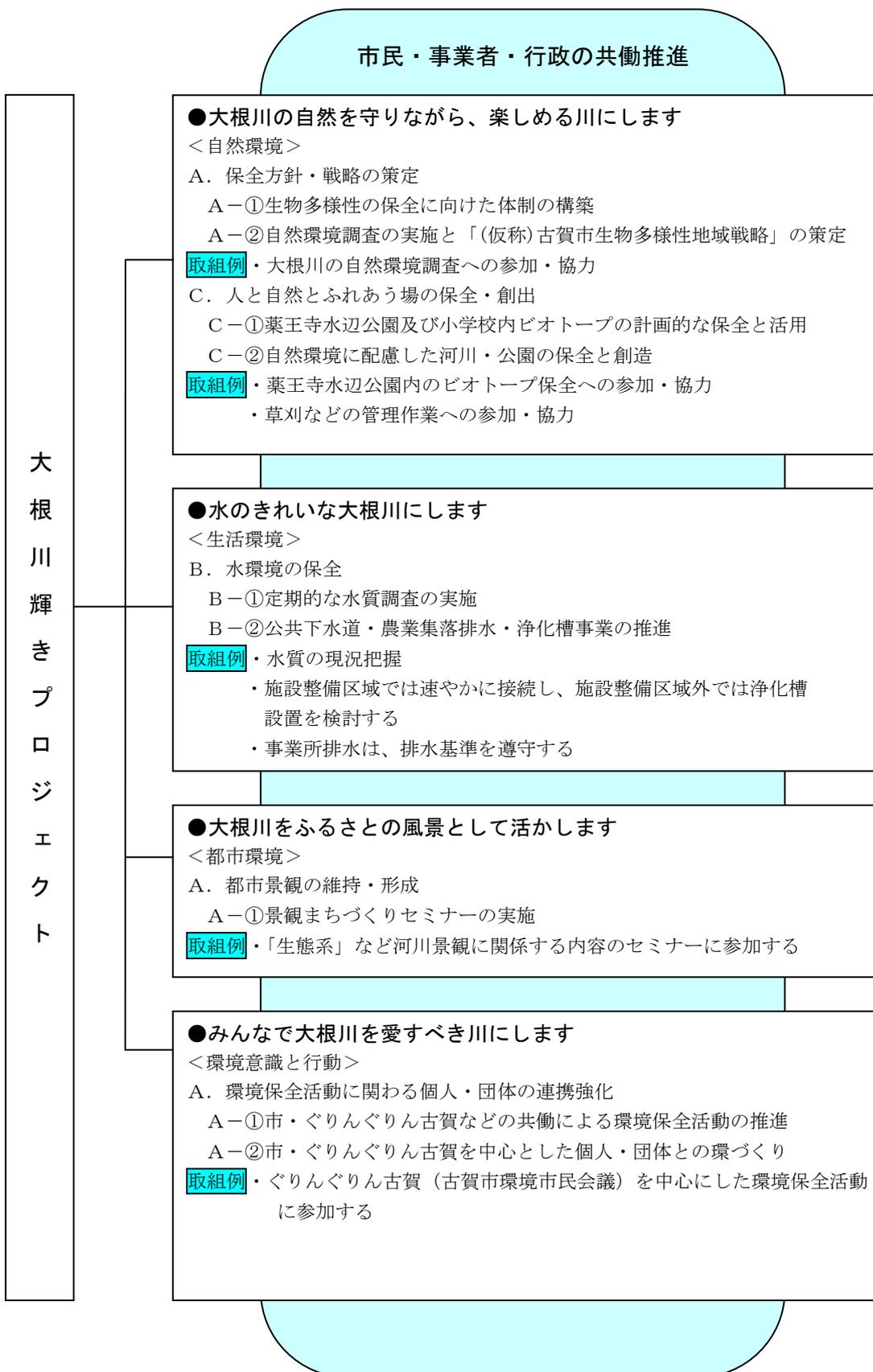
#### <目的>

古賀市の水辺や緑についての市民の愛着は深く、市民アンケート調査結果（P. 17、図 1-12 参照）によると、特に残して欲しい水辺の筆頭として大根川やその一部の清瀧、薬王寺などが挙げられています。一方で、環境の重要度・満足度を問う項目では、「水辺の保全・創出」が重点改善分野に挙げられており、環境資源を活かした環境づくり、活動方針の検討が求められています。

また古賀市の汚水処理人口普及率は平成 24 年現在、約 9 割に達しており、大根川の水質も上流では経年的に環境基準を達成しています。古賀市の水辺については水質の美しさのみではなく、ごみの投棄状況や草の繁茂状況など、水辺環境としての美しさも求められています。

そこで、古賀市の自然環境を構成する重要な要素の一つである大根川を、生物多様性・水質・景観などの分野を総合的に保全し、その過程を個人・団体などの多様な主体と共働して推進していくことで、大根川が将来にわたり輝き続けることを目的とします。

<大根川輝きプロジェクトの具体的イメージ>



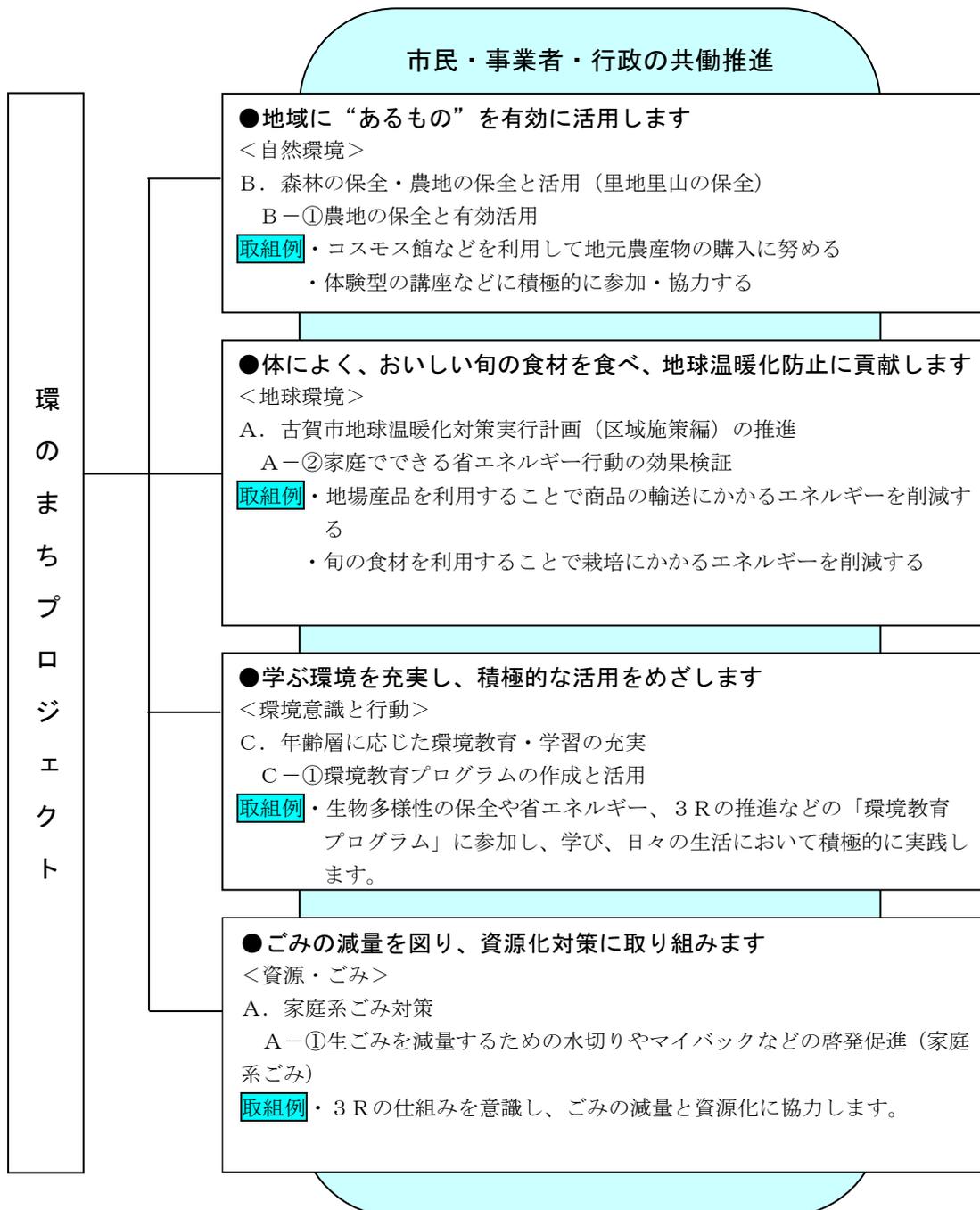
## 2 環のまちプロジェクト

### <目的>

地球温暖化や生物多様性の低下など地球規模での環境問題だけでなく、不法投棄や水質汚濁など私たちの身近な生活環境に起因する環境問題も多く発生しています。

これらの問題を解決していくには、環境への負荷低減を意識したライフスタイルへの転換や地産地消の推進など、「循環の環」を意識した生活を心がけることが重要です。また、人が自然との良好な関係を維持していくため、地域特性に応じた計画的な環境保全の仕組みづくりや、土地開発の際のガイドラインの策定など、市民・事業者・行政などが、協力・連携して推進していくことで「共働の環」を広げ、環のまちが実現することをめざします。

### <環のまちプロジェクトの具体的イメージ>



## 第6章 開発事業における環境配慮指針



千鳥ヶ池公園

## 第6章 開発事業における環境配慮指針

### 1 環境配慮の基本的考え方

古賀市のより良い環境づくりのためには、全ての主体が環境配慮行動に努める必要があります。また、より良い環境づくりのためには計画的な開発事業も必要となります。しかし、開発事業は、環境に対して大きな影響を与えることがあり、影響を受けた環境をもとどおりに回復することは、時間的、経費的に困難です。

古賀市では、今後も様々な開発事業が行われることが想定されるため、大規模事業については、環境影響評価法<sup>\*</sup>や福岡県環境影響評価条例<sup>\*</sup>などにより、適切な環境配慮を行うことが重要となります。

### 2 環境への配慮事項（事業種別）

対象とする開発事業の種類、国・県の環境影響評価制度対象事業との関係を以下に示します。

《対象とする開発事業の種類》
①住宅団地整備 (住宅団地の造成、住宅の建設 など)
②商業・業務施設整備 (商業・業務用施設の建設 など)
③工業施設整備 (工場・事業場の建設 など)
④農業基盤整備 (農用地の整備、農業用水路の整備 など)
⑤河川改修・水辺整備 (河川改修・護岸の整備、ため池整備 など)
⑥海岸部の整備 (埋立・浚渫、護岸・海岸整備、港湾施設の新設・改良 など)
⑦上下水道整備 (上下水道整備、水道供給施設の整備、下水終末処理施設の整備 など)
⑧交通基盤整備 (道路・鉄軌道の整備、トンネルの建設、橋梁の架設 など)
⑨野外レクリエーション施設整備 (公園整備、運動・野外レクリエーション施設整備 など)
⑩廃棄物処理施設整備 (廃棄物処理施設整備 など)
⑪土石の採取・鉱物の掘採 (土石の採取、鉱物の掘採 など)

表 1-12 国・県の環境影響評価制度対象事業と各種事業との関係

対象事業種類 (市内での実施が予想される 開発事業の種類)	環境影響評価法		福岡県環境影響評価 条例
	第 1 種事業(必ず環境 影響評価を行う)	第 2 種事業(環境影響評価 を行うか否かを個別に判断)	対象事業
①住宅団地整備			
住宅団地造成、住宅建設	100ha 以上 (公団実施など)	75～100ha (公団実施など)	50ha 以上
②商業・業務施設用地			
工場・業務用 施設建設など	流通業務 団地造成	100ha 以上	75～100ha
	その他		
③工業施設整備			
工場・事業場 建設など	工業団地造成	100ha 以上	75～100ha
	工場・事業場		排水量 5 千 m <sup>3</sup> /日 又は 排出ガス量 15 万 m <sup>3</sup> 以上
	その他		
④農業基盤整備			
農用地・農業用水路整備			
⑤河川改修・水辺整備			
河川改修・護岸整備	湛水面積 100ha 以上の 堰	湛水面積 75～100ha の堰	湛水面積 50ha 以上の 堰
ため池整備			
⑥海岸部の整備			
港湾施設の新設・改良	埋立・掘込面積 300ha 以上		埋立・掘込面積 150ha 以上
埋立・浚渫	50ha 超	40～50ha	25ha 以上
護岸・海岸整備			
⑦上下水道整備			
上下水道整備 (配管など)			
水道給水施設整備			
下水終末処理施設整備			
⑧交通基盤整備			
道路整備	《一般国道》 4 車線 10km 以上	《一般国道》 4 車線以上 7.5～10km	《道路》 4 車線 5km 以上
林道整備	《大規模林道》 2 車線 20km 以上	《大規模林道》 2 車線以上 15～20km	《林道》 2 車線 10km 以上
鉄道・軌道整備	10km 以上	7.5～10km	5km 以上
トンネル建設、橋梁建設			
⑨野外レクリエーション施設整備			
公園の整備	墓園		50ha 以上
	その他		
運動・野外 レジャー 施設整備	ゴルフ場		30ha 以上
	その他運動・ レク施設		50ha 以上
⑩廃棄物処理施設整備			
最終処分場整備	30ha 以上	25～30ha	15ha 以上
その他			
⑪土石の採取、鉱物の掘採			
土石の採取			50ha 以上
鉱物の掘採			50ha 以上

### 3 保全すべき対象、法条例による規制条件（地域別）

第1次計画では、計画策定のための基礎調査として行った自然環境調査結果をもとに、自然環境面からみた古賀市のゾーニング図および環境に関連する地域指定と規制内容などから環境配慮指針の運用を行ってきました。その後、開発事業などで変化した、市内の自然環境について総合的な調査を行っていなかったため、現況の把握が十分ではありませんでした。

今後は、市内の自然環境について、総合的な調査を行い、現況の把握に努めるとともに、適切な運用が行われるようなシステムを検討します。また、保全すべき対象、地域が位置情報として取り扱えるよう、配慮指針の見直しを行います（P.58 A-③生物多様の保全に向けたガイドラインの作成 参照）。

地域別の環境特性をとりまとめる際に考慮すべき観点を以下に示します。

＜環境配慮指針に掲載する内容＞

- ①地域の概要（野外レクリエーション施設、教育施設、コミュニティ施設 など）
- ②自然環境（自然公園、保安林、天然記念物 など）
- ③生活環境（上水道給水施設、下水道整備区域 など）
- ④都市・歴史文化環境（都市公園、埋蔵文化財 など）
- ⑤重要自然環境ゾーン（自然環境価値の高い地域 など）

### 4 運用システム

開発事業における環境配慮を着実かつ効果的に進めていくためには、環境配慮指針を運用するための組織体制や具体的な手続を整備し、制度化する必要があります。

具体的な運用システムは、対象とする事業規模とともに今後検討していきますが、その基本的な考え方（イメージ）を図1-29に示します。

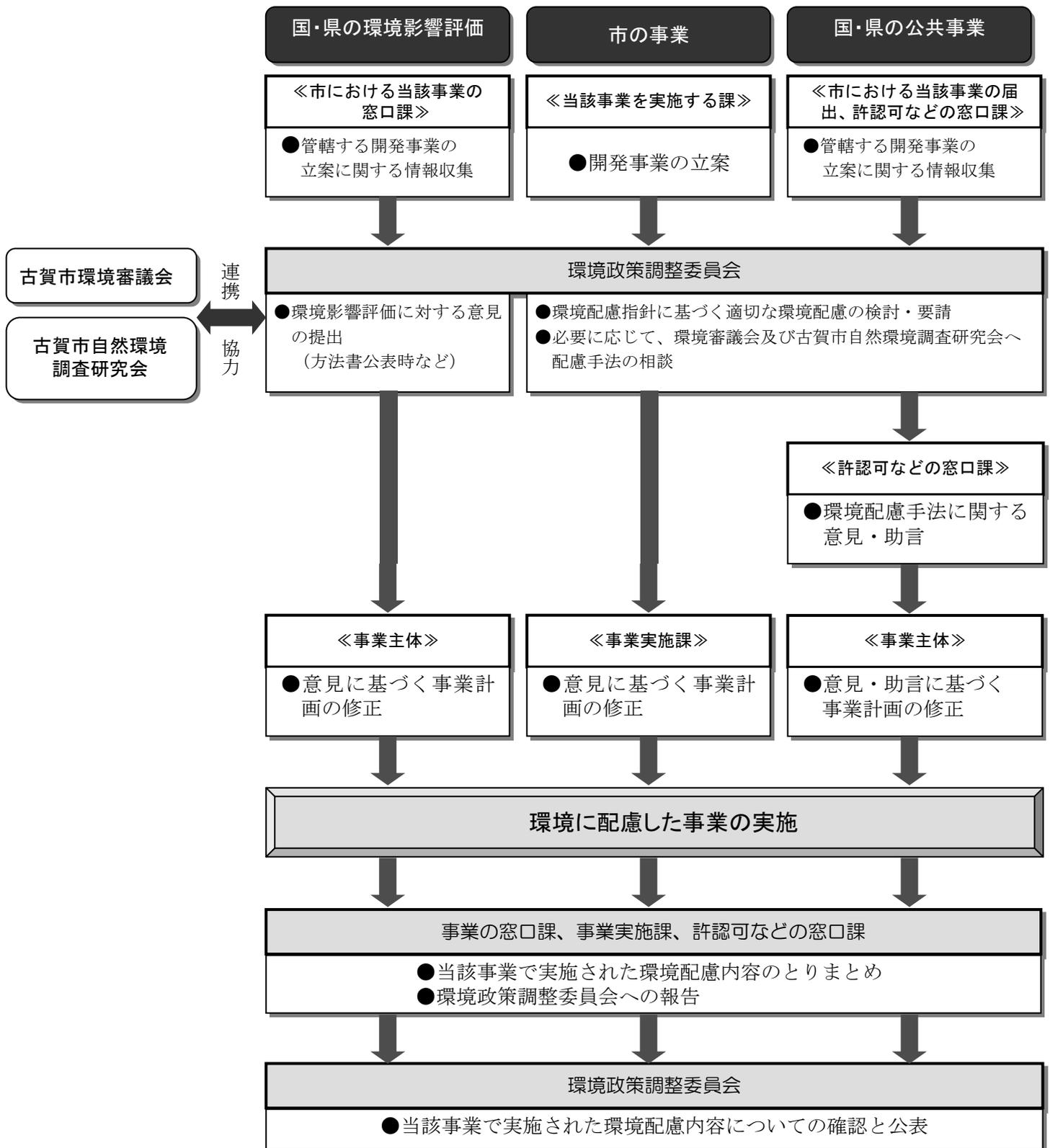
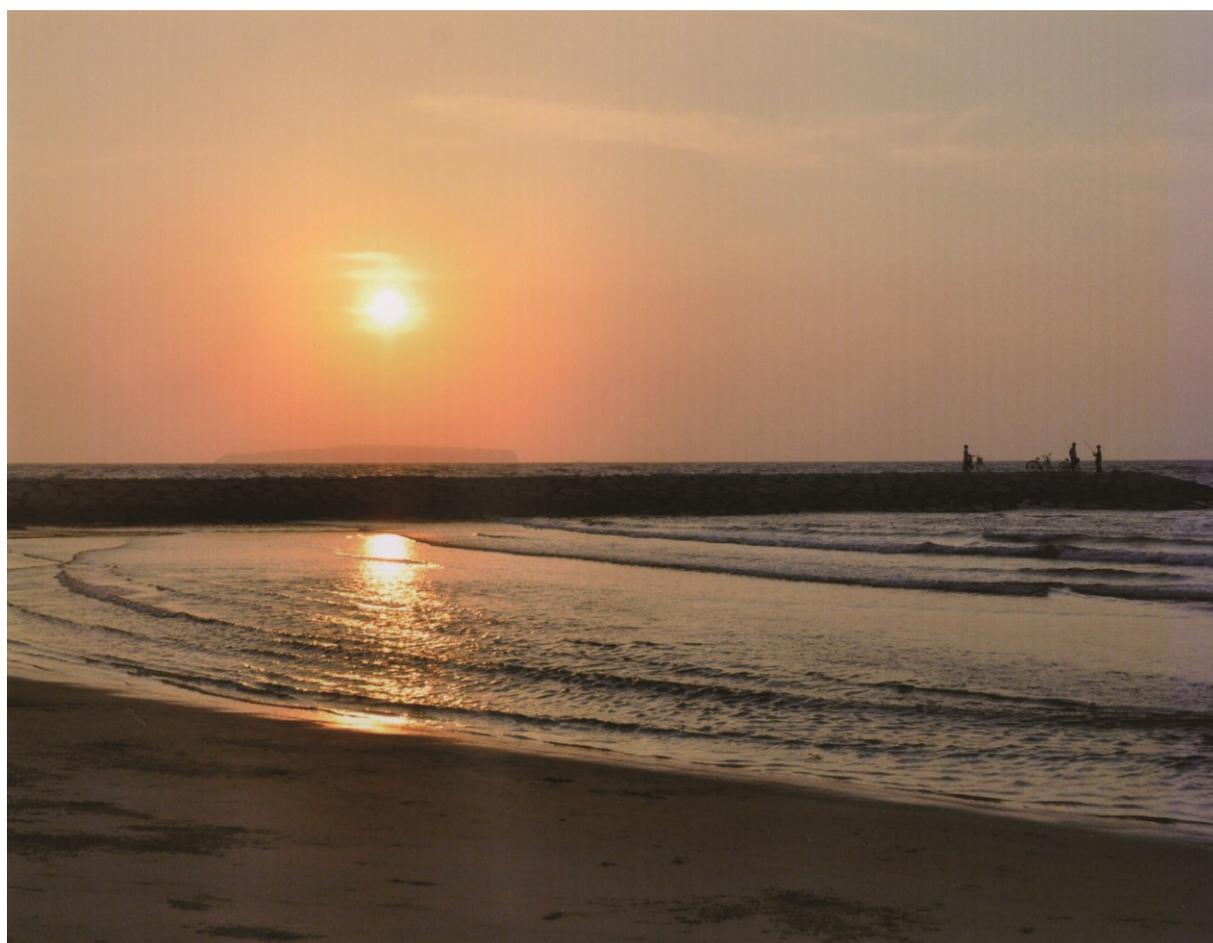


図 1-29 環境配慮指針の運用イメージ



## 第7章 計画の着実な推進にむけて



「古里」(古賀の魅力再発見コンテスト)

## 第7章 計画の着実な推進にむけて

### 1 計画の推進体制

計画を着実に推進していくためには、多くの人々が参加し、取り組みを進めていく必要があります。

そこで、古賀市が実施する施策・事業を総合的かつ計画的に進めるための庁内の組織体制及びより多くの人々が取り組みに参加するための市民参加の推進体制を確立します。

具体的には下図に示すように、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、共働の取り組みを推進するネットワーク組織「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」、庁内組織である「古賀市環境政策調整委員会」が連携・協力しながら計画を推進していきます。また、広域のあるいは地球規模の視点での取り組みが必要な事項については、他の地方公共団体や国などと連携・協力を図りながら進めていきます。

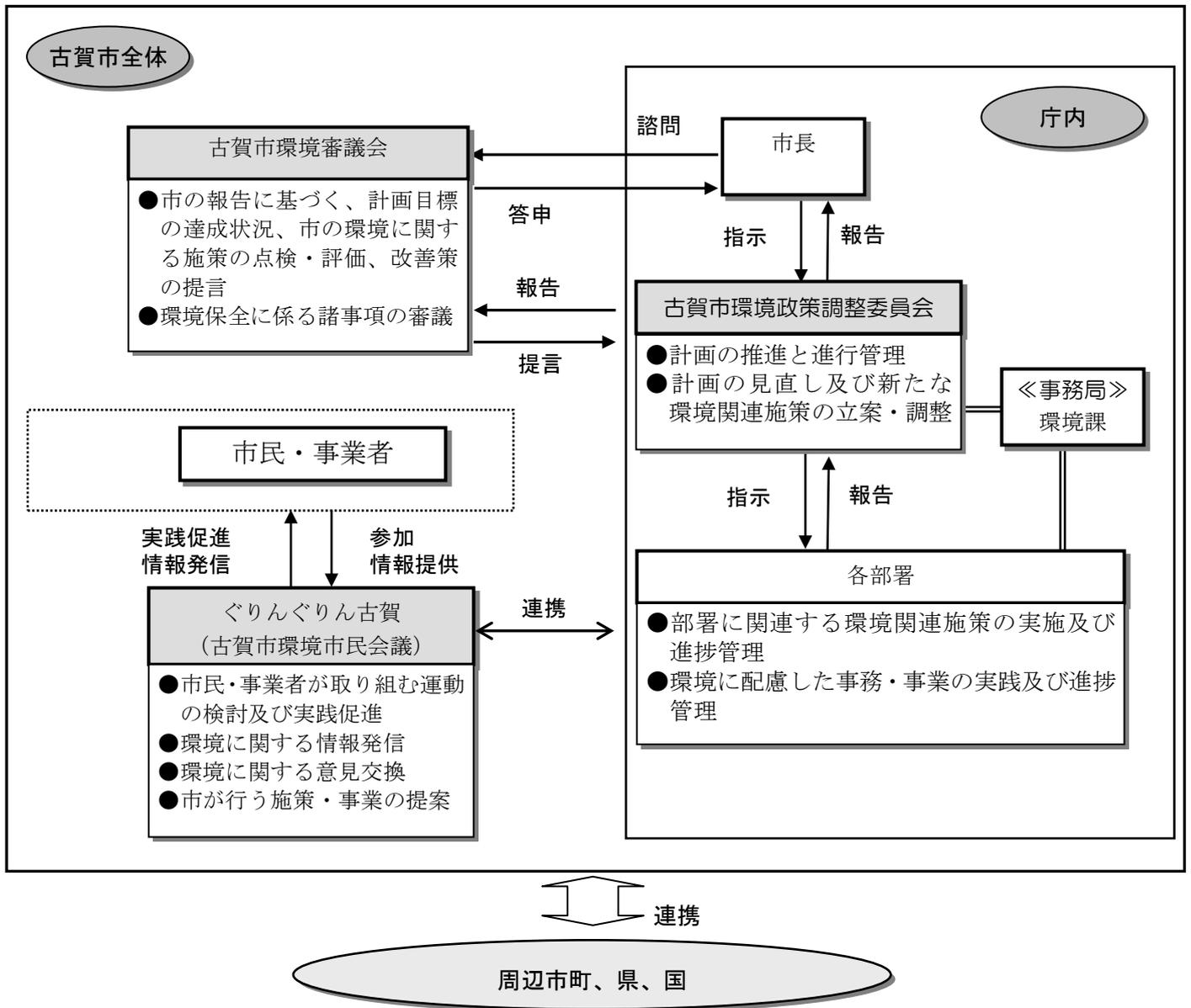


図 1-30 計画の推進体制

### (1) 古賀市環境審議会

古賀市環境審議会は、市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。

古賀市環境審議会は、環境保全に係る諸事項を調査審議するとともに、古賀市の報告に基づく計画目標の達成状況、古賀市の環境に関する施策を点検・評価し改善策を提言します。

### (2) ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）

ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）は、人と自然が共生し、持続的に発展することができる「環のまち」の実現のため、多様な主体（市民・ボランティア団体・事業者・行政など）が、集い・活動する、開かれた共働ネットワークです。公募によってメンバーを募集し、計画を推進するための市民、事業者が取り組む活動を検討し、実践促進します。また、市民、事業者などの情報交換の場としての役割も果たし、計画推進のため、施策・事業の提案も行います。

### (3) 古賀市環境政策調整委員会

古賀市環境政策調整委員会は、環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直し及び新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。

また、環境分野全般にわたり、全庁的な事案に関して議論・検討を行い、それに基づいて環境審議会へ報告を行います。

## 2 計画の進行管理

### (1) 計画の進行管理

古賀市は、計画の目標や市が行う環境関連施策の点検・評価、見直し・改善を行うとともに、それらが適切に行われているかのチェックを図 1-31 に示すようなPDCAサイクルで行います。さらに、その結果を古賀市環境審議会が点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

市民や事業者の取り組みの実践状況については、ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）が年間の活動報告会を開催するなど、点検・評価していくための仕組みを検討していきます。

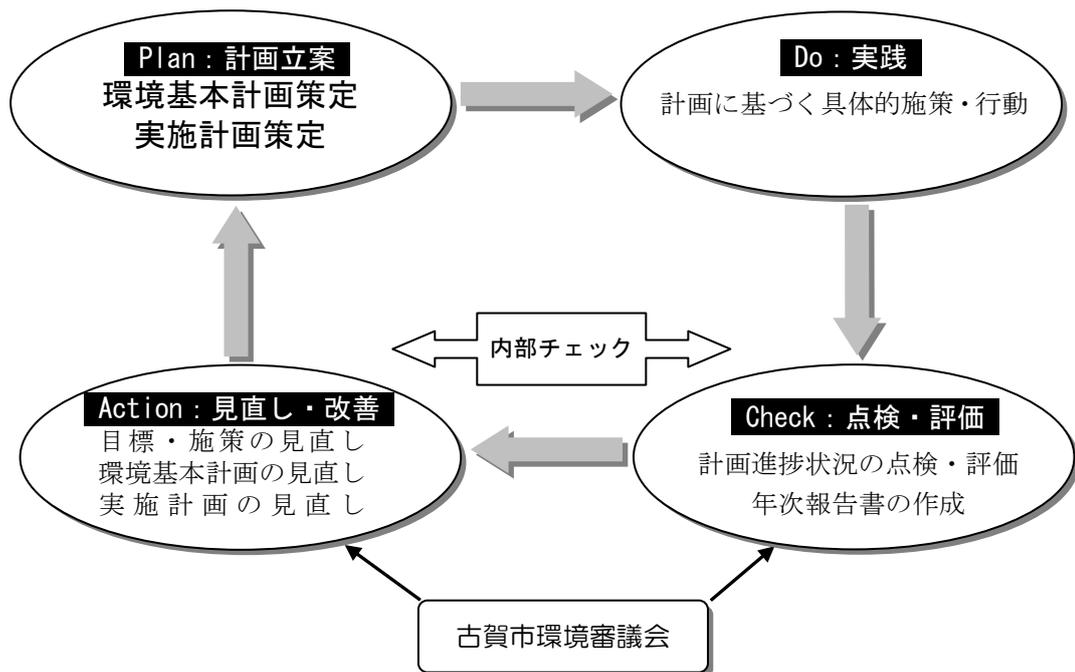


図 1-31 計画の進行管理

### (2) 年次報告書の作成・公表

計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取り組みに活かしていくために、年次報告書「古賀市環境報告書」を作成し、公表します。また、ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）の活動についても同様の報告書を作成します。

### (3) 実施計画書の作成

年次報告書に掲げられた課題を解決するために取り組む環境関連施策を明らかにした実施計画を作成します。この実施計画は、5年を1期として定め、毎年ローリングにより、見直しを行うものとします。

## 3 財政措置

計画の進捗状況や地域環境の変化に応じて、本計画に示すさまざまな取り組みを進めるために必要な財政上の措置を適切に行っていきます。

## 第2部 古賀市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

### 第1章 計画の基本的事項



唐津街道青柳宿

## 第 2 部 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### 第 1 章 計画の基本的事項

#### 1 計画の位置づけ

国の地球温暖化対策の基本的な方針を定める「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、区域内の活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための総合的で計画的な施策の策定・実施が、地方公共団体の努力義務として規定されています。

古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）「以下「本計画」という。」は、本法律に準拠した「第 2 次古賀市環境基本計画」の地球温暖化対策に関する具体的な個別計画として位置づけられる計画です。また、古賀市の最上位計画である「第 4 次古賀市総合振興計画」をはじめ、他の関連計画との整合を図るものとします。

#### 2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26（2014）年度を初年度とし、平成 35（2023）年度を最終年度とする 10 年間を設定します。

#### 3 計画の算定年度

策定マニュアルでは計画の基準年度は、京都議定書の基準年度である平成 2（1990）年度、もしくはデータの入手が可能な最新年度とされています。古賀市では平成 21（2009）年度が最新年度ですが、京都議定書の基準年度も参照されることが多いため、算定年度を平成 2（1990）年度（基準年度）、平成 21（2009）年度（現況年度）と設定します。また以降、年度については西暦記載のみで表記します。

#### 4 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄などがあります。このうち燃料の燃焼に伴って発生する二酸化炭素は、全温室効果ガス総排出量の 9 割程度を占めるなど、人為的に発生する温室効果ガスの中で最も占める割合が多く、温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

#### 5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は古賀市全域とします。ただし、地球温暖化対策は広域的な視点で、対策を行う必要があることから、周辺市町、県、国との連携も積極的に進めることとします。

## 第2章 古賀市の二酸化炭素排出量の現状と 将来推計



## 第2章 古賀市の二酸化炭素排出量の現状と将来推計

### 1 現況推計の方法

現況推計は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版、平成22年8月、環境省」（以下、マニュアル）の算定方法に従いました。但し、産業部門（製造業）については、マニュアルの算定方法では、既存の市所有データと比較して、推計結果に大きな差違が認められたことから、古賀市の製造業の特性が反映される算定方法を採用しました。

ここでは、算定年度を平成2（1990）年度（基準年度）、平成17（2005）年度～平成21（2009）年度（現況年度）とし、古賀市から発生する二酸化炭素排出量を推計しました。

なお、実際の計算値には小数点以下が含まれるため、報告書に示した合計値や%値などについては、端数整理の関係で表記にわずかな差違が生じることがあります。

現況推計における基本方針は、以下の表に示すとおりです。

表 2-1 現況推計の基本方針

算定年度	算定対象部門	二酸化炭素排出量の把握	解析・検討
基準年度： 平成2（1990）年度	産業部門（製造業） 産業部門（建設業・鉱業） 産業部門（農林水産業）	国や福岡県のエネルギー消費統計をもとに、部門毎に古賀市分に相当する炭素排出量を按分・把握。これに44/12（二酸化炭素と炭素の分子量比）を乗じて二酸化炭素排出量を求めた。	部門毎に、排出量の増減要因分析を行った。
近傍推計年度： 平成17（2005）～ 平成20（2008）年度	家庭部門 業務部門 運輸部門（自動車） 運輸部門（鉄道）	製造業のみ、古賀市に実在する業種を対象に、個別に排出量を把握した。	
現況年度： 平成21（2009）年度	一般廃棄物	※算定方法は資料編参照	

## 2 現況推計結果の分析

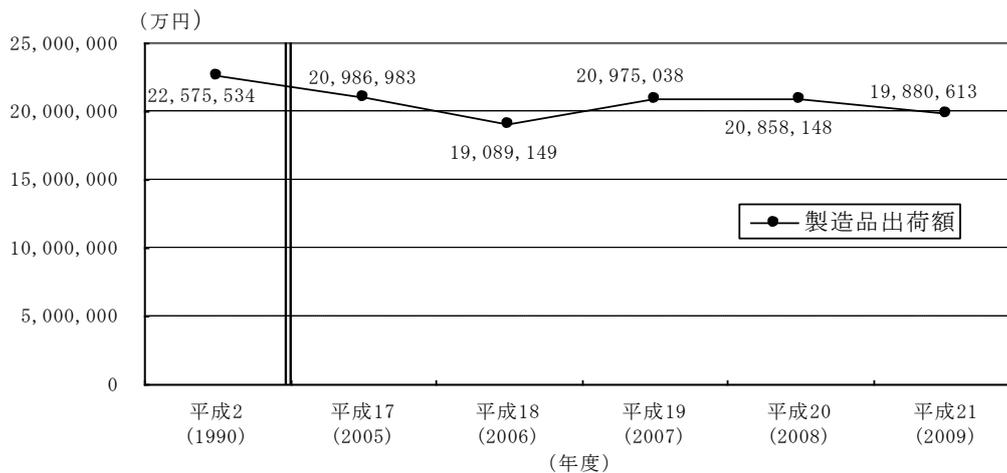
### (1) 部門別分析

各部門における活動量\*の推移、二酸化炭素排出量の推移と増減要因分析結果を以下に示します。

#### 1) 産業部門（製造業）

##### ①活動量の推移

現況推計に用いる産業部門（製造業）の活動量は、マニュアルに従って製造品出荷額としました。以下の図では平成 21（2009）年度現在、19,880,613 万円となっており、近年において概ね横這いの状況にありますが、平成 2（1990）年度と比較して、減少しています。



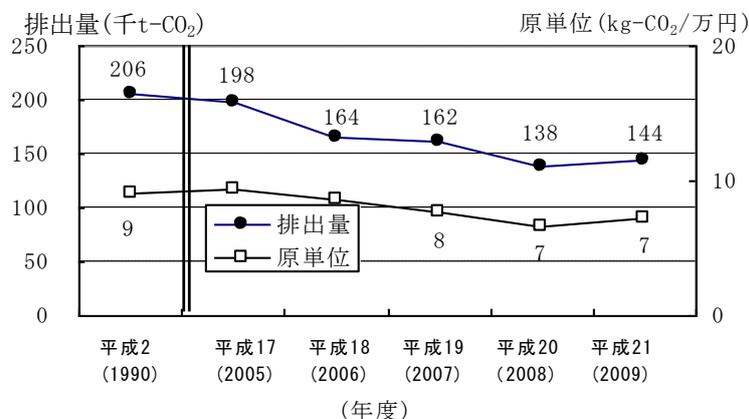
資料：経済産業省ホームページ 工業統計調査（1990～2009年）

図 2-1 古賀市の製造品出荷額の推移

##### ②二酸化炭素排出量と増減要因分析

二酸化炭素排出量および排出原単位の推移を以下の図に示します。

古賀市の活動量（製造品出荷額）は、近年において概ね横這いの状況ですが、二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。この傾向は、排出原単位の推移に概ね連動しており、製造業においては、経済性・生産性を大幅に犠牲にすることなく、二酸化炭素排出量の削減努力（低燃費・高効率機器の導入や製造技術力の向上など）が行われているものと考えられます。



資料：各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

図 2-2 二酸化炭素排出量の推移・産業部門（製造業）

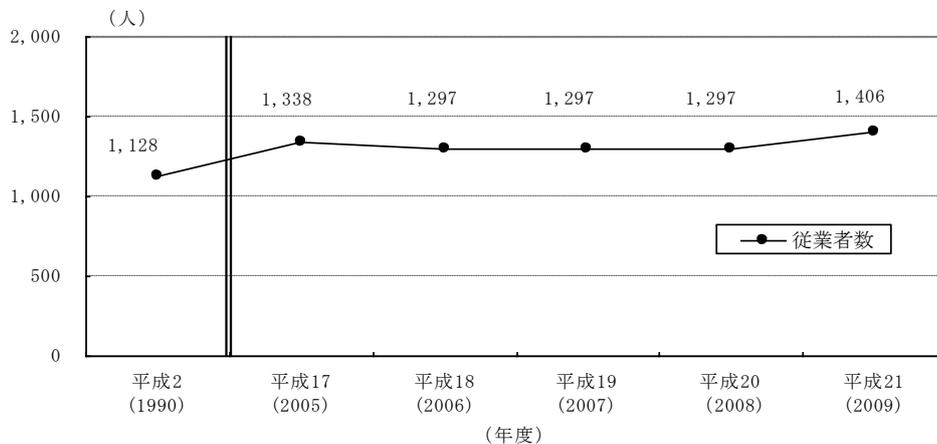
\*活動量：その部門の規模や動向を把握するための指標。ここでは、国や福岡県の炭素排出量から、古賀市分に相当する排出量を按分して把握する指標として用いた。

## 2) 産業部門（建設業・鉱業）

### ①活動量の推移

現況推計に用いる産業部門（建設業・鉱業）の活動量は、マニュアルに従って従業者数としました。以下の図に、古賀市の従業者数の推移を示します。

平成 21（2009）年度現在、1,406 人となっており、近年において概ね横這いの状況にありますが、平成 21（2009）年度には前年度と比較して約 100 人増加しています。



資料：政府統計の総合窓口 事業・企業統計調査

図 2-3 古賀市の従業者数の推移

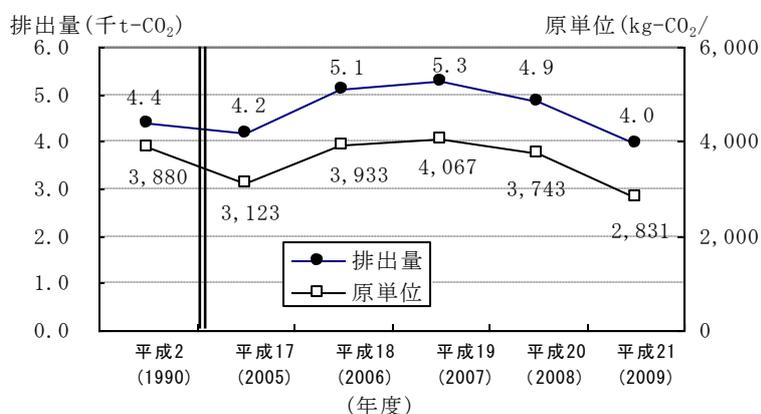
### ②二酸化炭素排出量と増減要因分析

二酸化炭素排出量および排出原単位の推移を以下の図に示します。

古賀市の活動量（従業者数）は、近年において概ね横這いの状況でしたが、平成 18（2006）年度～平成 21（2009）年度にかけて、排出量が増加しています。

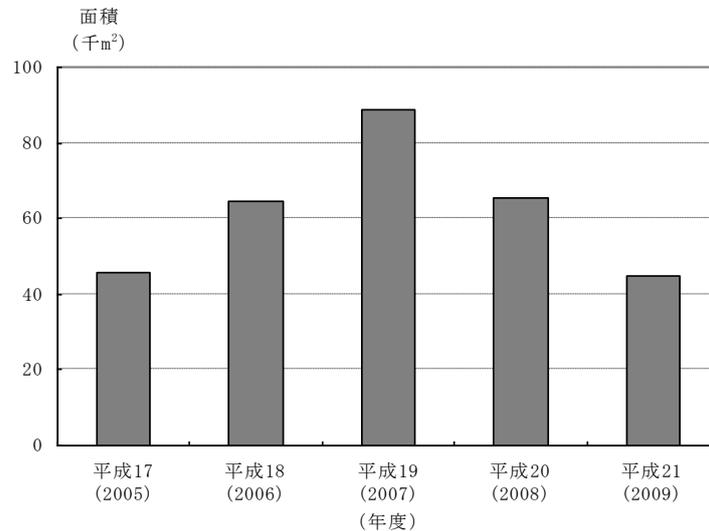
図 2 - 5 に、古賀市内における建築面積の推移を示します。これによると、平成 18（2006）年度～平成 20（2008）年度にかけて建築面積が多く、建設業の需要が大きかったことがわかります。

つまり、二酸化炭素排出量は建設業の需要に伴い増加したものであり、従業者数は概ね横這いであったことから、排出原単位も二酸化炭素排出量の推移に類似した傾向を示していると考えられます。



資料：各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

図 2-4 二酸化炭素排出量の推移・産業部門（建設業・鉱業）



資料：古賀市 HP、市税課データ

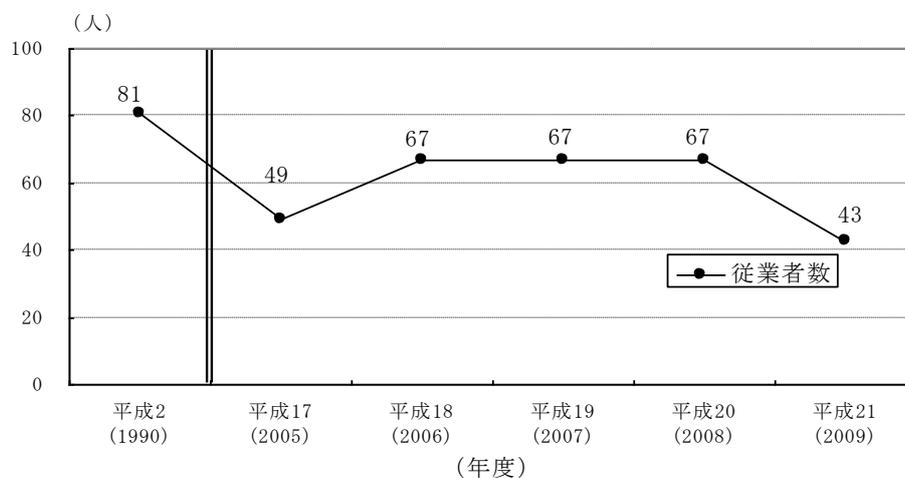
図 2-5 建築面積の推移

### 3) 産業部門（農林水産業）

#### ①活動量の推移

現況推計に用いる産業部門（農林水産業）の活動量は、マニュアルに従って従業者数としました。以下の図に、古賀市の従業者数の推移を示します。

平成 2（1990）年度と比較して約半数まで減少しています。近年において概ね横這いの状況でしたが、平成 21（2009）年度現在、43 人となっており、さらに減少しています。



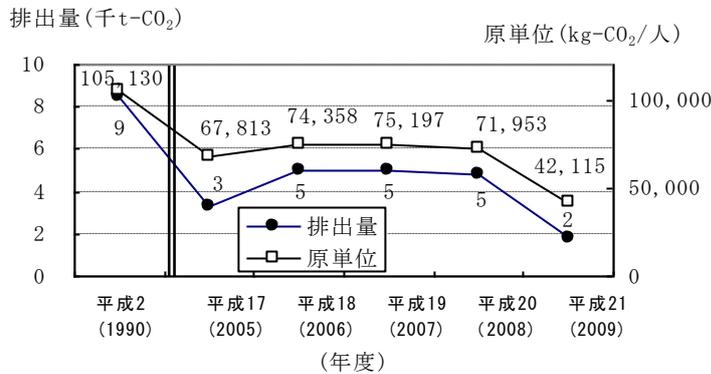
資料：政府統計の総合窓口 事業・企業統計調査

図 2-6 古賀市の従業者数の推移

#### ②二酸化炭素排出量と増減要因分析

二酸化炭素排出量および排出原単位の推移を以下の図に示します。

古賀市では、農林水産業は古賀市産業のうち約 2%程度であり、二酸化炭素排出量の割合は少なくなっています。二酸化炭素排出量の推移は、農林水産業の従業者数に概ね比例しており、平成 2（1990）年度から減少傾向にあり、近年において概ね横這いの状況でしたが、平成 21（2009）年度には、さらに減少しています。二酸化炭素排出原単位も同様の推移を示しており、平成 21（2009）年度には、一人当たりの排出量も減少しています。



資料：各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

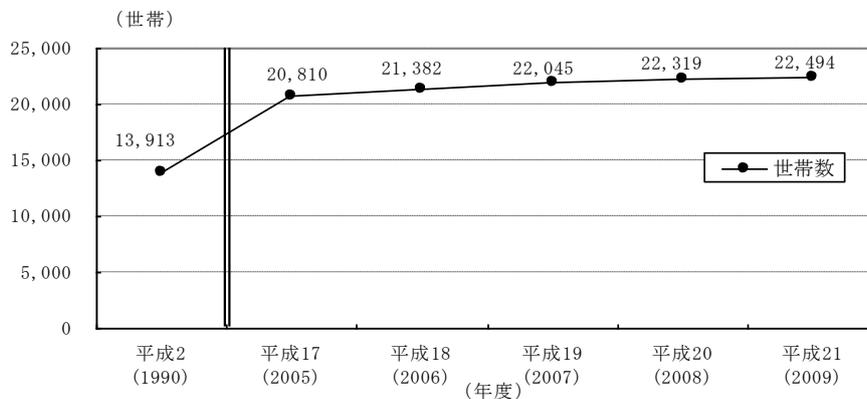
図 2-7 二酸化炭素排出量の推移・産業部門(農林水産業)

#### 4) 家庭部門

##### ①活動量の推移

現況推計に用いる家庭部門の活動量は、マニュアルに従って世帯数としました。以下の図に、古賀市の世帯数の推移を示します。

平成 21 (2009) 年度現在、22,494 世帯となっており、近年において増加傾向がみられます。



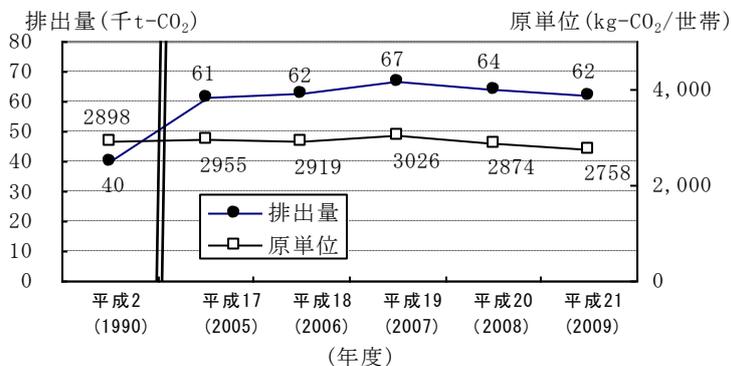
資料：総務統計局 住民基本台帳、平成 2 年国勢調査

図 2-8 古賀市の世帯数の推移

##### ②二酸化炭素排出量と増減要因分析

二酸化炭素排出量および排出原単位の推移を以下に示します。

古賀市の活動量（世帯数）は、近年において増加傾向がみられますが、二酸化炭素排出量は、平成 19 (2007) 年度をピークとして、やや減少傾向にあります。



資料：各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

図 2-9 二酸化炭素排出量の推移・家庭部門

家庭部門のエネルギー消費量は、冷暖房機器の使用状況に大きく左右されます。以下に冷暖房度日と排出原単位を重ねた図を示します。冷暖房度日は、冷暖房機器の使用傾向を把握する指標であり、図によると、世帯あたりから排出される二酸化炭素量は冷暖房度日の増減と概ねリンクしています。平成 20（2008）年度から平成 21（2009）年度にかけて世帯数が増加しているにもかかわらず、二酸化炭素排出量が減少しているのは、冷暖房機器の利用が少なかったためと考えられます。

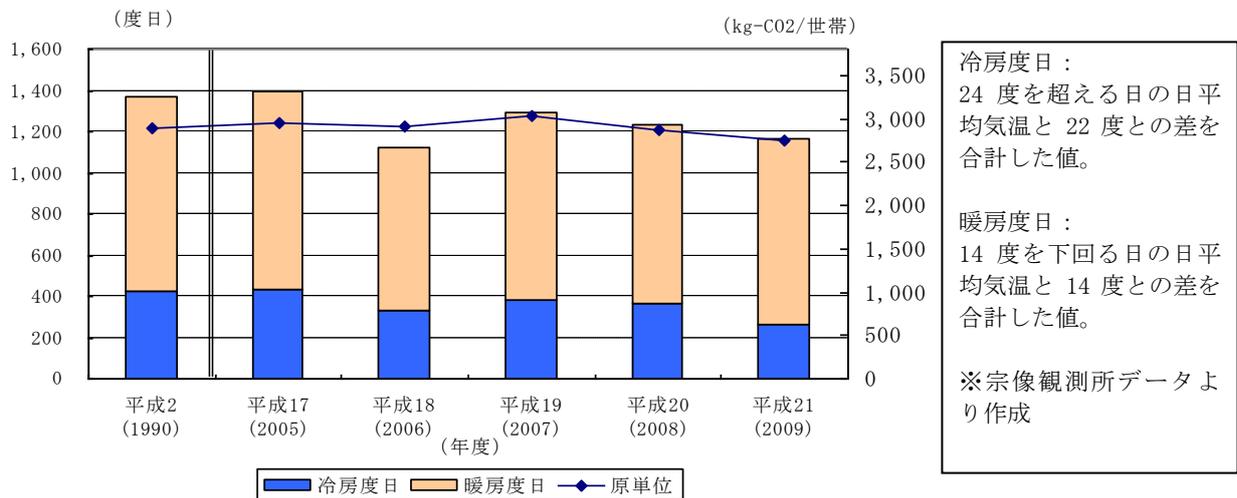


図 2-10 冷暖房度日と二酸化炭素排出原単位

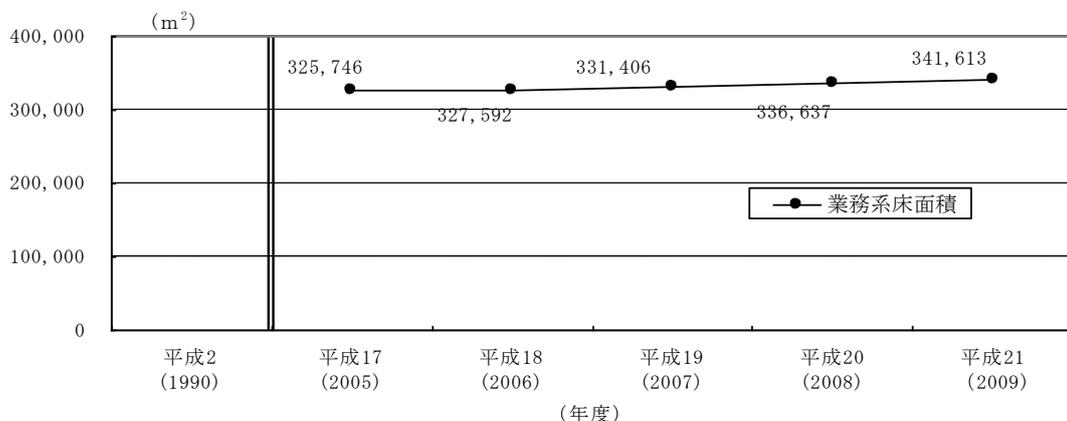
## 5) 業務部門

### ①活動量の推移

現況推計に用いる業務部門の活動量は、マニュアルに従って床面積としました。以下の図に、古賀市の業務系床面積の推移を示します。

平成 21（2009）年度現在、341,613 m<sup>2</sup>となっており、近年において増加傾向がみられます。

なお、平成 2（1990）年度の業務系床面積については、データがないことから図に示していません（現況推計に用いる活動量としては、平成 2（1990）年度のみ従業者数を用いました）。



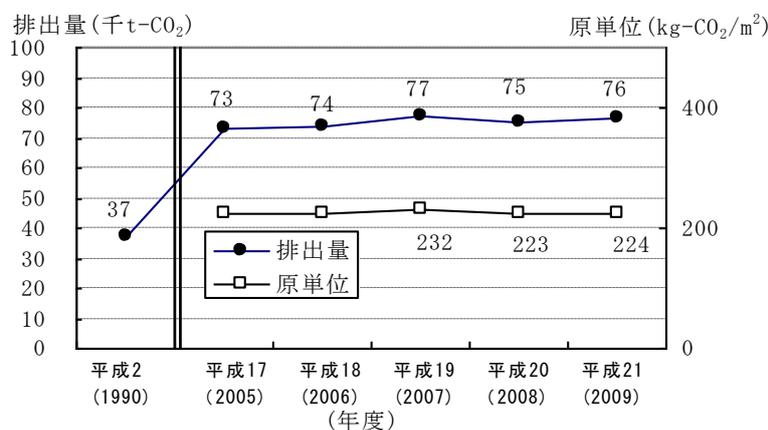
資料：木造家屋はふくおかデータウェブ、木造以外の家屋は固定資産の価格などの概要調査、古賀市

図 2-11 古賀市の業務系床面積の推移

## ②二酸化炭素排出量と増減要因分析

二酸化炭素排出量および排出原単位の推移を以下の図に示します。

古賀市の活動量（業務系床面積）は、近年において増加傾向がみられます。これに伴い、二酸化炭素排出量はわずかに増加傾向にあります。一方、排出原単位にはやや減少傾向がみられ、二酸化炭素排出量の削減努力（省エネルギーへの取組・高効率機器の導入など）が行われているものと考えられます。



資料：各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

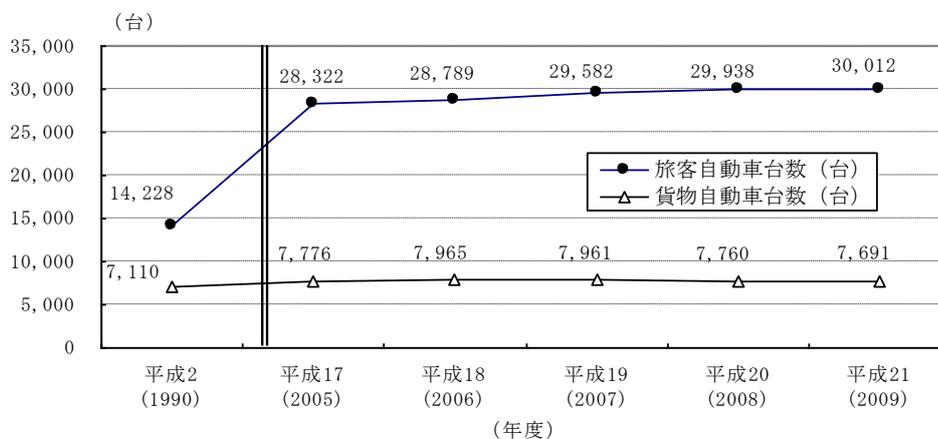
図 2-12 二酸化炭素排出量の推移・業務部門

## 6) 運輸部門（自動車）

### ①活動量の推移

現況推計に用いる運輸部門（自動車）の活動量は、マニュアルに従って旅客自動車と貨物自動車の保有台数としました。以下の図に、古賀市の保有台数の推移を示します。

平成 21（2009）年度現在、旅客自動車は 30,012 台となっており、平成 19（2007）年度まではゆるやかな増加傾向にあります。それ以降は概ね横這いの状況にあります。貨物自動車は 7,691 台となっており、近年においてゆるやかな減少傾向にあります。



資料：福岡データウェブ、古賀市データブック（古賀市 HP）

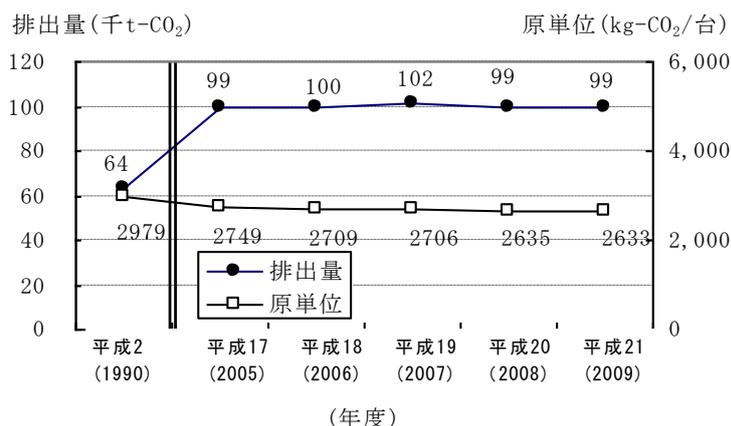
図 2-13 古賀市の自動車保有台数の推移

## ②二酸化炭素排出量と増減要因分析

二酸化炭素排出量および排出原単位の推移を以下の図に示します。

古賀市の活動量（自動車保有台数）は、旅客自動車については、ゆるやかに増加の後、概ね横這いの状況にあり、貨物自動車は、近年においてゆるやかに減少傾向にあります。

二酸化炭素排出量は、特に旅客自動車が増加している割には、平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までほとんど変わらない状況です。これは、排出原単位をみてわかるように、1台あたり排出量が年々わずかに減少する傾向にあり、自動車本体の燃費向上技術の導入のほか、低燃費車やハイブリッド車への買い換えなどが浸透しているためと考えられます。



資料：各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

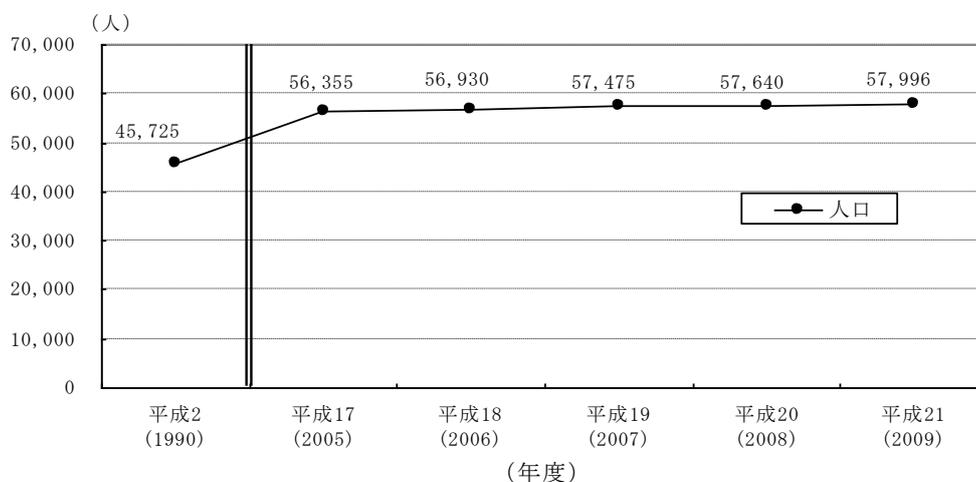
図 2-14 二酸化炭素排出量の推移・運輸部門(自動車)

## 7) 運輸部門（鉄道）

### ①活動量の推移

現況推計に用いる運輸部門（鉄道）の活動量は、マニュアルに従って人口としました。以下の図に、古賀市の人口の推移を示します。

平成21（2009）年度現在、57,996人となっており、近年においてゆるやかに増加傾向がみられます。



資料：総務統計局 住民基本台帳、平成2年国勢調査

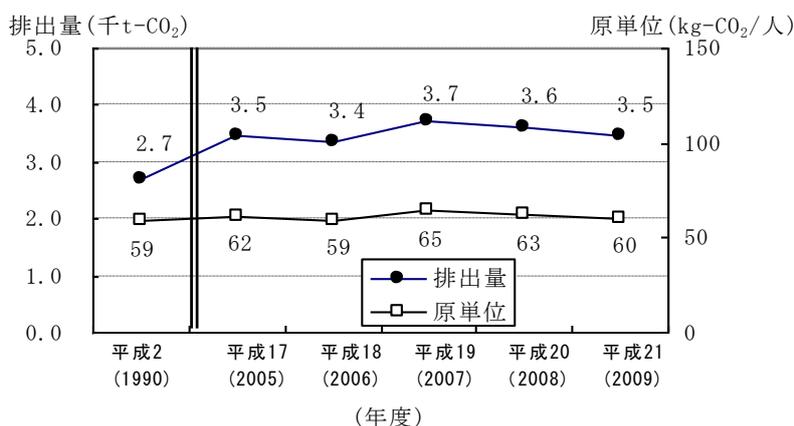
図 2-15 古賀市の人口の推移

## ②二酸化炭素排出量と増減要因分析

二酸化炭素排出量および排出原単位の推移を以下の図に示します。

古賀市では、運輸部門（鉄道）からの二酸化炭素排出量は、古賀市排出量に対し 1%未満です。

鉄道は、人や荷物をまとめて輸送する能力が高く、消費エネルギーが少なくてよいため、二酸化炭素排出の削減対策のひとつとして、排出量が多い自家用車や貨物車などから、鉄道への乗り換え・切り替えが推進されています。



資料：各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

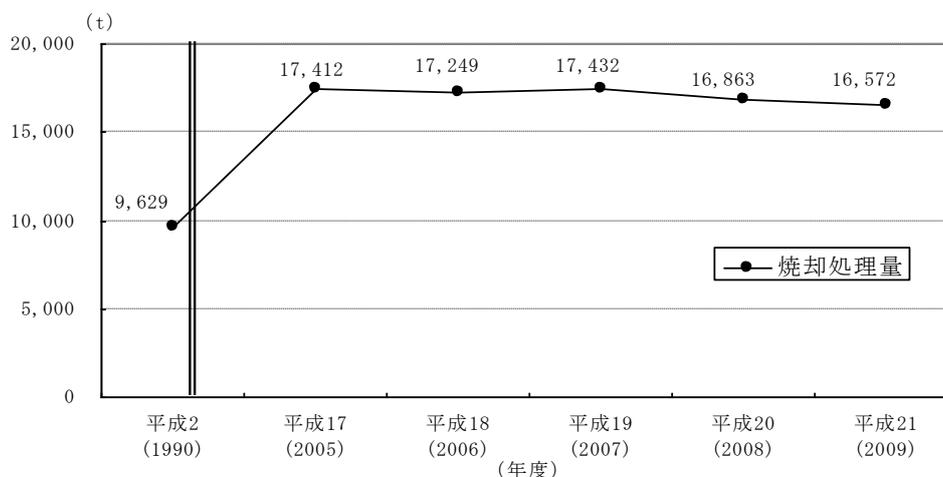
図 2-16 二酸化炭素排出量の推移・運輸部門（鉄道）

## 8) 一般廃棄物

### ①活動量の推移

現況推計に用いる一般廃棄物の活動量は、マニュアルに従ってごみ焼却処理量としました。以下の図に、古賀市のごみ焼却処理量の推移を示します。

平成 21 (2009) 年度現在、16,572 t となっており、人口が増加しているにもかかわらず、近年において減少傾向がみられます。



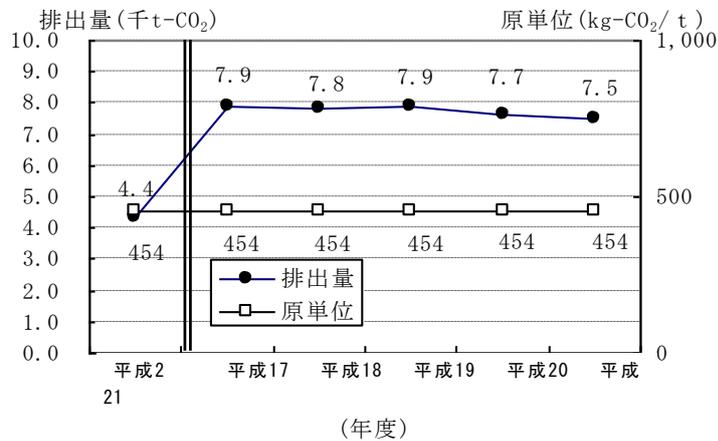
資料：古賀市ホームページ 環境課 ごみデータ

図 2-17 古賀市のごみ焼却処理量の推移

## ②二酸化炭素排出量と増減要因分析

二酸化炭素排出量および排出原単位の推移を以下の図に示します。

古賀市では、人口は増加傾向にあります。焼却される一般廃棄物は逆に減少傾向にあります。これは、可燃ごみ削減に対する市民の意識が高く、各種取組（有価資源物の分別の徹底など）が実行されているためと考えられます。



資料：各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

図 2-18 二酸化炭素排出量の推移・一般廃棄物

## (2) 現況推計のまとめ

二酸化炭素排出量の推移を、以下に示します。

二酸化炭素排出量の総量は、近年においては、平成2（1990）年度比でおよそ8～22%の増加がみられます。これは、業務部門、家庭部門、運輸部門（自動車）からの排出量が増加しているためで、産業部門は逆に、平成2（1990）年度以降、年々減少する傾向にあります。

古賀市は人口が増加傾向にあり、平成37（2025）年度まで続くものと予測されています（第4次古賀市総合振興計画）。また、第1次、第2次産業から第3次産業への転換もあり、これらに関する業務部門、家庭部門、運輸部門（自動車）は、漸増していくものと考えられます。よって、古賀市における二酸化炭素排出量の削減施策は、これら3部門に対して重点的に展開する必要があります。

表 2-2 二酸化炭素排出量の現況推計値(詳細)

		平成2(1990) 年度	平成17(2005) 年度	平成18(2006) 年度	平成19(2007) 年度	平成20(2008) 年度	平成21(2009) 年度	
産業部門	製造業	206	198	164	162	138	144	
	建設業・鉱業	4	4	5	5	5	4	
	農林水産業	9	3	5	5	5	2	
	小計(①)	219	206	175	172	147	149	
家庭部門(②)		40	61	62	67	64	62	
業務部門(③)		37	73	74	77	75	76	
運輸部門	自動車	(旅客)	33	61	60	61	60	61
		(貨物)	30	39	40	40	39	38
	鉄道	3	3	3	4	4	3	
	小計(④)	66	103	103	105	103	103	
一般廃棄物(⑤)		4	8	8	8	8	8	
合計(①+②+③+④+⑤)		367	451	422	429	397	398	

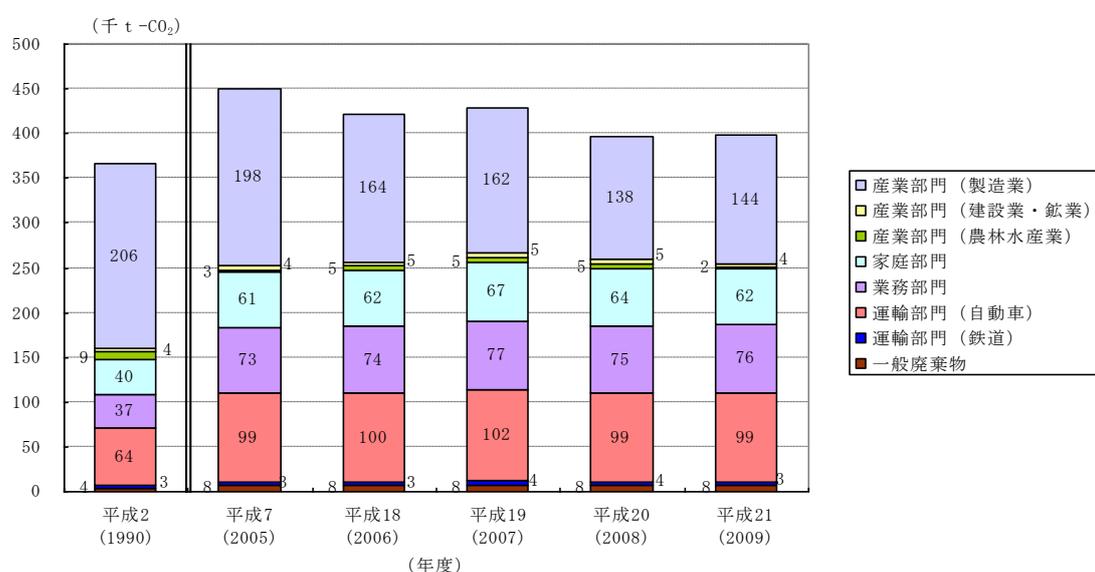


図 2-19 二酸化炭素排出量の現況推計

次に、以下の図に、各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳を示します。

まず、平成 2 (1990) 年度比で、近年における各部門の割合の差をみると、運輸部門、業務部門、家庭部門の数値が大きくなっています。これは、それぞれの部門における二酸化炭素排出量が増加したためです。一方、産業部門は値が小さくなっています。これは、産業部門からの二酸化炭素排出量が少なくなっていることに加え、他部門の排出量が増加したためです。

次に、平成 17 (2005) 年度から平成 21 (2009) 年度にかけての、各部門の割合の推移をみると、運輸部門と業務部門に、ゆるやかな増加傾向がみられます。家庭部門については、その年の気温変動による冷暖房のための電力需要量変化の影響もあることから、増減を繰り返しつつ、概ね横這いの傾向にあります。産業部門については、ゆるやかな減少傾向がみられます。廃棄物部門は、概ね横這いの傾向にあり、全体に占める割合は小さくなっています。

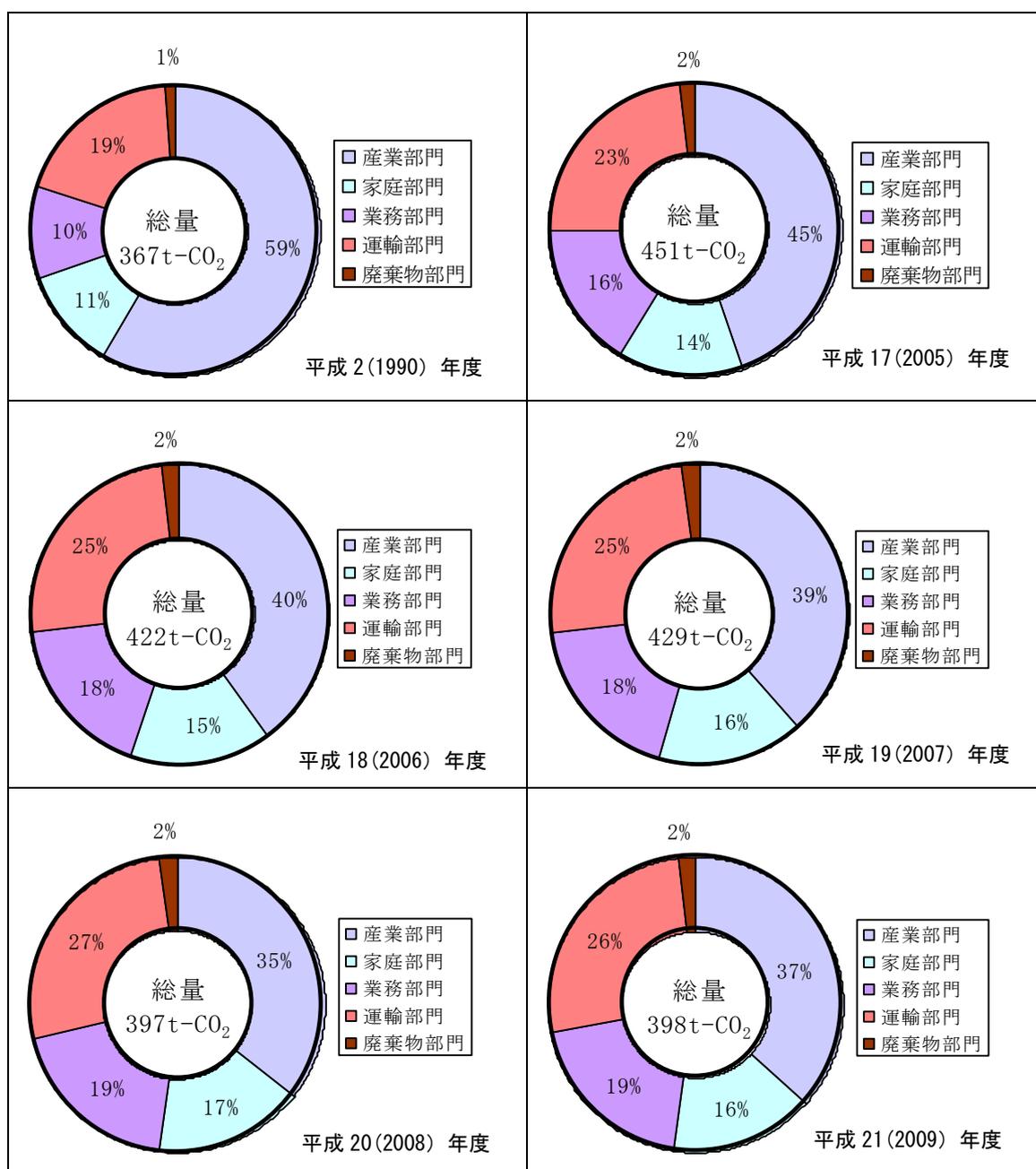


図 2-20 各年度の二酸化炭素排出量の部門別内訳

### 3 将来推計結果

二酸化炭素排出量の将来推計結果を、以下の表と図に示します。

中期目標年度である平成 35 (2023) 年度の二酸化炭素排出量について、まず平成 2 (1990) 年度比をみると、産業部門において、製造業や農林水産業で減少がみられます。一方、家庭部門では 6 割の増加、業務部門では 2 倍以上の増加がみられます。運輸部門では 6 割程度増加しており、一番の要因として、旅客自動車からの排出量が 2 倍程度に増加していることが挙げられます。一般廃棄物も 2 倍程度に増加していますが、全体に占める割合は小さくなっています。

総量では、14%の増加がみられます。

次に、平成 21 (2009) 年度比をみると、将来推計が、現況に対して人口増加率を一律に乗じる方法によるため、すべての部門、総排出量で、5.3%の増加 (=人口の増加率) となっています。

表 2-3 二酸化炭素排出量の将来推計値(詳細)

単位：千t-CO<sub>2</sub>

		平成2(1990) 年度	平成21(2009) 年度	平成35(2023)年度(現状趨勢ケース)			
				平成2(1990) 年度比	平成21(2009) 年度比		
産業	製造業	206	144	151	-26.7%	5.3%	
	建設業・鉱業	4	4	4	-4.3%	5.3%	
	農林水産業	9	2	2	-77.6%	5.3%	
	小計	219	149	157	-28.2%	5.3%	
家庭部門		40	62	65	62.0%	5.3%	
業務部門		37	76	80	117.1%	5.3%	
運輸	自動車	(旅客)	33	61	64	92.4%	5.3%
		(貨物)	30	38	40	33.3%	5.3%
	鉄道	3	3	4	36.2%	5.3%	
	小計	66	103	108	63.3%	5.3%	
一般廃棄物		4	8	8	81.2%	5.3%	
合計		367	398	419	14.2%	5.3%	

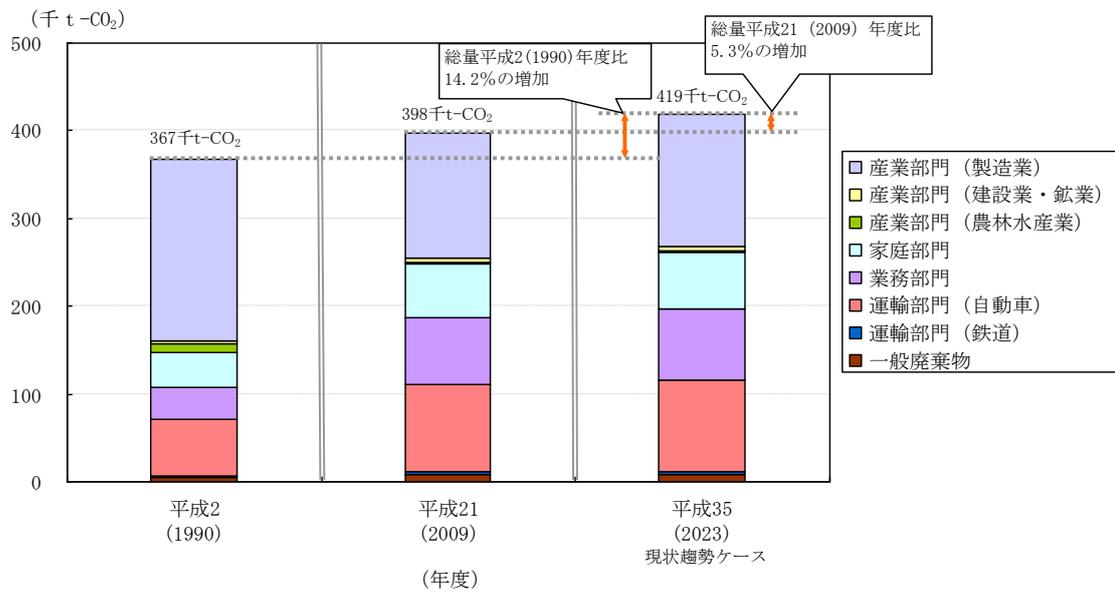


図 2-21 二酸化炭素排出量の将来推計



### 第3章 二酸化炭素の削減目標



「風車のみえる丘」(古賀の魅力再発見コンテスト)

### 第3章 二酸化炭素の削減目標

二酸化炭素削減目標	
<p>&lt;総排出量削減目標&gt;</p> <p>●平成 35（2023）年度における二酸化炭素総排出量を基準年度（平成 10（1990）年度）より 5%の増加に止め、現況年度（平成 21（2009）年度）より 3%削減する。</p>	
<p>&lt;部門における削減目標&gt;</p> <p>●産業部門 → 出荷額 1 億円あたりの排出量を現況年度（平成 21（2009）年度）より 0.2%削減</p> <p>●民生家庭部門 → 1 世帯あたりの排出量を現況年度（平成 21（2009）年度）より 26.5%削減</p> <p>●民生業務部門 → 1 事業所あたりの排出量を現況年度（平成 21（2009）年度）より 2.4%削減</p> <p>●運輸部門 → 1 台あたりの排出量を現況年度（平成 21（2009）年度）より 19.6%削減</p>	

上記目標を達成するには、各部門における原単位を現状固定して将来推計した平成 35（2023）年度（目標年度：現状趨勢）における総排出量 419 千 t-CO<sub>2</sub> から、各種対策を実施することで 33 千 t-CO<sub>2</sub> の削減が必要となります。これは平成 21（2009）年度（現況年度）比 3%の削減に相当します。

なお目標数値は、平成 24 年度に実施したアンケート調査における市民・事業者のソフト的な取り組み、施設導入などのハード的な施策の追加実施意向率をもとに定量的に積算した数値に基づいています。

実現可能な取り組みを最大限取り入れることを目標に計画に取り組む必要があります。

表 2-4 部門別対策による二酸化炭素削減量の見込み

部門		内容	対策効果量（千t-CO <sub>2</sub> ）	
				部門別小計
民生部門	家庭系	日常生活における省エネルギー行動の実践	1.4	13.7
		待機時消費電力の削減	0.5	
		高効率なエネルギー機器の導入	2.1	
		太陽光発電の導入	6.5	
		太陽熱温水器の導入	0.3	
		トップランナー機器の導入	2.8	
		住宅の断熱化	0.0	
	業務系	日常業務における省エネルギー行動の実践	0.2	1.9
		太陽光発電の導入（事業所）	1.4	
		トップランナー機器の導入	0.0	
		高効率なエネルギー利用機器の普及	0.2	
産業部門	製造業	太陽光発電の導入（工場）	0.3	0.3
運輸部門	自動車	マイカーから公共交通への利用転換の促進	1.6	17.8
		エコドライブの促進	1.5	
		貨物車のエコドライブ、貨物輸送の効率化の促進	1.6	
		低燃費、低公害車の導入	13.0	
			総計	33.3

※数値は端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。

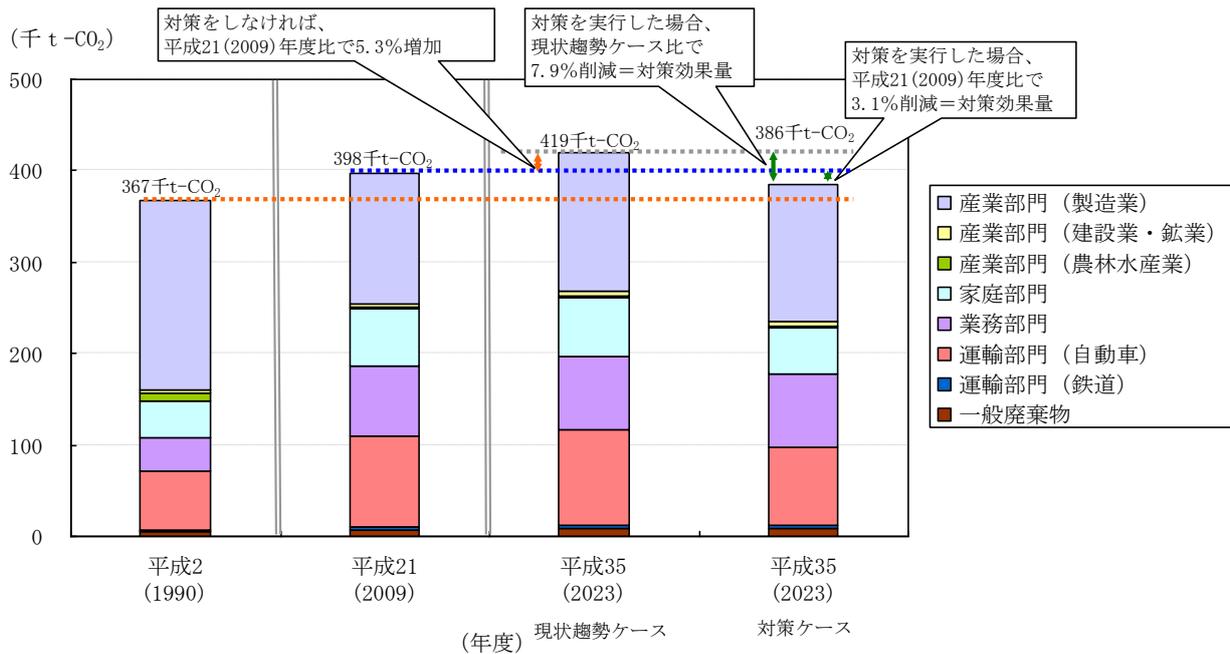


図 2-22 対策ケースの推計結果

表 2-5 各年度における総排出量及び排出原単位

	平成2 (1990) 年度		平成21 (2009) 年度		平成35 (2023) 年度 (現状趨勢ケース)		平成35 (2023) 年度 (目標ケース)		
	総排出量 (t/年)	排出原単位 (t/フレーム)	総排出量 (t/年)	排出原単位 (t/フレーム)	総排出量 (t/年)	排出原単位 (t/フレーム)	総排出量 (t/年)	排出原単位 (t/フレーム)	排出原単位 削減率 (%)
民生家庭部門	40,315	2.9	62,041	2.8	65,320	2.8	51,656	2.2	26.5
民生業務部門	37,040	22.9	76,363	36.7	80,399	36.7	78,518	35.8	2.4
産業部門	219,024	97.0	149,322	75.1	157,214	75.1	156,962	75.0	0.2
運輸部門	66,252	3.1	102,743	2.7	108,174	2.7	90,424	2.3	19.6
一般廃棄物	4,000	—	8,000	—	8,000	—	8,000	—	—
総排出量	366,631	125.9	398,468	117.3	419,108	117.3	385,559	115.3	—

※平成21 (2009) 年度 (現況年度) 比で示す。



## 第4章 目標の実現に向けた具体的な取り組み



古賀海岸と「歩いてん道」

## 第4章 目標の実現に向けた具体的な取り組み

### 1 施策の方針

二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化対策を進めるためには、市民（市民、地域組織、市民活動団体）、事業者、市などの全ての主体が共働し、一体となって取り組む必要があります。

ここでは二酸化炭素の排出を抑制するため、古賀市が市民や事業者の行動・活動を促し支援するための施策を示すとともに、市民、事業者に期待される日常生活、事業活動における取り組みについてもとりまとめます。

### 2 目標の実現に向けた取り組み

二酸化炭素排出削減目標の達成に向けて、3つの視点により取り組みを進めます。取り組みの体系を以下に示します。

No.	取り組みの視点	取り組みの項目
1	市民、事業者による省エネルギー行動の促進	①日常生活における省エネルギー行動の促進 ②環境に配慮した事業活動の促進
2	再生可能エネルギーなど導入の促進	①再生可能エネルギー利用設備の導入
3	交通に起因する二酸化炭素排出削減の促進	①公共交通機関の利用促進 ②低公害車の導入・エコドライブの促進

#### (1) 取り組みの視点1 市民、事業者による省エネルギー行動の促進

##### ①日常生活における省エネルギー行動の促進

《市の取り組み》

##### ●家庭でできる省エネルギー行動の促進

市のホームページ、市報などにより、家庭でできる省エネ対策などの情報を広く提供することにより、市民の意識啓発を図ります。

また環境家計簿や緑のカーテンの導入など、家庭でできる省エネルギー行動の効果を古賀市環境市民会議などと協力して検証します。市民が実際に自ら体験することでデータを得、これを市のホームページなどを使って公開していくことで、啓発に繋げていきます。

##### ●省エネルギー機器の普及促進

エネルギー消費の少ない家電、給湯器などに関する情報提供を積極的に行い、省エネルギー機器の導入促進を行います。

##### ●省エネルギー住宅に関する情報提供

住宅の新築、改築の際に導入可能な高气密化、高断熱化などの省エネルギー技術の情報を広く提供することにより、省エネルギー型住宅の普及を図ります。

●レジ袋削減の推進

レジ袋削減のため、市民へマイバッグ持参について呼びかけるとともに、事業者との協力を図ります。

《市民・事業者に求められる取り組み》

取 り 組 み 内 容	年間省エネ効果量 (計算の条件)	区分
冷暖房の設定温度を、暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安に温度設定をします。	夏 11.3 kg-CO <sub>2</sub> (外気温度 31℃の時、エアコン (2.2kW) の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合。使用時間：9 時間/日) 冬 19.9 kg-CO <sub>2</sub> (外気温度 6℃の時、エアコン (2.2kW) の冷房設定温度を 21℃から 20℃にした場合。使用時間：9 時間/日)	市民
電気ポットを長時間使用しないときは、コンセントからプラグを抜くようにします。	40.2 kg-CO <sub>2</sub> (ポットに満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用后、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較。)	市民
電気カーペットの設定温度はこまめに調節します。	69.6 kg-CO <sub>2</sub> (3 畳用で、設定温度を「強」から「中」にした場合。1 日 5 時間使用)	市民
照明は、省エネ型の蛍光灯などを使用します。	31.4 kg-CO <sub>2</sub> (54W の白熱電球から 12W の電球形蛍光灯に交換した場合。)	市民
冷蔵庫の中は整理整頓し、ものを詰め込み過ぎないようにします。	3.9 kg-CO <sub>2</sub> (詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較。)	市民
洗い物をする時は、給湯器は温度設定を細かくします。	20.5 kg-CO <sub>2</sub> (65L の水道水 (水温 20℃) を使い、湯沸かし器の設定温度を 40℃から 38℃にし、2 回/日手洗いをした場合。使用期間：冷房期間を除く 253 日)	市民
シャワーはお湯を出しっぱなしにしないようにします。	31.3 kg-CO <sub>2</sub> (45℃のお湯を流す時間を 1 分間短縮した場合。)	市民
お風呂は、間隔をあけずに入るなど、追い焚きをしないようにします。	88.9 kg-CO <sub>2</sub> (2 時間放置により 4.5℃低下した湯 (200L) を追い焚きする場合。1 回/日)	市民
洗濯物はできるだけ、まとめて洗うようにします。	8.2 kg-CO <sub>2</sub> (定格容量 (洗濯・脱水容量：6kg) の 4 割を入れて洗う場合と、8 割を入れて洗う場合との比較。)	市民
電気製品を使わない時は、コンセントからプラグを抜き、待機電力を少なくします。	42.3 kg-CO <sub>2</sub> (「機能上支障のない機器をコンセントから抜いた場合、待機時消費電力量は 285kWh/年・世帯が 172kWh/年・世帯となり、40%の削減となる」出典：平成 20 年度待機時消費電力調査報告書 (省エネルギーセンター))	市民
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) を導入します。	734.5 kg-CO <sub>2</sub> (対象エネルギーをガスとする。)	市民
高効率ガス給湯器 (エコジョーズ) を導入します。	154.6 kg-CO <sub>2</sub> (対象エネルギーをガスとする。)	市民
白熱電球を LED に付け替えます。	12.9 kg-CO <sub>2</sub> (1 世帯あたり 54W 電球を 6.4WLED に 4 個付け替え 2 時間/日×365 日使用)	市民
省エネ家電を選択し購入します。	1,981.0 kg-CO <sub>2</sub>	市民
既築戸建住宅の断熱改修により新基準適合とします。	793.0 kg-CO <sub>2</sub>	市民

出典：家庭の省エネ大事典 (省エネルギーセンター)、家庭でできる 10 の取り組み (環境省)、地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアル (第 1 版) 簡易版、平成 22 年 8 月、環境省

## ②環境に配慮した事業活動の促進

《市の取り組み》

### ●事業者への環境マネジメントシステム導入の促進

事業者が自主的に環境保全への取り組みを継続的に進めていくための仕組みとして、環境マネジメントシステムの導入を促進します。規格取得、点検・評価などに必要な費用の補助、手続きに関する情報の提供、研修会などの開催を検討します。

### ●環境配慮、環境活動の推進

事業者がグリーン購入や地域清掃活動など、環境活動に取り組む際に必要となる情報や参考事例などに関する情報提供を行い取り組みの推進を図ります。

《市民・事業者に求められる取り組み》

取 り 組 み 内 容	年間省エネ効果量 (計算の条件)	区分
環境マネジメントシステムの導入を検討します。	—	事業者
エアコンの冷暖房温度は適正温度 (冷房 28℃、暖房 20℃) に設定します。	3.0 kg-CO <sub>2</sub>	事業者
昼休みの消灯に努めます。	1.5 kg-CO <sub>2</sub> (200日の営業)	事業者
事務所の業務用エアコンや蛍光灯器具、パソコンや複写機などのOA機器をエネルギー効率の高いトップランナー適合機種に入れ替えます。	0.33 kg-CO <sub>2</sub>	事業者
白熱電球をLEDに付け替えます。	42.3 kg-CO <sub>2</sub> (54W電球を6.4WLEDに4個付け替え。 12時間/日×200日使用)	事業者

出典：オフィスビルの省エネルギー (省エネルギーセンター)、エネルギー・経済統計要覧 2010、省エネルギー方策の効果と便益に及ぼす影響、地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアル (第1版) 簡易版、平成 22 年 8 月、環境省、京都議定書目標達成計画 (環境省)

## (2) 取り組みの視点 2 再生可能エネルギーなど導入の促進

### ①再生可能エネルギー利用設備の導入

《市の取り組み》

#### ●太陽光発電システム導入への助成と啓発

家庭への太陽光発電システム導入の助成の検討を行うとともに、助成を受けた家庭には環境モニターとして環境家計簿の提出をお願いします。またその効果については、環境家計簿の集計結果を公表することとし、啓発に役立てます。

#### ●再生可能エネルギー導入促進

再生可能エネルギーに関する展示や学習講座など、各種イベントを通じて再生可能エネルギー利用機器の導入を促進します。

《市民・事業者に求められる取り組み》

取 り 組 み 内 容	年間省エネ効果量 (計算の条件)	区分
太陽光発電施設を戸建住宅に導入します。	1,388 kg-CO <sub>2</sub> (4kW)	市民
太陽光発電施設を集合住宅に導入します。	3,469 kg-CO <sub>2</sub> (10kW)	市民
太陽光発電施設を導入します。	1,388 kg-CO <sub>2</sub> (事業所 4kW) 3,469 kg-CO <sub>2</sub> (事業所 10kW) 17,345 kg-CO <sub>2</sub> (工場 50kW)	事業者

出典：地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版、平成22年8月、環境省

(3) 取り組みの視点3 交通に起因する二酸化炭素排出削減の促進

①公共交通機関の利用促進

《市の取り組み》

●公共交通機関の利用促進

マイカーから公共交通への利用の転換を促進するため、各種公共交通機関との接続や公共施設・商業施設・医療施設などへのアクセスにおける利便性が向上するよう、西鉄バス薦野線のルート及びダイヤについて検討・改善を重ねます。

《市民・事業者に求められる取り組み》

取 り 組 み 内 容	年間省エネ効果量 (計算の条件)	区分
外出するときは徒歩・自転車と電車・バスの公共交通機関を利用します。	鉄道 145.0 kg-CO <sub>2</sub> (週2日、往復10km、年間50週) バス 113.2 kg-CO <sub>2</sub> (週2日、往復10km、年間50週)	市民
貨物輸送の効率化の促進のため、ものを運ぶときは自家用トラックではなく、積載効率の高い営業用トラックを利用します。	1,073.3 kg-CO <sub>2</sub> (自家用普通貨物車で1トンの荷物を1日20km、240日運んでいたのを営業用普通貨物車に切り替えた場合)	事業者
通勤や業務による移動時には、公共交通機関の積極的な利用や徒歩、自転車などでの移動に努めます。	158.2 kg-CO <sub>2</sub> (週2日、往復10km、年間50週)	事業者
共同配送による積載率の向上や輸送回数の効率化、効率的な配車、帰り荷の利用など物流の合理化による輸送の効率化を検討します。	—	事業者
自動車による貨物輸送を鉄道、船舶輸送に切り替えるモーダルシフトを検討します。	—	事業者

出典：エネルギー・経済統計要覧2010、自動車輸送統計年報（国土交通省）

②低燃費車・低公害車の導入・エコドライブの促進

《市の取り組み》

●低燃費車・低公害車の導入促進

自動車の買い換え時などに低燃費車・低公害車の導入が促進されるように必要な情報の提供を行います。

《市民・事業者に求められる取り組み》

取 り 組 み 内 容	年間省エネ効果量 (計算の条件)	区分
アイドリングストップを実施します。	40.2 kg-CO <sub>2</sub> (30kmごとに4分間の割合で実施した場合)	市民
ふんわりアクセル「eスタート」を実施します。	194.0 kg-CO <sub>2</sub> (5秒間で20km/h程度に加速する発進方法で、年間10,000km走行した場合)	市民
加減速の少ない運転を実施します。	68.0 kg-CO <sub>2</sub> (年間10,000km走行した場合)	市民
早めのアクセルオフを心がけます。	42.0 kg-CO <sub>2</sub> L (年間10,000km走行した場合)	市民
乗用車をハイブリッド自動車などの低燃費車・低公害車に換えます。	719.8 kg-CO <sub>2</sub> (ハイブリッド車プリウスと一般車の燃費比較 1500ccクラス、年間10,000km走行した場合)	市民
エコドライブの実践に努めます。	—	事業者
事業活動で使用する自動車をハイブリッド自動車などの低燃費車・低公害車に換えます。	—	事業者

出典：家庭の省エネ大事典（省エネルギーセンター）、これからのライフスタイル「環のくらし」（環境省）

## 第5章 推進体制と進行管理



「砂の華」(古賀の魅力再発見コンテスト)

## 第5章 推進体制と進行管理

### 1 推進体制

計画を着実に推進していくためには、多くの人が参加し、取り組みを進めていく必要があります。

そこで本計画の推進は、環境基本計画と同様に、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、市民・事業者サイドの協力機関である「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」、庁内組織である「古賀市環境政策調整委員会」が連携・協力しながら進めていくこととします。

また、広域的な視点での取り組みが必要な事項については、周辺市町、県、国などと連携・協力を図りながら進めていきます。

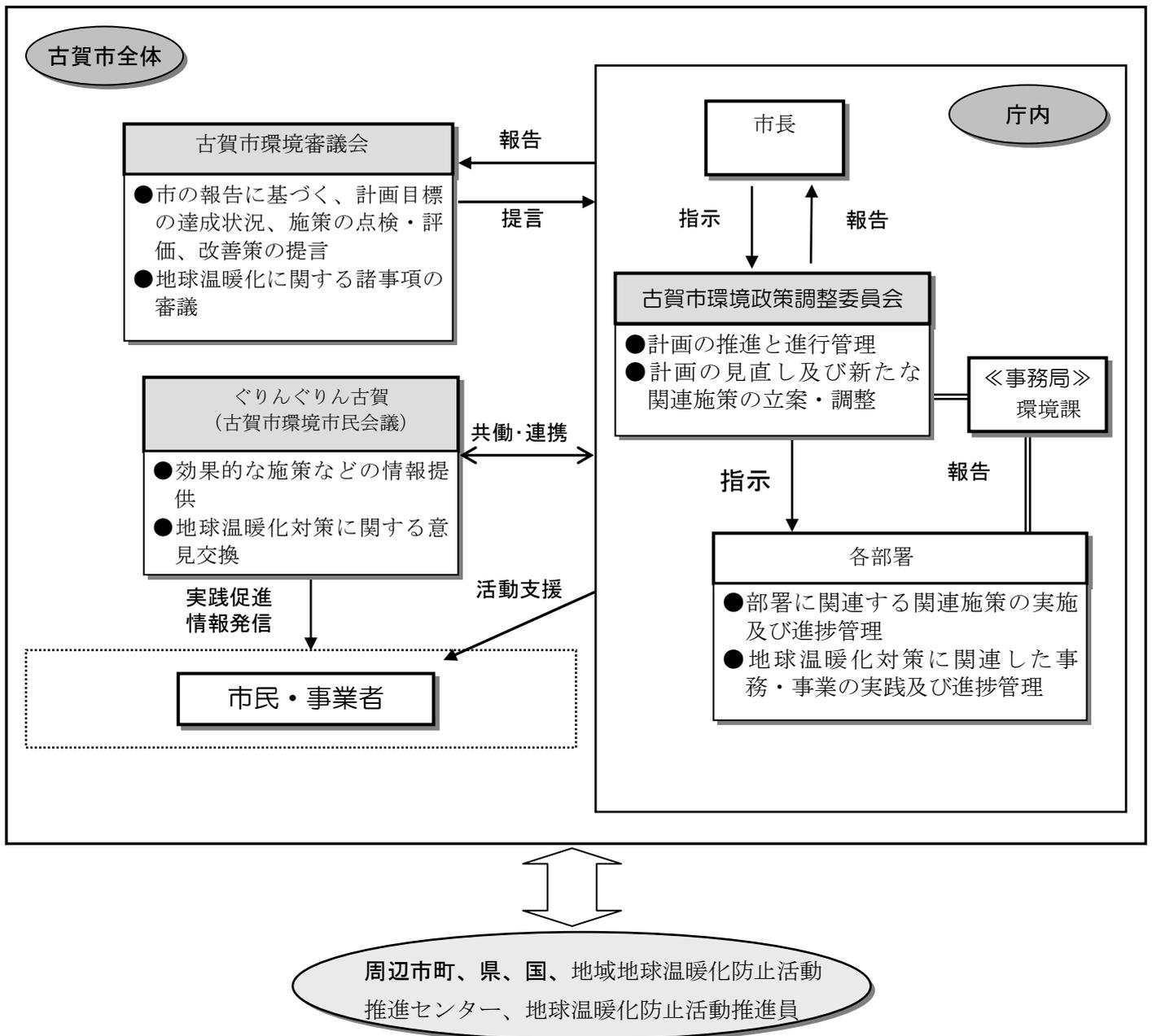


図 2-23 計画の推進体制

## 2 進行管理

計画の進行管理については、毎年度、本計画における取り組みの進捗状況や実績について点検・評価するものとします。点検・評価結果については「古賀市環境審議会」に報告し、課題や今後の展開などについて必要な意見や提言を受け、施策への反映を図ることとします。

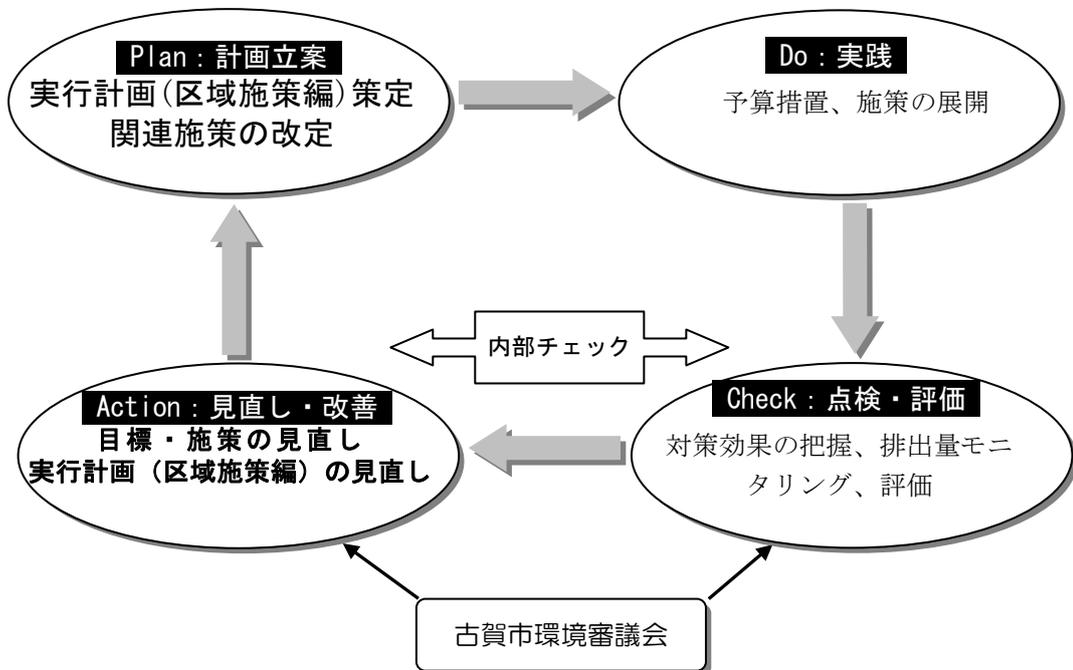


図 2-24 計画の進行管理

## 3 公表

毎年の点検・評価結果は、市のホームページなどで公開し、市民、事業者などとの進捗状況や課題の共有に努めます。